

平成29年度 私立短期大学経理事務等研修会
平成29年10月31日～11月2日
浜松市「オークラアクトシティホテル浜松」

E-1

— E 分科会研修資料集 —

- テーマ① 計算書類の注記
- テーマ② 会計検査院の实地検査
- テーマ③ 財務分析
- テーマ④ 情報公開と学校法人のガバナンス
- テーマ⑤ 私学における法律上の問題と対応策

主催：一般財団法人 私学研修福祉会

協力：日本私立短期大学協会

目 次

テーマ① 計算書類の注記	3
テーマ② 会計検査院の現地検査	81
テーマ③ 財務分析	117
テーマ④ 情報公開と学校法人のガバナンス	133
テーマ⑤ 私学における法律上の問題と対応策	165

テーマ①

テーマ②

テーマ③

テーマ④

テーマ⑤

テーマ① 計算書類の注記

担当 白鳥 仁 委員
景山 峰 司 委員

計 算 書 類 の 注 記

目 次

(1) 学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知） 文部科学省高等教育局私学部参事官	
—25高私参第8号 平成25年9月2日— ……………	7
○別添 注記事項記載例 ……………	16
(2) 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知） 文部科学省高等教育局私学部参事官	
—25高私参第9号 平成25年9月2日— ……………	22
○別添 学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に 保持すべき資金の額について ……………	24
○参考 新旧対照表 ……………	26
(3) 学校法人委員会研究報告第16号 計算書類の注記事項の記載に関するQ&A —最終改正 平成26年12月2日 日本公認会計士協会— ……	29
(4) 学校法人委員会実務指針第45号 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」 に関する実務指針 —平成26年1月14日 日本公認会計士協会— ……………	58

写

25高私参第8号
平成25年9月2日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官
牛尾 則 文

(印影印刷)

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）

「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日付け文部科学省令第15号）」については、同日付け25文科高第90号により、その趣旨、内容の概要等について通知したところです。このたび、下記のとおり、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要と考えられる会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すこととしましたので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

記

I 用語の定義等

改正後の学校法人会計基準（以下「新基準」という。）において用いられている用語の定義等については、次のとおりとする。

1. 教育

新基準第5条、第14条の2、第15条及び第30条に規定する「教育」とは、改正前の学校法人会計基準と同様、研究も含むものとする。

2. 活動区分資金収支計算書

(1) 教育活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「教育活動による資金収支」とは、資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、以下に示す(2)の①「施設整備等活動による資金収支」及び(3)の①「その他の活動による資金収支」を除いたものをいう。

- ② 「特別寄付金収入」とは、用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう。
- ③ 「経常費等補助金収入」とは、補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう。

(2) 施設整備等活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「施設整備等活動による資金収支」とは、新基準第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② 「その他これらに類する活動」とは資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。
- ③ 「施設設備寄付金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう。
- ④ 「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための補助金収入をいう。
- ⑤ 「施設設備売却収入」とは、施設設備の売却による収入をいう。
- ⑥ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。

(3) その他の活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「その他の活動による資金収支」とは、財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいい、新基準第14条の2第1項第3号に定める「資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。
- ③ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。
- ④ 「(何)引当特定資産取崩収入」の次の項の「(何)」には、「貸付金回収収入」、「預り金受入収入」その他これらに類する収入が該当する。
- ⑤ 「収益事業元入金支出」の次の項の「(何)」には、「貸付金支払支出」、「預り金支払支出」その他これらに類する支出が該当する。

3. 事業活動収支計算書

(1) 教育活動収支

- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、以下に示す(2)の①「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう。

(2) 教育活動外収支

- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動外収支」とは、経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第2号に定める「教育活動以外の経常的な活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは資金調達及び資金運用に係る活動をいう。

(3) 特別収支

- ① 新基準第5号様式に定める「特別収支」とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第3号に定める「前2号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② 特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。
「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう。
- ③ 平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に基づき、退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当するものとする。

(4) 表「(参考)」

新基準第5号様式に定める「(参考)」の表中の「事業活動収入計」には「教育活動収入計」、「教育活動外収入計」及び「特別収入計」を合計した金額を、「事業活動支出計」には「教育活動支出計」、「教育活動外支出計」及び「特別支出計」を合計した金額を表示するものとする。なお、予算欄については、「予備費」の未使用額を含めるものとする。

4. 過年度修正額

「過年度修正額」のうち、資金収入又は資金支出を伴うものについては、事業活動収支計算書においては小科目「過年度修正額」で処理することとなるが、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書においては、次のとおり処理するものとする。

- (1) 資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、資金収入は大科目「雑収入」に小科目「過年度修正収入」を設け、資金支出は大科目「管理経費支出」に小科目「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。
- (2) 活動区分資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、「その他の活動による資金収支」に小科目「過年度修正収入」又は「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。

II 固定資産の評価等の会計処理の取扱い

固定資産の評価等の会計処理の取扱いは、次のとおりとする。

1. 固定資産の評価

近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じている。そうした状況にある固定資産について、資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、貸借対照表の資産計上額から除くことができることとする。

- (1) 学校法人が保有する有形固定資産又は無形固定資産について、現に使用するこ

とをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のないものについては、理事会及び評議員会（私立学校法第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。）の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものとする。

- (2) この損失の処理科目は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「資産処分差額」に小科目「有姿除却等損失」等を設けて表示するものとする。
- (3) 貸借対照表の資産計上額から除いた固定資産に対応する基本金（備忘価額を含む）は取崩しの対象としなければならない。

2. 有価証券の評価換え

有価証券については、取得価額で評価しているが、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしている（第27条）が、従来その具体的な取扱いが明確ではなかった。このため、具体的な処理の基準を示すこととする。

- (1) 当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格（以下「市場価格」という。）がある場合は、それを時価とするものとする。市場価格のない有価証券のうち、債券等については当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額を時価とするものとする。
これらの時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。また時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するものとする。
- (2) 市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額（一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの純資産額）を時価とみなすものとし、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。

III 注記事項の追加等

注記事項の追加等は、次のとおりとする。

なお、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」における別添2「注記事項記載例」について、その後に発出された平成20年9月11日付け高私参第2号「リース取引に関する会計処理について（通知）」、平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」、及び本通知により新たに必要となる注記を加除修正すると、別添のとおりとなるので参考とされたい。

1. 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記

新基準第4号様式の（注）3に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記は、以下の例を参考に「活動区分資金収支計算書」の末尾に記載するものとする。

(注記例)

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

(単位：円)

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	×××	×××	×××	×××
前期末未収入金収入	×××	×××	×××	×××
期末未収入金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前受金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
前期末未払金支払支出	×××	×××	×××	×××
前払金支払支出	×××	×××	×××	×××
期末未払金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前払金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計－支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××

(注) 該当する項目のみに数値を記入する。

2. 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

- (1) 新基準第34条第7項に定める「当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合」には、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金	
現金預金	×××円
有価証券(※1)	×××円
〇〇特定資産(※2)	×××円
計	×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

また、該当しない場合には、以下の例を参考に注記する。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

- (2) 「第4号基本金に相当する資金」とは、現金預金及びこれに類する金融商品とするものとする。この現金預金とは貸借対照表上の現金預金であり、これに類する金融商品とは、他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品をいい、第4号基本金に対応する名称を付した特定資産を含み、その他の特定資産は含めないものとする。

3. 「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」の追加

新基準第34条第8項に定める「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」については、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」で示した9項目に、以下の(1)及び(2)に示す注記事項を加え、これらについて重要性があると認められる場合には記載するものとする。

(1) 有価証券の時価情報に係る注記

近年の金融商品の多様化や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重要となっていることから、有価証券の時価情報を種類別に注記するものとする。

- ① 改正前の学校法人会計基準における有価証券の時価情報の注記に加えて、保有する有価証券の種類ごとの情報について、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)×××
株式	×××	×××	(△)×××
投資信託	×××	×××	(△)×××
貸付信託	×××	×××	(△)×××
その他	×××	×××	(△)×××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) 学校法人間取引についての注記

学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、関連当事者の注記に該当しない場合についても、広く貸付金・債務保証等の学校法人間の取引について注記するものとする。

- ① 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。
- ② 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。

(注記例)

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

(注) 関連当事者欄には、関連当事者の注記対象にも該当する場合は「○」を記入する。

IV 経過措置

1. 「基本金」と「繰越収支差額」の表示（第32条、第7号様式）に伴う経過措置
 - (1) 平成26年度の決算における「基本金の部」中の科目は、平成27年度の決算における貸借対照表の「純資産の部」中の大科目「基本金」中のそれぞれ該当する小科目に表示するものとする。
 - (2) 平成26年度の決算における「消費収支差額の部」中の科目のうち、「翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）」は、平成27年度の決算における貸借対照表の大科目「繰越収支差額」の小科目「翌年度繰越収支差額」に表示するものとする。
 - (3) 平成26年度の決算における「消費収支差額の部」中の科目のうち、「(何)年度消費支出準備金」は、平成27年度の決算における貸借対照表の大科目「繰越収支差額」の小科目「翌年度繰越収支差額」の前に小科目「(何)年度消費支出準備金」を設けて表示するものとする。
2. 固定資産の中科目「特定資産」を設けること（第7号様式）に伴う経過措置

平成26年度の決算における「その他の固定資産」中に個別に小科目として表示さ

れている特定資産は、そのままの科目で、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「特定資産」の小科目として表示するものとする。

3. 「消費支出準備金」の廃止（改正前の第21条）に伴う経過措置

消費支出準備金を廃止することに伴い、平成26年度末に保有していた消費支出準備金は、平成27年度の決算において取り崩し、事業活動収支計算書の「前年度繰越収支差額」の次に、小科目「(何)年度消費支出準備金取崩額」を設けて表示するものとする。

4. 「その他の機器備品」を「管理用機器備品」に名称変更することに伴う経過措置

平成26年度の決算における「その他の機器備品」は、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「管理用機器備品」として表示するものとする。

5. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、改正後の学校法人会計基準は平成28年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されるため、本通知のうち、IVの1、2、3及び4に示すものについては、「平成26年度」を「平成27年度」に、「平成27年度」を「平成28年度」に、それぞれ読み替えるものとする。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係 電話 03-5253-4111 (内線2539)
--

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金

現金預金 ×××円

有価証券(※1) ×××円

〇〇特定資産(※2) ×××円

計 ×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度(平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)××
株式	×××	×××	(△)××
投資信託	×××	×××	(△)××
貸付信託	×××	×××	(△)××
その他	×××	×××	(△)××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位 円)

対 象 物	種 類	当年度 (平成××年3月31日)			
		契 約 額 等	契約額等のうち1年超	時 価	評 価 損 益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合 計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

(3) 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

① 名称及び事業内容 株式会社〇〇 清掃・警備・設備関連業務の委託

- ② 資本金の額 ×××円
- ③ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
平成××年××月××日 ×××円 ×××株
総出資金額に占める割合 ××%
- ④ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
受入配当金××円 寄付金××円 当該会社からの長期借入金×××円
- ⑤ 当該会社の債務に係る保証債務 学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

(4) 主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科 目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末日の為替相場 による円換算額	換算差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル ××	××	××	△××
長期借入金	ユーロ ××	××	××	××

(5) 偶発債務

下記について債務保証を行っている。

教職員の住宅資金借入れ	×××円
役員銀行借入金	×××円
A学校法人(姉妹校)の銀行借入金	×××円
B社(食堂業者)の銀行借入金	×××円
理事(又は監事)が取締役であるC社の銀行借入金	×××円

(6) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

<u>リース物件の種類</u>	<u>リース料総額</u>	<u>未経過リース料期末残高</u>
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円

② 平成21年3月31日以前に開始したリース取引

<u>リース資産の種類</u>	<u>リース料総額</u>	<u>未経過リース料期末残高</u>
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円

(7) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出	×××	補助活動収入 (売上高)	×××
管理経費支出 (経費支出)	×××	その他の受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××
計	×××	計	×××
純額			××

(8) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属 性	役員、 法人等 の名称	住 所	資本 金又 は出 資金	事業内容 又は職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
理事	鈴木 一郎	—	—	A社代表 取締役	—	—	—	資金の貸 付	××	貸付 金	××
理事長××が議 決権の過半数を 有している会社	B社	東京都 ××区	××	不動産の 賃貸及び 管理他	×%	兼任 1人	不動産 の賃貸 借契約 の締結	家賃の支 払	××	敷金	××
理事	田中 二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土 地使用	0	—	0

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付金利を合理的に決定している。

(9) 後発事象

平成××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建 物	××円	××円
構築物	××円	××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

(10) 学校法人間の財務取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

<例2>

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…期末要支給額×××円は、退職金財団よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文科科学省令第15号）に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表（固定資産明細表を含む。）について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 徴収不能引当金の合計額 0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 ×××円

建物 ×××円

定期預金 ×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし

写

25高私参第9号
平成25年9月2日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官
牛尾 則 文

(印影印刷)

「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額については、昭和62年8月31日付け文高法第224号の文部大臣裁定「恒常的に保持すべき資金の額について（以下「大臣裁定」という。）」で定められていたところですが、平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の公布に伴い、別添のとおり改正することとなりました。

改正の趣旨、概要は以下のとおりでありますので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

I 改正の趣旨

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」について、今回の学校法人会計基準の改正に伴い、従来、算定の基礎であった消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更され、新たに収入支出を活動の種類ごとに区分することとなったため、算定式を変更するものである。

また、大臣裁定に基づく恒常的に保持すべき資金の額は、従来、当年度の計算額が前年度の保持すべき資金の額に比べて大幅に下がった場合でも、前年度の額を維持することとされているが、学校法人の財政状態等をより適正にあらわすために、支出が大幅に下がった場合には、それに合わせて恒常的に保持すべき資金の額を下げるものとするものである。

II 改正の概要

1. 算定式の変更

恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利

息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。）と定めることとした。

2. 恒常的に保持すべき資金の額の引下げ

当年度の恒常的に保持すべき資金の額の計算額が、前年度の保持すべき資金の額に比べて下がった場合において、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合には、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とした。

また、前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、一時的な減少ではなく、法人の支出規模が減少したものとみなして、学校法人会計基準第31条第1項第1号に該当し、前年度の保持すべき資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないものとした。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係
電話 03-5253-4111(内線2539)

昭和62年8月31日 文部大臣裁定
(平成25年9月2日最終改正)

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する 恒常的に保持すべき資金の額について

学校法人会計基準（昭和46年4月1日 文部省令第18号）第30条第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。

記

1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。）とする。
なお、本項により計算した額（以下「計算額」という。）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。
2. (特例)
 - ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。
 - イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。
3. (経過措置)
 - ア. 平成27会計年度に係る計算額
 - ① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の人件費（退職給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。）とする。
 - ② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、①の規定

にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

- ③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合については、2. ア. に定める特例は適用しないものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、3. ア. 及びイ. に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

参 考

- 学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部科学大臣
裁定）

（傍線部分は変更部分）

新	旧
<p>○ <u>学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部科学大臣裁定）</u></p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の<u>事業活動収支計算書における教育活動収支の</u>人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）<u>、教育研究経費（減価償却額を除く。）</u>、管理経費（減価償却額を除く。）及び借入金等利息</p>	<p>○ <u>恒常的に保持すべき資金の額について（昭和62年8月31日文高法第224号 文部大臣裁定）</u></p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の消費支出の人件費（退職給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。）<u>、教育研究経費（減価償却額を除く。）</u>、管理経費（減価償却額を除く。）及び借入金等利息</p>
記	記

を除く。)及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

なお、本項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならぬ。

2. (特例)

ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 平成27会計年度に係る計算額

① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の person 費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

2. (特例)

ア. 前項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金額(改正前の学校法人会計基準第30条第1項第4号に係る基本金額をいう。)を下回るときは、計算額の100分の100以上昭和62会計年度末基本金額(計算額の100分の200を超える場合にあつては、当該計算額の100分の200を限度とする。)以下の範囲内において、学校法人が定める額をもって、昭和63会計年度の保持すべき資金の額とする。

② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合については、2.ア.に定める特例は適用しないものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、3.ア.及びイ.に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

イ. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金の100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときは、昭和62会計年度末基本金額をもって、昭和63会計年度の保持すべき資金の額とすることができる。

(新設)

(新設)

4. この裁定は、昭和63年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

計算書類の注記事項の記載に関する Q & A

平成 17 年 6 月 13 日

改正 平成 21 年 9 月 1 日

改正 平成 23 年 11 月 8 日

最終改正 平成 26 年 12 月 2 日

日本公認会計士協会

まえがき

1. 本研究報告は、平成 17 年 3 月 31 日に学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日 文部省令第 18 号。以下「基準」という。）の一部が改正され、注記事項の充実が図られたことを受け、基準により明記された注記事項及びこのほか考えられる注記事項をできるだけ網羅的に取り上げることにより、実務の参考となるよう具体的な記載例を取りまとめたものである。
2. 平成 21 年改正の本研究報告は、平成 20 年 9 月 11 日に「リース取引に関する会計処理について（通知）」（20 高私参第 2 号。以下「リース通知」という。）及び「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」（20 高私参第 3 号。以下「ソフトウェア通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、リース通知、ソフトウェア通知に係る部分及び一部の語句修正を行っている。
3. 平成 23 年改正の本研究報告は、平成 23 年 2 月 17 日に「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（22 高私参第 11 号。以下「会計方針統一通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、会計方針統一通知に係る部分及び一部の語句修正を行ったものである。
4. 平成 26 年改正の本研究報告は、平成 25 年の学校法人会計基準の改正（以下「平成 25 年基準改正」という。）に伴い改正したものである。すなわち、平成 25 年 4 月 22 日に「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」（25 文科高第 90 号）、平成 25 年 9 月 2 日に「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25 高私参第 8 号。以下「第 8 号通知」という。）及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」（25 高私参第 9 号）が文部科学省から発出されたことから、注記事項の記載に関連する内容につき見直しを行い、一部の語句修正を行ったものである。研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成 26 年 12 月の改正は平成 25 年基準改正との整合性を図るための改正であること

から、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）の実務の参考とすることとし、平成 27 年 3 月 31 日以前（知事所轄法人については平成 28 年 3 月 31 日以前）は従前の取扱いを行うこととなる。

注記事項の内容について

Q 1 「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号）により、注記すべき重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項は、具体的にはどのような内容でしょうか。

A 計算書類には、基準第 34 条の規定に従い、次の事項を脚注として記載する。

- (1) 重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針の変更等
- (3) 減価償却額の累計額の合計額
- (4) 徴収不能引当金の合計額
- (5) 担保に供されている資産の種類及び額
- (6) 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
- (7) 当該会計年度の末日において第 4 号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
- (8) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

上記の重要な会計方針並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項には、第 8 号通知に基づき以下の項目を記載する。なお、具体的に掲げた項目以外にも、重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を判断するために必要な事項については、学校法人の規模等によって一概に金額基準を示すことはできないが、学校法人の資産総額若しくは事業活動収入計、経常収支差額又は基本金組入前当年度収支差額などに照らして重要な影響を与える場合やその事項に重要性がある場合には、財政及び経営の状況を正確に判断するために記載することとなる。

重要な会計方針

- ① 引当金の計上基準（徴収不能引当金及び退職給与引当金等）
- ② その他の重要な会計方針
 - ・ 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準
 - ・ 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法
 - ・ 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法、等

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- ① 有価証券の時価情報
- ② デリバティブ取引
- ③ 学校法人の出資による会社に係る事項
- ④ 主な外貨建資産・負債
- ⑤ 偶発債務
- ⑥ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ⑦ 純額で表示した補助活動に係る収支
- ⑧ 関連当事者との取引
- ⑨ 後発事象
- ⑩ 学校法人間の取引 等

注記事項に関する考え方について

Q 2 Q 1 に掲げた注記事項は、必ず記載しなければならないのでしょうか。

A 基準第 34 条に規定されている注記事項は、基準第 35 条に示す第 7 号様式に事項が定められており、該当がない場合であってもその事項と該当がない旨の記載をしなければならない。

重要な会計方針のうち、引当金の計上基準には、徴収不能引当金及び退職給与引当金に係る計上基準を必ず記載し、これら以外の引当金を設定している場合には併せて必ず記載する。また、その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項のうち、学校法人の出資会社に係る事項は、「学校法人の出資による会社の設立等について（通知）」（平成 13 年 6 月 8 日 13 高私行第 5 号）により、該当がある場合に必ず記載しなければならない。

なお、引当金の計上基準以外の重要な会計方針及び学校法人の出資による会社に係る事項以外のその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、重要性がある場合に記載するが、この場合の「重要性」は、注記項目が計算書類に与える影響額又は学校法人の財政及び経営の状況に及ぼす影響により判断する。また、これらは、該当がない場合又は重要性がない場合については、項目自体の記載を要しない。

記載場所について

Q 3 注記事項は必ず貸借対照表の末尾に記載しなければならないのですか。例えば、収支に関わる注記事項について、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書又は事業活動収支計算書の末尾に記載してもよいですか。

A 注記事項の記載箇所は、基準第 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載する。

その他の事項については、関係する計算書類の末尾に記載することが適当であろう。しかし、注記の項目によっては、複数の計算書類に関係するものもあり、これらを一覧できるように一括して記載する方法が便利な場合もある。どちらに記載するかは、注記事項の種類、数、関係する計算書類などによって判断し、より分かりやすい方法によるべきであろう。

したがって、収支に係る注記項目で、基準第 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載し、その他の事項については、個別に判断することとなる。

なお、基準第 4 号様式の（注）3 に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記については活動区分資金収支計算書の末尾に記載する。

また、会計方針統一通知の経過措置を適用する場合、変更時差異については、特別収支の「その他の特別支出」の小科目「退職給与引当金特別繰入額」として表示するが、この場合には、事業活動収支計算書の末尾に「退職給与引当金特別繰入額」についての説明を注記する必要がある。

重要な会計方針等

Q 4 重要な会計方針等の注記はなぜ必要なのですか。

A 会計方針とは、計算書類の作成に当たって、その財政及び経営の状況を正確に判断するために採用した会計処理の原則及び手続をいう。

表示方法とは、計算書類の作成に当たって採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、計算書類の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

計算書類の作成に当たって採用する会計方針及び表示方法は、それぞれの学校法人について必ずしも同一ではなく、一つの会計事象や取引について複数の会計処理や表示方法が認められており、その中から一つの会計処理等を選択適用している。したがって、重要な会計方針等としてどのような会計処理及び手続並びに表示方法を採用しているかを計算書類に注記することによって、計算書類の信頼性を高め、計算書類の前年度との比較を可能とするものである。

なお、一旦採用した会計方針及び表示方法は毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

また、会計上の見積りとは、資産及び負債並びに収入及び支出等の額に不確実性がある場合において計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

引当金の計上基準

Q 5 引当金の計上基準は、具体的にどのようなものですか。

A 引当金とは、将来の特定の事業活動支出であって、当年度の負担に属する額を当年度の事業活動支出として計上したときの貸方項目であり、その発生が当年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上される。引当金の計上基準については、金額的重要性のみならず、科目の重要性があるため、計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載することとなる。基準に示されている引当金は、徴収不能引当金及び退職給与引当金であり、具体的記載例は以下のとおりである。なお、会計年度末に引当金残高がない場合においても会計方針として引当金の計上基準を注記することとなる。

その他、学校法人が計上している引当金がある場合には、これらに準じて取り扱うものとする。

【記載例】

引当金の計上基準

徴収不能引当金

(例1) 金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

(例2) 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

(例1) 退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

(例2) 退職金の支給に備えるため、私立大学退職金財団加入者については、期末要支給額×××円の100%を基にして、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。△県〇〇退職金団体加入者については、期末要支給額×××円の100%を基にして、同退職金団体からの交付金を控除した額を計上している。

(例3) 期末要支給額×××円は、〇〇私学退職金団体よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

(例4) 退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

なお、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日付け22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に基づく変更時差異×××円については、平成23年度から〇年で毎年度均等に繰り入れている。

有価証券の評価基準及び評価方法

Q 6 有価証券の評価基準及び評価方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 基準第25条において、「資産の評価は、取得価額をもってするものとする。」と規定されており、有価証券の評価基準は原価法である。また、評価方法については会計方針統一通知によって移動平均法によることとされている。

具体的記載例は以下のとおりであり、重要性があると認められる場合には貸借対照表の末尾に重要な会計方針として記載する。なお、学校法人が処理する勘定科目のいかんを問わないことに留意されたい。

【記載例】

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的有価証券の評価基準は償却原価法である。
- ・ 有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

Q 7 たな卸資産の評価基準及び評価方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 有価証券と同様に基準第25条において、「資産の評価は、取得価額をもってするものとする。」と規定されており、たな卸資産の評価基準は原価法である。また、評価方法については定めていないが、先入先出法、総平均法、移動平均法等がある。

このように、評価基準には選択の余地がないが、評価方法には選択の余地があり、たな卸資産の評価に関する会計方針として、評価基準と評価方法を一体として注記することによりその内容を明らかにするものである。したがって、学校法人が保有するたな卸資産に金額的重要性がある場合には、両者を一体として注記する。

【記載例】

たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

Q 8 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準の注記は、どのように記載するのですか。

すか。

A 外貨建資産・負債は、外貨建を円貨に換算して表示するが、年度末日の為替相場で換算する場合と取得時又は発生時の為替相場で換算する場合とでは計算書類に与える影響が異なる。したがって、外貨建資産・負債等に金額的重要性がある場合には、本邦通貨への換算基準を注記する。

【記載例 1】

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

【記載例 2】

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算している。

(Q9 削除)

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

Q10 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 基準第5条において、「計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出……については、純額をもって表示することができる。」と規定している。このように総額表示と純額表示の双方の表示方法が認められており、どちらの方法を採用するかは勘定科目ごとに任意に選択することができる。

しかし、このような学校法人特有の会計処理については、相殺の有無により収支計算書の合計金額が大きく相違する場合がある。したがって、相殺金額に重要性がある場合にはどのような表示方法を採用しているか注記することに意義がある。

【記載例】

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

Q11 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 基準第5条において、「計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するもの」と

する。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出……については、純額をもって表示することができる。」と規定されており、さらに学校法人委員会実務指針第 22 号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 30 日改正）において、純額表示する場合の収支相殺の範囲もいくつか例示されている。したがって、総額表示する場合と純額表示する場合で資金収支計算書及び事業活動収支計算書に計上される金額が大きく異なる場合がある。

このように補助活動事業の金額に重要性が認められ、相殺処理を行っている場合には、その処理方法を注記する必要がある。

【記載例】

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法
補助活動に係る収支は純額で表示している。

重要な会計方針の変更等

Q12 重要な会計方針の変更等の注記は、どのように記載するのですか。

A

(1) 会計方針の変更

会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められる会計方針から他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。重要な会計方針を変更したときは、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する。ただし、当該変更又は変更による影響が軽微である場合は注記することを要しない。

会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用する。正当な理由による会計方針の変更に該当するものは以下のとおりである。

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来認められていた会計方針を任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいう。

会計基準等の改正には、既存の会計基準等の改正又は廃止のほか、新たな会計基準等の設定が含まれる。

② ①以外の正当な理由による会計方針の変更

正当な理由に基づき自発的に会計方針の変更を行うことをいう。

この場合の正当な理由については、次のとおり判断することが適当である。

- ・会計方針の変更は学校法人の事業内容及び学校法人内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること。
- ・変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる学校法人の会計基準に照らし

て妥当であること。

- ・会計方針の変更は会計事象等を計算書類により適正に反映するために行われるものであること。
- ・会計方針の変更が財務情報を不当に操作することを目的としていないこと。

③ 会計方針の変更に類似する事項

以下の事項は、会計処理の対象となっていた事実に係る見積りの変更又は新たな会計処理の採用等であり、会計方針の変更には該当しない。

ア. 会計上の見積りの変更

イ. 重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更

ウ. 新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用

(2) 表示方法の変更

表示方法の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められる表示方法から他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

表示方法は、次のいずれかの場合を除き、每期継続して適用する。

- ① 表示方法を定めた会計基準又は法令等の改正により表示方法の変更を行う場合
- ② 会計事象等を計算書類により適切に反映するために表示方法の変更を行う場合

表示方法とは、一般に計算書類項目の科目分類、科目配列及び報告様式をいい、表示方法の変更には、貸借対照表の固定資産又は流動資産の区分や収支計算書の同一区分内での勘定科目の区分掲記、統合若しくは勘定科目名の変更等を行うものと、当該区分を超えて表示方法を変更するものがある。前者は単なる表示方法の変更であるが、後者の区分を超えての表示方法の変更は、重要な表示方法の変更として扱い、重要な会計方針の変更と同様に「重要な会計方針の変更等」に含めて注記する。

重要な表示方法を変更したときは、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する。ただし、当該変更又は変更による影響が軽微である場合は注記することを要しない。

(3) 会計上の見積りの変更

会計上の見積りの変更は、会計方針の変更には該当しないが、計算書類に重要な影響を与える場合には、重要な会計方針の変更に準じてその内容及び計算書類に与える影響額を注記することが望ましい。

【記載例】

重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号）に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表（固定資産明細表を含む。）について

前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

(会計処理の変更)

たな卸資産(貯蔵品)は、従来、最終仕入原価法による原価法によっていたが、在庫管理システムの導入に伴い、たな卸資産の受払いを適時に反映させ、事業活動収支計算をより適正に行うため、当年度から移動平均法による原価法へ変更した。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、教育研究経費×××円及び管理経費×××円がそれぞれ多く計上され、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれ×××円少なく計上されている。

(表示方法の変更)

補助活動事業に係る収支は、従来純額により表示していたが、当年度から総額により表示することに変更した。なお、前年度に純額表示していた補助活動事業に係る収支を総額表示した場合は、補助活動収入×××円、人件費支出×××円、管理経費支出×××円である。

(会計上の見積りの変更)

教育研究用機器備品は、従来、耐用年数を10年として減価償却を行ってきたが、当年度において、〇〇〇(理由など内容)により、耐用年数を5年に見直し、将来にわたり変更している。この変更により、従来の方法と比べて、教育研究経費が×××円多く計上され、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれ×××円少なく計上されている。

基準第34条第3項ないし第7項の注記

Q13 平成25年基準改正後の基準第34条の注記事項の取扱いはどのようになりますか。

- A 従来の規定により記載を要することとされていた「減価償却額の累計額の合計額」、「徴収不能引当金の合計額」、「担保に供されている資産の種類及び額」及び「翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額」に加えて、「当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策」について記載する。

【記載例】

減価償却額の累計額の合計額 ×××円

徴収不能引当金の合計額 ×××円

担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土 地	×××円
建 物	×××円
定期預金	×××円
翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額	
	×××円

当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

(例1 該当しない場合)

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

(例2 該当する場合)

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金	×××円
資金	
現金預金	×××円
有価証券(※1)	×××円
計	×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

(例3 第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記)

学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。

有価証券の時価情報

Q14 有価証券の時価情報の注記は、どのように記載するのですか。

A 学校法人が時価の変動する有価証券を所有している場合、市場変動リスクにさらされており、会計年度末に相当の含み損又は含み益があれば取得価額による表示だけでは実態を表しているとは言い難いので、保有する有価証券(特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。)の簿価総額若しくは含み損又は含み益に金額的重要性がある場合には有価証券の時価情報を注記する。時価情報の注記として、時価のある有価証券(特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。)の貸借対照表計上額及びその時価並びにその差額を記載することとなる。なお、国債、地方債、政府保証債及び

その他の債券を満期まで所有する意思をもって保有する場合には、会計年度末における評価損益が多額であっても実現する可能性が低いことから、時価情報の注記として満期保有目的の債券を内書きして記載することが望ましい。

また、上記の注記のほか、保有する有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）の種類ごと（債券、株式、投資信託、貸付信託、その他）の明細表の記載も必要とされている。

なお、記載の方法として、貸借対照表の勘定科目（各引当特定資産及び有価証券）ごとに区分することも考えられる。

この時価情報を記載しなければならない有価証券の範囲は、時価のある有価証券のみである。ここでいう時価とは、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。外貨建有価証券の時価については、外貨建の時価に決算時の為替相場により円換算した額によることとなる。

【記載例 1】

有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度（平成××年 3月 31日）		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度（平成××年 3月 31日）		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)×××

株式	×××	×××	(△)×××
投資信託	×××	×××	(△)×××
貸付信託	×××	×××	(△)×××
その他	×××	×××	(△)×××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

【記載例 2】

有価証券の時価情報（貸借対照表の勘定科目ごとの区分によって記載した場合）

① 総括表

（単位 円）

	勘定科目	当年度（平成××年 3 月 31 日）		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	△×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)	(△××)
合 計	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	XX 引当特定資産 有価証券	××		
	XX 引当特定資産合計	×××		
	有価証券合計	×××		

② 明細表

（単位 円）

種類	勘定科目	当年度（平成××年 3 月 31 日）		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
債券	XX 引当特定資産	×××	×××	(△)×××
	有価証券	×××	×××	(△)×××
株式	XX 引当特定資産	×××	×××	(△)×××
	有価証券	×××	×××	(△)×××
投資信託	XX 引当特定資産	×××	×××	(△)×××
	有価証券	×××	×××	(△)×××

貸付信託	XX 引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××	(△)××× (△)×××
その他	XX 引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××	(△)××× (△)×××
合 計	XX 引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××	××× ×××
時価のない有価証券	XX 引当特定資産 有価証券	×× ××		
	XX 引当特定資産合計 有価証券合計	××× ×××		

記載上の注意

- (1) 時価のある有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）を記載する。
なお、時価のない有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）についても記載する場合には、時価のないものの貸借対照表計上額を明示して記載する。
- (2) 特定目的引当資産に含まれる預金等については記載を要しない。
- (3) 債券、株式、投資信託、貸付信託の4種類については、該当する種類がない場合であっても明細表上、省略せず「－」を記載する。なお、より詳細な種類内容を明細表として記載することができる。

このほか各学校法人の実態に応じて、併せて次のような記載をすることも考えられる。

1. 有価証券の運用方針の記載や満期保有目的の債券の評価損益が多額であっても実現する可能性が低い場合にはその旨の注記
2. 時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「著しく低くなった」と判断するための「合理的な基準」の注記

満期保有目的の債券

Q15 有価証券の時価情報の注記に記載する、満期保有目的の債券の「満期まで所有する意思をもって保有する」とは、どのようなことをいうのでしょうか。

A 満期まで所有する意思をもって保有するとは、学校法人が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することをいう。保有期間が漠然と長期であると想定し保有期間をあらかじめ決めていない場合、又は市場金利や為替相場の変動等の将来の不確定要因の発生いかんにより売却が予測される場合には、満期まで所有する意思があるとは認められない。また、資金繰り計画等からみて、満期までの継続的な保有が困難と判断される場合には、満期まで所有する能力があるとは認められない。

満期保有目的の債券を償還前に売却等した場合の注記

Q16 満期保有目的の債券の一部を償還前に売却した場合、又は満期まで保有しないこととなった場合、どのように注記するのでしょうか。

A 当初、満期まで所有する意思をもって保有していたが、その一部を償還期限前に売却し、残りについても満期まで所有する意思がない場合には、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。また、会計年度末において満期まで所有する意思がない場合においても、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。企業会計においては、例えば満期保有目的の債券の売買目的への保有区分の変更によって、評価基準を原価法から時価法へ変更しなければならないが、学校法人会計では評価基準は原価法であるため、保有目的を変更しても評価基準に変更はなく、実態に合わせて注記に正しく集計すればよいものと考えられる。

デリバティブ取引の会計処理

Q17 学校法人会計では、デリバティブ取引はどのように会計処理されますか。

A デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得たり、損失を被るものである。例えば、為替予約取引、金利スワップ取引があり、他社株転換社債、日経平均株価連動社債等のいわゆる仕組債もデリバティブが組み込まれた複合金融商品と考えられる。

学校法人会計では、デリバティブ取引を行っていても、デリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失が確定しているか、又は確定が見込まれる場合を除いて、契約上の決済時まで会計処理が行われない。ただし、デリバティブ取引の契約金額又は決済金額に重要性がある場合には決済時に多額の損益が計上される可能性があり、会計年度末において時価の変動による影響額を把握するために注記が必要となる。

デリバティブ取引に係る損失については、第8号通知により、「デリバティブ取引の解約に伴う損失（又は利益）」は、事業活動収支計算書の特別収支に該当するとされているため、大科目「その他の特別支出」に区分し、小科目は「デリバティブ解約損」等とすることになる。

ただし、貸借対照表に計上されている現物の金融商品と組み合わせられたデリバティブ取引に係る損失で、当該金融商品に係る売却又は処分差額と区分することが困難な場合を除く。

デリバティブ取引の注記

Q18 デリバティブ取引の注記は、どのように記載するのですか。

A デリバティブ取引の注記として、デリバティブ取引の対象物、種類、当年度末の契約額等、契約額等のうち1年超の金額、その時価及び評価損益を記載することとなる。

当該取引がヘッジ目的であろうと投機目的であろうと注記する。

なお、当該デリバティブ取引の利用目的について、ヘッジ目的又は投機目的である旨を注記することが望ましい。また、ヘッジ目的で評価損益が実現する可能性が低い場合には、その旨を注記することも考えられよう。

【記載例】

デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 (単位 円)

対象物	種類	当年度 (平成××年 3月 31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	50,000,000	—	△1,000,000	△1,000,000
金利スワップ取引	受取変動・ 支払固定	150,000,000	100,000,000	△4,000,000	△4,000,000
合 計		200,000,000	100,000,000	△5,000,000	△5,000,000

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引……先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

学校法人の出資による会社に係る事項

Q19 学校法人の出資による会社に係る事項の具体的な記載例はどのようなものですか。

A 当該項目は、文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について (通知)」(平成17年5月13日 17高私参第1号。以下「第1号通知」という。)により、貸借対照表に学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合に、次の事項を注記として記載するよう定められている。

ア. 名称及び事業内容

イ. 資本金又は出資金の額

ウ. 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日

エ. 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

オ. 当該会社の債務に係る保証債務

【記載例 1】

学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の 2 分の 1 以上である会社の状況は次のとおりである。

名 称	有限会社〇〇				
事 業 内 容	文房具・鞆・袋物の販売、不動産の賃貸借・管理				
出 資 金	10,000,000 円 200 口				
学校法人の出資状況	7,000,000 円 140 口 総出資金額に占める割合 70%				
出 資 の 状 況	平成〇年 4 月 1 日 6,000,000 円 120 口 平成×年 4 月 1 日 1,000,000 円 20 口				
当期中に学校法人が受け入れた配当及び寄附の金額並びに学校法人との資金、取引等の状況	(単位 円)				
	当該会社からの受入額	配当金 現物寄付金 受取利息	300,000 3,150,000 200,000	一般寄付金 賃貸料	1,000,000 9,000,000
	当該会社への支払額			委託手数料	3,000,000
	(単位 円)				
		期首残高	資金支出等	資金収入等	期末残高
当該会社への出資金等		6,000,000	1,000,000	0	7,000,000
当該会社への貸付金		10,000,000	20,000,000	5,000,000	25,000,000
当該会社への未払金		500,000	500,000	700,000	700,000
当該会社からの借入金		0	0	2,000,000	2,000,000
当該会社からの未収入金		300,000	800,000	300,000	800,000
保証債務	当該会社の銀行借入 1 億円について債務保証を行っている。				

【記載例 2】

学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の 2 分の 1 以上である会社の状況は次のとおりである。

- ① 名称及び事業内容 株式会社〇〇 清掃・警備・設備関連業務の委託
- ② 資本金の額 ×××円
- ③ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日 平成××年××月××日 ×××円 ×××株
総出資金額に占める割合 ××%
- ④ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額 受入配当金××円 寄付金××円 当該会社からの長期借入金×××円
- ⑤ 当該会社の債務に係る保証債務
学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

主な外貨建資産・負債

Q20 主な外貨建資産・負債の注記は、どのように記載するのですか。

A 外貨建の預金及び借入金等は、外貨建を円貨に換算して表示するが、これらの外貨建資産・負債等は、為替変動の影響を受けることにより、学校法人の財政及び経営の状況に影響を及ぼすことがある。計算書類上は外貨建であることが表示されないのので、主な外貨建資産・負債につき、取得時又は発生時の為替相場で換算している場合には、その旨、年度末日の為替相場による円換算額及び換算差額を注記することとなる。なお、外貨建有価証券については、為替変動の影響が有価証券の時価情報の注記に含まれることになるため、記載を要しない。

【記載例】

主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科目	外貨額	貸借対照表 計上額	年度末日の為替相 場による円換算額	換算差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル ××	××	××	△××
長期借入金	ユーロ ××	×××	×××	××

偶発債務

Q21 偶発債務の注記は、どのように記載するのですか。

A 偶発債務は、将来において当該法人の負担となる可能性のあるものをいい、将来債務を負う又は損害を被る可能性が年度末日において既に存在しているため注記が求められるものである。なお、学校法人の出資による会社に係る事項で当該会社の債務による保証債務を注記している場合には、重複することになるため、ここでの記載を要しないと考えられる。

【記載例】

偶発債務

ア. 債務保証を行った場合

下記について債務保証を行っている。

教職員の住宅資金借入れ	×××円
役員の銀行借入金	×××円
A学校法人(姉妹校)の銀行借入金	×××円
B社(食堂業者)の銀行借入金	×××円
理事(又は監事)が取締役	

であるC社の銀行借入金 ×××円

イ. 係争中の事件がある場合

当学校法人を被告とする〇〇事件について△△と係争中であり、×××円の損害賠償請求を受けている。

ウ. 手形の割引又は裏書を行った場合

手形の割引高 ×××円

手形の裏書譲渡高 ×××円

所有権移転外ファイナンス・リース取引

Q22 所有権移転外ファイナンス・リース取引の記載例は具体的にどのようなものですか。

A 当該項目は、リース通知により、貸借対照表に注記すべき場合が定められている。なお、学校法人においてリース料総額に重要性がない場合には当該注記は省略することができる。

【記載例】

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車両	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円

② 平成21年3月31日以前に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車両	××円	××円

純額で表示した補助活動に係る収支

Q23 純額で表示した補助活動に係る収支の記載例は具体的にどのようなものですか。

A 「1. 重要な会計方針」で補助活動に係る収支を純額表示している旨の注記を行った場合には、収支相殺の範囲及び金額を注記する必要がある。

【記載例】

純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支出	金額	収入	金額
人件費支出	×××	補助活動収入(売上高)	×××
管理経費支出(経費支出)	×××	その他の受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××
計	×××	計	×××
純額			××

関連当事者との取引の注記

Q24 学校法人における関連当事者との取引を注記することの意義はどのようなことですか。

- A 関連当事者との取引は恣意性の介入する余地があるため特に透明性が要求される。したがって、関連当事者が自己又は第三者のために学校法人と取引を行った場合には、取引内容を記載することによって学校法人の計算書類の透明性を高めることとなる。

関連当事者の範囲

Q25 関連当事者の範囲はどこまでですか。

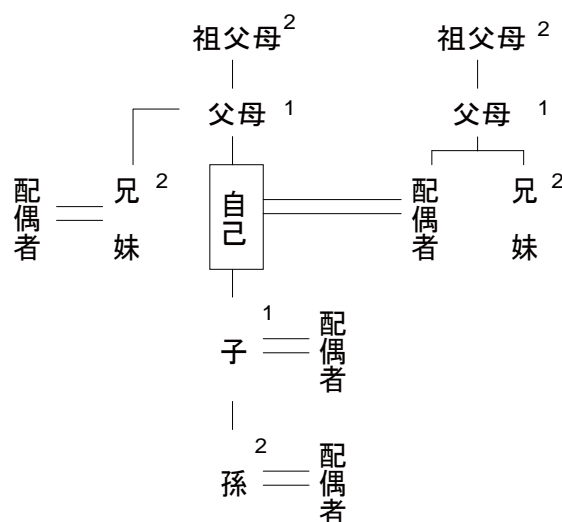
- A 第1号通知による関連当事者の範囲は、以下のとおりである。
- ① 関連当事者とは、次のとおりである。
 - ア. 関係法人
 - イ. 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人
 - ウ. 当該学校法人の役員及びその近親者(配偶者又は2親等以内の親族)又はこれらの者が支配している法人
 - ② 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には以下の場合に該当することとされている。
 - ア. 一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること。
 - イ. 法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資を行っていること。
 - ウ. 法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること。
- ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、対象外とされている。

関連当事者の注記の対象となる関係法人とは、学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、上記のように一定の人的関係、資金関係等も判断基準となる。なお、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社については、別途注記されるため、関係法人であっても関連当事者との取引の注記事項としては扱わないものとされている。

また、役員の出資割合が2分の1以下であり、それだけでは支配しているとはいえない法人であっても、役員の子親等又はこれらの者が支配する法人の出資割合と合計して2分の1超である法人についても、当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人に該当することとなる。

このように注記の対象となる関連当事者とは、例えば学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、実質的に法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めている場合も該当するものと考えられる。

(参考) 配偶者又は2親等以内の親族



会計年度中の関連当事者の変更

Q26 会計年度中に関連当事者でなくなった場合の取引も注記しなければなりませんか。

A 関連当事者に該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、関連当事者が会計年度中に関連当事者に該当しなくなった場合には、関連当事者に該当している間の取引については注記しなければならない。なお、同一会計年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については記載を要しない。

関連当事者との取引の記載事項

Q27 注記すべき関連当事者との取引の記載事項はどのようなものですか。

A 取引の内容については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記することが望ましい。なお、Q19 に示したとおり、学校法人の出資による会社に係る事項に注記した事項については重複を避けるため、ここでの注記を要しない。

- (1) 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容（及び当該会社等の議決権に対する当該学校法人の所有割合）
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業
 - (3) 当該学校法人と当該関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- なお、具体的記載例は以下のとおりである。

【記載例】

関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関係法人	C社 (注1)	東京都 ××区	××	〇〇製造・販売	—	兼任 3名	C社製品の購入	機器備品の購入 (注2)	××	未払金	××
								当法人の銀行借入に対する被保証 (注3)	××	—	—
当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人	D社 (注4)	神奈川県 ××市	××	清掃請負業	10%	—	清掃委託	清掃料の支払 (注5)	××	未払金	××
								債務保証 (注6)	××	—	—
								保証料の受入れ (注6)	××	—	—
理事	佐藤 三郎	—	—	—	—	—	設備の賃貸	住宅の賃貸料 (注7)	××	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	E社 (注8)	大阪市 ××区	××	食堂等の運営管理	—	—	食堂等の委託契約の締結	業務委託費の支払 (注9)	××	未払金	××

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) C社の役員及び職員が当法人の理事の過半数を占めている。

(注2) 機器備品の購入については、C社以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定している。

(注3) 当法人は銀行借入に対してC社より債務保証を受けている。なお保証料の支払は行っていない。

(注4) 当法人の関係法人であるC社の子会社である。

(注5) 清掃料の支払については、提示された見積りを他社から入手した見積りと比較の上、交渉により決定している。

(注6) D社の銀行借入(××円、期限××年)につき、債務保証を行ったものであり、年率××%の保証料を受領している。

(注7) 設備の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

(注8) 理事長×××及びその近親者が議決権の80%を直接保有している。

(注9) 食堂等の業務委託費については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。

記載上の注意

- (1) 「属性」の欄には、関連当事者の種類を記載する。具体的には、関係法人、当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、理事長、理事、監事、役員の子親者、当該学校法人の役員及びその子親者が支配している法人、団体等が挙げられる。なお、複数の属性をもつ関連当事者については、影響が強いと考えられる属性により重要性を判断することが考えられる。
- (2) 「住所」の欄には、関連当事者が法人、団体等の場合、市町村（政令指定都市においては区）までを記載する。ただし、役員及びその子親者等、個人である場合には記載を要しない。
- (3) 「議決権の所有割合」の欄には、当該学校法人の所有割合を記載する。その他は注記で補う。
- (4) 「役員の兼任等」の欄には、兼任をしている役員のほか、出向、転籍等の形態により派遣されている役員の年度末日現在の人数を記載する。学校法人の職員が出向又は転籍して当該法人の役員を過半数を占め、当該法人の意思決定に関する機関の構成員が過半数を占めることとなった場合についても、兼任の数に含める。
- (5) 「事業上の関係」の欄には、資金援助、設備の賃貸借、業務委託等の関係内容について簡潔に記載する。
- (6) 「取引金額」の欄には、会計年度中の関連当事者である期間の取引について、取引の種類ごとに総額で記載する。
- (7) 「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載する。
- (8) 取引条件及び取引条件の決定方針を注記することが望ましい。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載する。
- (9) 役員及びその子親者等、個人である場合には、「資本金又は出資金」及び「関係内容」の欄に記載を要しない。

記載を要しない取引

Q28 記載を要しない取引はどのようなものですか。

A 注記を要しない取引は第1号通知において、次のとおり示されている。

ア. 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

イ. 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

ウ. 当該学校法人に対する寄附金

なお、関連当事者との取引が無償の場合又は有償であっても取引金額が時価に比して著しく低い金額等による場合には、原則として第三者間において通常の取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断して注記することとされていることに

留意しなければならない。

また、その他取引金額及び残高からみて重要性が乏しい取引については、省略することが考えられる。その場合の重要性の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用することが望ましいが、例えば、以下のように決定することが考えられる。

- ・ 役員及びその近親者との取引については、100万円を超える取引については全て注記する。
- ・ その他の関連当事者との取引は、事業活動収入計の1/100に相当する金額（その額が500万円を超える場合には、500万円）を超える取引については全て注記する。

後発事象

Q29 後発事象の注記は、どのように記載するのですか。

A 監査対象となる後発事象とは、会計年度末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した会計事象で、学校法人の財政及び経営の状況に影響を及ぼすものをいい、修正後発事象と開示後発事象に区分される。

修正後発事象は、会計年度末日後に発生した事象ではあるが、その実質的な原因が会計年度末日現在において既に存在しており、会計年度末日現在の状況に関連する会計上の判断又は見積りをする上で、追加的又はより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない事象である。したがって、重要な事象については、計算書類の修正を行うものである。開示後発事象は、会計年度末日後において発生し、当該会計年度の計算書類には影響を及ぼさないが、次年度以降の計算書類に影響を及ぼす事象である。したがって、重要な事象については、学校法人の財政及び経営の状況に関する的確な判断に資するため、当該会計年度の計算書類に注記を行うものである。

開示後発事象のうち、次年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼすものについては、次年度以降の学校法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために後発事象として注記することとなる。

【記載例】

後発事象

ア. 火災により被害を受けた場合

平成××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建 物	×××円	×××円
構 築 物	×××円	×××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

イ. 係争事件が新たに発生、又は解決した場合

平成××年4月×日、本学園を被告とし、△△社から×××円の賠償請求を受ける○○事件の訴訟が提起された。

ウ. 募集の停止又は再開

平成××年5月×日の理事会において、新年度より○○学校の募集を停止することを決定した。

学校法人間取引についての注記

Q29-2 学校法人間取引の注記は、取引金額及び残高からみて重要性があると認められない取引については記載を省略できるのですか。

A 第8号通知Ⅲ3において、重要性があると認められる場合の記載を求めている。その場合の重要性の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用することが望ましいが、例えば、以下のように決定することが考えられる。

- ・ 事業活動収入計の1/100に相当する金額（その額が500万円を超える場合には、500万円）を超える取引又は残高については全て注記する。

【記載例】

学校法人間の取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
○○学園	東京都 ○○区	資金の貸付 (注1)	10,000,000	短期貸付金	5,000,000	○
		利息の受取	100,000	—	—	
△△学園	福岡県 ○○市	土地の購入	200,000,000	未払金	200,000,000	○
		学校債の引受	50,000,000	有価証券	30,000,000	
●●学園	大阪府 ○○市	債務保証 (注2)	10,000,000	—	9,000,000	—
▲▲学園	北海道 ○○市	担保の提供 (土地)(注3)	—	—	50,000,000	○
□□学園	神奈川県 ○○市	債務被保証 (注4)	—	—	6,000,000	—
■●学園	愛知県 ○○市	担保の受入れ (土地)(注5)	200,000,000	—	190,000,000	○

- (注1) ○○学園に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、担保は受け入れていない。
- (注2) ●●学園の銀行借入（10,000,000 円、期限××年）につき、債務保証を行ったものである。保証料は受領していない。なお、「取引金額」は、新たに保証を設定した金額である。
- (注3) ▲▲学園の銀行借入（当初借入額 150,000,000 円、期限××年）に対する土地（帳簿価額 100,000,000 円）の担保提供である。なお、手数料等は受領していない。
- (注4) 当学校法人は、銀行借入（当初借入額 50,000,000 円、期限××年）に対して□□学園より債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。
- (注5) 当学校法人の銀行借入（200,000,000 円、期限××年）に対する土地の担保提供については、■●学園からのものである。なお、「取引金額」は新たな設定金額である。

その他考えられる注記項目

Q30 その他考えられる注記項目はどのようなものですか。

A その他考えられる注記項目として、事例を示すと以下のとおりである。

(1) その他の重要な会計方針

① 減価償却の方法等について

減価償却の方法については、基準第 26 条第 2 項において、減価償却の方法は定額法と定められており、その他の方法の選択はできない。一方、減価償却額の計算の構成要素である耐用年数については、学校法人が自主的に決定している場合のほか、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省令）による場合又は学校法人委員会報告第 28 号「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱い」（平成 13 年 5 月 14 日改正）に掲げる「固定資産耐用年数表」によっている場合も妥当な処理として認められている。さらに残存価額を零として行った場合であっても、妥当な処理として認められている。したがって耐用年数等の相違によって、その減価償却額の金額が異なり、事業活動収支計算に影響を及ぼすと判断される場合には、どのように算定しているかを注記することが望ましい。

【記載例】

残存価額を零とする定額法による減価償却を実施している。

耐用年数は学校法人委員会報告第 28 号による耐用年数を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。

建 物	50 年
構 築 物	15 年
機器備品	10 年

② 減価償却資産の計上基準について

基準では減価償却資産の計上基準について何ら規定しておらず、また各都道府県によっては計上基準について定めている場合もあるが、その設定金額の範囲は一定ではない。しかし、減価償却資産は基本金の設定対象となり基本金組入前当年度収支差額に影響を及ぼすと判断されるので、当該計上基準を注記することが考えられる。

【記載例】

取得日後1年を超えて使用する有形固定資産(土地、建設仮勘定、図書を除く。)のうち、1個又は1組の金額が10万円以上のものを減価償却資産として計上している。ただし、学生生徒が使用する机、椅子等は少額重要資産として金額の多寡にかかわらず教育研究用機器備品に計上している。

(2) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

① 退職年金制度について

退職給与引当金に記載した退職金制度とは別に退職年金制度に加入している場合には、その制度の概要、年金資産額、退職給付債務(又は年金財政計算上の責任準備金)の額等を注記することが考えられる。

② 継続企業の前提について

いわゆる「継続企業の前提」については、従来、学校法人では該当事例がほとんどなく開示の慣行も成熟していない。また、どのような状態が、いわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当するのか等の詳細な検討が行われていない。しかし、学校法人がいわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当しているという状況を自ら認識し、何らかの対策等を自主的に行っている場合には、自主的に講じている対策等を注記することが望まれる。

会計方針統一通知において記載が必要とされている注記事項

Q30-2 通知等において記載が必要とされている注記事項はどのようなものですか。

A 退職給与引当金の計上について会計方針統一通知に基づき、退職給与引当金の計上において経過措置を適用する場合には、「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」において変更時差異の額、退職給与引当金特別繰入額の累計額、繰入年数及び経過処理年数を注記する。

なお、経過措置を適用する旨については重要な会計方針に記載することとなる。

(Q31 削除)

以 上

当印刷物の複写については「日本公認会計士協会」の許可を得ております。

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」
に関する実務指針

平成 26 年 1 月 14 日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	iii
1 活動区分資金収支計算書.....	1
1-1 活動区分資金収支計算書の区分：基本的な考え方	1
1-2 寄付金収入の区分.....	1
1-3 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分	2
1-4 補助金収入の区分.....	2
1-5 施設整備目的で収受した寄付金収入・補助金収入の区分.....	4
1-6 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出の区分.....	4
1-7 調整勘定等	5
2 事業活動収支計算書.....	5
2-1 教育活動外収支に計上される財務活動.....	5
2-2 寄付金の区分.....	6
2-3 補助金の区分.....	6
2-4 特別収支の範囲	7
2-5 過年度修正額の範囲	7
2-6 災害損失の範囲及び会計処理	8
2-7 徴収不能額、徴収不能引当金繰入額の計上区分	8
3 固定資産	8
3-1 総論	8
3-2 固定資産の評価の会計処理が適用される場合.....	9
3-3 仕訳例.....	9
3-4 計上年度	10
3-5 備忘価額	10
3-6 適用範囲：グループ償却.....	10
3-7 適用範囲：土地	11
3-8 適用範囲：無形固定資産.....	11
3-9 有姿除却等損失と基本金取崩し.....	11

3-10	再使用した場合	12
4	有価証券	12
4-1	学校法人会計基準と時価会計の関係	12
4-2	有価証券の時価	12
4-3	「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定	13
4-4	時価のある有価証券の回復可能性の判断	14
4-5	時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「合理的な基準」	15
4-6	市場価格のない株式の評価	15
4-7	市場価格のない株式の回復可能性の判断	15
4-8	外貨建て有価証券の評価換え	16
4-9	有価証券評価差額の事業活動収支計算書上の表示	16
5	注記事項 その他	17
5-1	活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記の記載	17
5-2	有価証券の時価情報に係る注記の記載	17
5-3	時価のない有価証券	17
5-4	学校法人間取引の範囲	18
5-5	第3号基本金の組入れに係る計画集計表	18
5-6	第4号基本金に相当する資金を有している場合の注記省略の可否	19
5-7	第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記の記載	19
5-8	第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記	19
5-9	第4号基本金に対応した特定資産の計上区分	19
5-10	部門別の第4号基本金の組入れの可否	19

はじめに

平成25年4月22日に「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（平成25年4月22日文部科学省令第15号）が公布され、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとされた。文部科学省では、同日付けの「学校法人会計基準の一部改正について」（25文科高第90号）により、その趣旨、内容の概要等について通知したほか、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すため、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25高私参第8号、以下「第8号通知」という。）及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」（25高私参第9号、以下「第9号通知」という。）を、平成25年9月2日付けで発出した。

第8号通知及び第9号通知を受けて、日本公認会計士協会はこれらの通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針を取りまとめた。

なお、本実務指針は、第8号通知及び第9号通知の二つの通知に関するものであるが、内容に鑑みて、名称については、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針とした。

1 活動区分資金収支計算書

1-1 活動区分資金収支計算書の区分：基本的な考え方

Q 活動区分資金収支計算書は、「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」の三つの区分がありますが、区分に当たりどのような考え方にに基づき判断すべきですか。

A 第8号通知I 2.(1)①において、「教育活動による資金収支」は、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」を除いたものと示されている。

学校法人は、設置基準に基づき必要な施設設備等を用意した上で、教育活動を実施する設置主体であることから、学校法人における活動は、基本的には教育活動による収支が中心となる。一方で、教育活動を継続的に実施するためには、施設設備の取替更新や更なる取得といった活動も必要であるから、「施設整備等活動による資金収支」については、「教育活動による資金収支」をインフラ面から支える活動と考えられ、施設設備の拡充等に限定されたものとされる。

また、「その他の活動による資金収支」については、同通知I 2.(3)①において、財務活動、収益事業に係る活動、預り金の受払い等の経過的な活動、過年度修正額と例示されている。

したがって、基本的な考え方として、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」については、通知における定義に従って区分して計上し、それ以外の収支を広く「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

なお、学生生徒等納付金収入については、納付金の内訳名称にかかわらず、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することとされている。

1-2 寄付金収入の区分

Q 寄付金収入には、活動区分資金収支計算書において、「教育活動による資金収支」に属するものと「施設整備等活動による資金収支」に属するものがありますが、どのように区分して計上するのですか。

また、寄付者の意思が明確でない場合の寄付金収入の活動区分の方法はどのようにしたらよいですか。

A 第8号通知I 2.(1)②において、「特別寄付金収入」とは、「用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知I 2.(2)③において、「施設設備寄付金収入」とは、「施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう」と定義されている。

したがって、施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備寄付金収入」の科目で計上し、それ以外の寄付金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」の科目で計上することになる。

また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。

なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上されることになる。

また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「その他の特別収入」に「施設設備寄付金」として計上することになる。

1-3 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分

Q 当学園では、寄付金趣意書において「目標総額1億円、寄付金一口10万円から、使途として、①新キャンパス建設資金、②奨学基金の拡充」と記載して募集を行っています。寄付者の意思が①②のどちらにも特定できない場合の寄付金収入の活動区分はどのようになりますか。

A ①は「施設整備等活動による資金収支」、②は「教育活動による資金収支」に計上することになるが、質問のように使途について寄付者の意思が特定できない場合の寄付金収入は、主たる目的の活動区分に計上するなどの方法によることになると解される。

あらかじめ寄付金趣意書、寄付金募集要項等で区分を明示しておくことが望まれる。

1-4 補助金収入の区分

Q 補助金収入には、活動区分資金収支計算書において、「教育活動による資金収支」に属するものと「施設整備等活動による資金収支」に属するものがありますが、以下のケースの場合どの区分に計上するのですか。

① 旧耐震基準で建設された校舎を建て替え、新校舎の建設に日本私立学校振興・共済事業団から融資を受け、その融資を受けた借入利息に対して、文部科学省から私立学校施設高度化推進事業補助（利子助成）を受けていますが、この場合の補助金収入は、「施設整備等活動による資金収支」に計上すべきですか。

② 私立大学等経常費補助金の対象経費には、図書や500万円未満の機器備品も含まれますが、これらを対象とする部分は「施設整備等活動による資金収支」に計上すべきですか。

③ 経常費補助金のうち、特別補助はどのように考えればよいですか。

④ 「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定・採択され、文部科学省から補助金が交付されることになりましたが、この場合の補助金収入は、「教育活動による資金収支」に計上すべきですか。

A 第8号通知I 2.(1)③において、「経常費等補助金収入」とは、「補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知I 2.(2)④において、「施設設備補助金収入」とは、「施設設備の拡充等のための補助金収入をいう」と定義されている。

したがって、当該補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設設備のためという目的が明確な補助金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備補助金収入」の科目で計上し、それ以外の補助金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「経常費等補助金収入」の科目で計上する。

なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。

① 利子補給を目的とした補助金

新校舎の建設の融資に係る利子の一部を助成する補助金については、融資に対する利子の補助金であり、また「その他の活動による資金収支」にも該当していないことから、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上するという考え方もある。

しかし、施設の充実を図る目的で補助されるものであるので、補助金の交付者の目的に照らして「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。

② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

1-1における基本的な考え方（「教育活動による資金収支」を広く捉える考え方）より、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に含まれる補助金は、交付者の目的が、施設又は設備の取得等に充てることが明確な場合に限定して捉えることになる。

したがって、図書や機器備品といった設備関係支出を補助対象とした補助金を収受したとしても、当該補助金が私立大学等の教育活動の維持向上等に寄与するための経常的経費の補助であることから、その収入全てを「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

③ 経常費補助金を構成する特別補助

特別補助は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第7条で規定されており、「私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるとき」に従来から実施されている一般補助金を増額して交付できるというものである。

したがって、特別補助は、経常費補助金における一般補助の増額分であり、その名称・目的・内容等から、一部が施設設備の購入に充てられることが想定される特別補助であっても、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

④ G P (Good Practice) 等の補助金

G P (Good Practice) 等の補助金については、教育の質向上に向けた大学教育改革の取組に係る補助であるため、その名称・目的・内容等から、一部が施設設備の購入に充てられることが想定されたとしても、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

(注) 文部科学省では、国公立大学を通じて、教育の質向上に向けた大学教育改革の取組を選定し、財政的なサポートや幅広い情報提供を行い、各大学などでの教育改革の取組を促進するため、「特色ある大学教育支援プログラム(特色G P)」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代G P)」及び「質の高い大学教育推進プログラム(教育G P)」を実施しており、平成 21 年度からは「大学教育・学生支援事業」のテーマA「大学教育推進プログラム」において大学教育改革の取組を推進している。

1-5 施設整備目的で収受した寄付金収入・補助金収入の区分

Q 施設整備のためという目的で収受した寄付金収入又は補助金収入を原資に購入した施設設備について、経理規程等に定められた固定資産計上基準額(例えば10万円)未満であるため経費処理を行いました。この場合、当該寄付金収入又は補助金収入は、「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」のいずれに計上すべきですか。

A 第8号通知I 2.(2)③、④において、「施設設備寄付金収入」又は「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入又は補助金収入をいうと示されている。したがって、取得した資産が経理規程等に従い経費として処理された場合、施設設備の拡充とはいえ、当該寄付金収入又は補助金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する考え方もある。

しかし、収入については、寄付者の意思や補助金の交付者の目的に基づき判断し、その目的が施設設備の拡充である場合には、当該寄付金収入や補助金収入を原資とした支出の一部が経費処理されたとしても、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分(施設設備寄付金収入、施設設備補助金収入)に計上する。

1-6 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出の区分

Q 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」に属するものと「その他の活動による資金収支」に属するものがありますが、どのように区分するのですか。

また、特定資産に係る収支の活動区分資金収支計算書における表示は、純額表示ですか、それとも総額表示ですか。

A 第8号通知I 2.(2)⑥において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、第2号基本金引当特定資産取崩

収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 I 2. (3) ③において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう」と定義されている。

したがって、施設設備に用途指定のある特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上し、施設設備以外に用途指定のある特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。

すなわち、減価償却引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上され、退職給与引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。

また、特定資産に係る収支は、学校法人会計基準（以下「基準」という。）第5条のただし書で純額表示が認められた収入と支出に該当しないため、活動区分資金収支計算書において、総額をもって表示する。

1-7 調整勘定等

Q 活動区分ごとの調整勘定等の計算過程を注記する表には、前受金、未収入金、未払金、前払金に関連する項目以外に、(何)という項目がありますが、これにはどのような項目が含まれるのですか。

A 「調整勘定等」には、資金収支計算書における資金収支調整勘定に関連する項目を記載する。したがって、前受金、未収入金、未払金、前払金のほか、手形債権及び債務に関連する収支の項目が含まれる。

2 事業活動収支計算書

2-1 教育活動外収支に計上される財務活動

Q 教育活動外収支に計上される経常的な財務活動に係る事業活動収支には、どのようなものが該当するのですか。

A 第8号通知 I 2. (3) ②において、財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいうとされており、事業活動収入としては、第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる「第3号基本金引当特定資産運用収入」や、これ以外の預金、貸付金等の利息、株式の配当金等の「その他の受取利息・配当金」が該当する。また、事業活動支出としては、借入金利息や学校債利息が挙げられる。

また、外国通貨及び外貨預金の本邦通貨への交換や外貨建債権債務の決済の際に生ずる為替換算差額、外貨建債権債務等につき期末日の為替相場に換算する場合に生ずる為替換算差額等については、「教育活動外収支」に計上する。

2-2 寄付金の区分

Q 寄付金には、「教育活動収支」に属するものと「特別収支」に属するものがありますが、寄付金を二つの区分に計上する方法はどのようにすべきですか。

また、寄付者の意思が明確でない場合の寄付金の区分はどのようにしたらよいですか。

A 活動区分資金収支計算書における寄付金収入の区分（1-2参照）に応じて、事業活動収支計算書においては、「施設設備寄付金」は「特別収支」の「その他の特別収入」に計上することになる。それ以外の寄付金は「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上する。

また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により、可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動収支」の「一般寄付金」に計上する（1-2、1-3参照）。

なお、「現物寄付」については、施設設備の受贈は「特別収支」に計上し、施設設備以外の受贈は「教育活動収支」に計上する。ここで、施設設備以外の受贈としては、貯蔵品、固定資産に計上しない機器備品、雑誌等の受入れが考えられる。

2-3 補助金の区分

Q 補助金には、「教育活動収支」に属するものと「特別収支」に属するものがありますが、以下については、どちらに計上すればよいでしょうか。

① 利子補給を目的とした補助金

旧耐震基準で建設された校舎を建て替え、新校舎の建設に日本私立学校振興・共済事業団から融資を受け、その融資を受けた借入利息に対して、文部科学省から私立学校施設高度化推進事業補助（利子助成）を受けた場合の補助金

② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

経常費補助金のうち、図書や500万円未満の機器備品に対応する部分

③ 経常費補助金を構成する特別補助

経常費補助金のうち、特別補助

④ GP（Good Practice）等の補助金

「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定・採択され、文部科学省から交付された場合の補助金

A 活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。したがって、それぞれ以下のとおりとなる（1-4参照）。

① 利子補給を目的とした補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。

② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

③ 経常費補助金を構成する特別補助

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

④ GP (Good Practice) 等の補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

2-4 特別収支の範囲

Q 通知において特別収支とされる項目については、金額の多寡を問わず計上する必要がありますか。

A 第8号通知I 3.(3)②において、「特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう」と定義されている。また、同通知I 3.(3)③では、「退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当する」としている。

したがって、これらの科目については金額の多寡を問わず、「特別収支」に計上しなければならない。

なお、有価証券の時価の著しい下落による有価証券評価損(有価証券評価差額)は、「資産処分差額」に含まれるので、特別収支に該当する。

2-5 過年度修正額の範囲

Q 特別収支における過年度修正額として計上されるものにはどのようなものがありますか。

また、補助金の返還支出は、過年度修正額として特別収支に計上すべきですか。

A 「特別収支」の「過年度修正額」には、資金収支を伴うものと、伴わないものがある。

資金収支を伴うものとしては、過年度の給与や退職金計算の誤りを当年度に精算した場合、過年度に未払金として計上するべきであった経費を当年度に支払った場合、過年度に徴収不能額として処理した債権を当年度に回収した場合、などが考えられる。

資金収支を伴わないものとしては、過年度の減価償却額や退職給与引当金(繰入額)等の計算誤りを当年度に修正した場合などが考えられる。

なお、補助金返還額は、教育活動収支の管理経費に計上され、「特別収支」に計上されるものではない。補助金は、過年度において一旦確定し収受しており、その一部に返還があったとしても返還命令決定通知に従ったものであり、過年度の修正には該当しない。

2-6 災害損失の範囲及び会計処理

Q 「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていますが、ここでいう「災害」の範囲はどこまでをいうのですか。

A 「災害」とは、一般的に、暴風、洪水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。したがって、ここでは、盗難、事故、通常の火災などは含まれない。

なお、第8号通知I3.(3)②において、「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていることから、その災害に対応する復旧や原状回復のための支出については、当該「災害損失」には含まれず、「教育活動収支」に計上されることになる。

2-7 徴収不能額、徴収不能引当金繰入額の計上区分

Q 学生生徒等納付金の未収入金以外の債権に対する徴収不能額や徴収不能引当金繰入額についても、教育活動収支の事業活動支出として計上するのですか。

A 学生生徒等納付金に係る未収入金だけでなく、学生生徒・教職員への貸付金や、大学の附属病院における医療収入未収入金等に対しても徴収不能額や徴収不能引当金繰入額が計上される場合がある。これらは、「教育活動外収支」にも「特別収支」にも当たらず、全て教育活動収支の事業活動支出として計上する。

3 固定資産

3-1 総論

Q 第8号通知において固定資産の評価が示された経緯は何でしょうか。

A 資産の評価は、取得価額をもってするものとされており(学校法人会計基準第25条)、固定資産についてもその取得価額により評価されることになる。

しかしながら、近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じており、そうした状況にある固定資産についても資産計上を続けることは、学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられる。

このような状況を契機として、第8号通知では、一定の条件を付して、これまで実際に処分するまでは貸借対照表の資産計上額から除くことができなかったものについて、実際の処分を行わない場合でも資産計上額から除くことができることとしたものである。

3-2 固定資産の評価の会計処理が適用される場合

Q 「有姿除却等損失」として処理することができるのはどのような場合ですか。

A 固定資産について備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるのは、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のない状態にあるものであり、以下の①から③までの条件に全て該当する場合である。

① 固定資産の使用が困難である場合

社会通念上誰にとっても使用することが困難である場合であり、当該学校法人の個別的な事由で使用が困難な場合は含まない。なお、当該固定資産の使用を継続するために巨額な支出を要するなど、使用目的から考えて明らかに合理的でない場合も使用が困難である場合に該当する。

② 処分ができない場合

通常想定される方法で処分できない場合であり、例えば以下のようなケースが考えられる。

- 物理的なアクセスが制限されている場合
- 当該固定資産を処分するためには教育活動を長期にわたり中断しなければならないなど事業を行う上で重要な支障を来し、直ちに処分することが合理的でない場合
- 法令の規制など、学校法人の都合によらない外部要因により直ちに処分することができない場合

③ ①及び②に該当する固定資産であって、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことについて理事会及び評議員会（評議員会については私立学校法（昭和24年法律第270号）第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。）の承認を得た場合

これら①、②の条件を満たす場合として以下が考えられる。

- 立入禁止区域にある固定資産
- 地中に空洞があり、崩落の危険があるような場合で、埋め戻して使用可能な状態にするためには巨額な支出を要する土地・建物
- 使用が困難となった構築物だが、校舎と一体となっており、処分するためには長期にわたり校舎を閉鎖しなければならない場合
- 倉庫に保管しているPCB入りトランス（変圧器）等で、外部要因により処分するのに相当期間を要すると想定されるもの

3-3 仕訳例

Q 有姿除却等損失を計上する場合、どのような仕訳になるのでしょうか。

また、有姿除却等損失による固定資産の減少は、固定資産明細表の「当期減少額」に含

めて記載するのでしょうか。

- A 固定資産の評価の対象となる固定資産の取得価額を 100、減価償却累計額を 50、備忘価額を 1 とした場合、備忘価額を残し固定資産の計上額を減少させることとなる。これを仕訳で示すと以下のとおりである。

(借方) 減価償却累計額	50	(貸方) 固定資産	99
(借方) 有姿除却等損失	49		

なお、当該固定資産についてはその全額 100 が基本金の取崩し対象となる。

有姿除却等損失による固定資産の減少がある場合には、固定資産明細表の当期減少額の欄に当該固定資産の取得価額から備忘価額を除いた金額 99 を記載する。また当該固定資産の減価償却累計額については固定資産明細表の減価償却累計額から減少させる必要がある。

3-4 計上年度

Q 固定資産の評価に当たり、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除く際に、理事会等の承認はいつ行ったらよいのでしょうか。

- A 原則として有姿除却等損失を計上する日の属する会計年度において理事会等の承認が行われる必要がある。ただし、いわゆる決算理事会において有姿除却等損失が計上された計算書類が議決された場合には、対象となった計算書類の年度に承認があったものとみなす。

3-5 備忘価額

Q 備忘価額はなぜ残す必要があるのでしょうか。また備忘価額はどのように決定すればよいですか。

- A 第 8 号通知 II 1.(1)において「備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除く」とされているのは、固定資産の評価を実施した後も当該固定資産を引き続き保有していることを帳簿上明らかにするためのものである。このため、備忘価額は学校法人が規程等で合理的に決めた価額（例えば 1 円）となる。

なお、処分ができる状況である場合には、固定資産の評価の対象とはならないため、市場価格や売却価格はここでいう合理的に決めた価額とはならない。

3-6 適用範囲：グループ償却

Q グループ償却を行っている機器備品等についても、固定資産の評価の対象となりますか。

- A いわゆるグループ償却を行った場合、現物の有無にかかわらず、耐用年数の最終年度に一括除却処理する方法も妥当な会計処理として取り扱うものとされている。したがっ

て、本来グループ償却を採用している場合には、固定資産の評価の対象にならない。ただし、グループ償却は飽くまで事務手続の簡素化という観点から認められるものであり、例えば、災害等で使用が困難となり、かつ処分もできないような固定資産が大量に生じたような場合にまで、固定資産の評価を行わないのは適当ではない。したがって、災害等で被害を受けた資産については会計上も有姿除却等損失を計上すべきである。

例えば、グループ償却を採用した学校法人においても、個々の機器備品等を固定資産管理システムに登録していることがある。この場合、使用が困難で処分ができない機器備品等を特定することが可能であるため、当該取得価額を参考に按分計算を行う等の方法で有姿除却等損失の金額を合理的に算定することとなる。

3-7 適用範囲：土地

Q 土地についても固定資産の評価の対象となりますか。また、土地を使用できない又はそれが困難な状況とは、どのような場合ですか。

A 土地についても固定資産の評価の対象となる。

固定資産の評価は、使用が困難となり、かつ処分のできないような状況にある固定資産について、資産計上を続けることが学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くものである。したがって、資産として計上されている土地についても評価対象に含まれる。3-2の条件に全て該当する場合には、固定資産の評価を行うことになる。

なお、土地については使用が困難でかつ処分のできない状況は通常想定されない。しかし、今後数十年にわたり立入禁止とされ、その後の状況も判断できないような場合には固定資産の評価を行うことが認められることとなろう。例えば、土地が警戒区域内や計画的避難区域等に指定され、使用が不可能である場合等が考えられる。

3-8 適用範囲：無形固定資産

Q 無形固定資産についても固定資産の評価の対象となりますか。

A 3-2の条件に全て該当する場合には無形固定資産（例えば、借地権、施設利用権等）についても固定資産の評価対象に含まれる。

なお、通常無形固定資産については、処分のできない状況は想定されないため、使用が困難となった時点で除却により処理すれば足りると考えられる。

3-9 有姿除却等損失と基本金取崩し

Q 有姿除却等損失を計上した場合、固定資産は備忘価額を残しますが、基本金は全額取崩しの対象となるため両者は一致しません。固定資産明細表及び基本金明細表上、その旨の注記を付す必要はありませんか。

A 有姿除却等損失を計上した場合は、「第八号様式（第36条関係）」の注4にある「贈与、

災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合に該当するため、当該事由を固定資産明細表（第八号様式）の摘要欄（書ききれない場合は脚注）に記載しなければならない。

また、基本金明細表（第十号様式）では注記は求められていないが、「要組入高」の取崩額及び当期末残高が固定資産明細表の当期減少額及び期末残高と一致しないこととなるため、差異内容を基本金明細表等に記載することが望ましい。

3-10 再使用した場合

Q 一旦、固定資産の評価を行い、備忘価額を付した固定資産について、将来状況が変化し使用が困難でなくなったため、再度使用又は転用した場合には、当該固定資産の帳簿価額を増額させることはできますか。

A 将来において新たな知見が発見され、技術革新等により使用が困難であった状況等が解消され、使用又は転用が可能となる状況になった場合でも、当該固定資産の帳簿価額を増額させることはできない。

4 有価証券

4-1 学校法人会計基準と時価会計の関係

Q 基準第 27 条と時価会計の関係を教えてください。

A 基準では、従来から金融商品について時価会計を導入せず、有価証券の注記情報の充実で対応してきている。

今回の基準の一部改正においても、有価証券の評価は取得原価主義を維持しており、また基準第 27 条において「(取得) 価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き時価によって評価する」こととなっており、従来と変わりはない。基準第 27 条の「時価によって評価」は取得原価主義の枠内での帳簿価額の切り下げであり、資産と負債を毎期末の時価で評価する時価会計とは異なるものである。

なお、基準第 27 条の「時価によって評価」の考え方は、企業会計でいうところの有価証券の減損処理に相当する概念であることから、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号、以下「金融商品会計基準」という。）で定義付けられている「時価」の概念や「回復可能性の判断」等については、実務上の判断において具体的に参考になる。

4-2 有価証券の時価

Q 有価証券の取得価額と比較する「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

A 有価証券の取得価額と比較する「時価」とは、公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいい、金融商品会計基準に定める内容と同様である。有価証券に付すべき時価

には、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。有価証券を時価評価する場合に用いられる時価は、具体的には以下のようになる。

なお、会計年度末の時価については原則として市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、会計年度末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

(1) 株式

株式に付す時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。当日の終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。また、ブローカーの店頭及びシステム上において取引されている株式については、そこで成立している売買価格又は気配値を市場価格とする。

(2) 債券又は証券投資信託

債券又は証券投資信託に付す時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。債券の市場価格とする取引価格は、株式の取引価格に準じた終値又は気配値とする。なお、合理的に算定された価額を取扱金融機関等（証券会社、ブローカー、情報ベンダーを含む。）に問合せすることも考えられる。

4-3 「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定

Q 有価証券については、時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしており、特に市場価格がある場合は、50%以上の下落や、30%以上50%未満の下落、といったように具体的な数値によって考え方を区分しています。

「著しく低くなった場合」という概念とこれらの数値の関係は、どのように理解すればよいですか。

A 有価証券の時価が「著しく低くなった場合」とは、必ずしも数値化できるものではないが、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には「著しく低くなった場合」に該当すると判断すべきである。この場合には、合理的な理由がない限り、時価が取得価額まで回復する見込みがあるとは認められないため、評価減を行わなければならない。

また、例え時価の下落率が50%未満であっても、30%以上の下落があった場合には、それが「著しく低くなった場合」に該当するかどうかは、各学校法人の判断で合理的な基準を設けて判断することとなる。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率が30%未満の場合には、一般的には「著

しく低くなった場合」に該当しないものと考えられる。

時価の下落率	「著しく低くなった場合」かどうかの判定
50%以上	「著しく低くなった場合」に該当する。
30%以上 50%未満	各学校法人において、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断する。
30%未満	「著しく低くなった場合」に該当しない。

4-4 時価のある有価証券の回復可能性の判断

Q 時価が取得価額に比べて 50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとするされていますが、ここでいう「特に合理的と認められる理由」とはどのようなものですか。

A 一般的に、有価証券の時価の「回復が可能と認められるとき」とは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね 1 年以内に時価が取得価額にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去 2 年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は 2 期連続で損失を計上しており、翌年度もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

質問のように時価が取得価額に比べて 50%以上下落した場合の「特に合理的と認められる理由」とは、時価が取得価額まで回復する見込みがあることを合理的な根拠をもって予測できる程度の理由であり、1 年後の時価は通常予測可能なものではないため、実務的にはこれを示すことは極めて困難と思われる。

したがって、例えば、会計年度末日において時価が 50%以上下落している場合でも、その計算書類の理事会承認日までの間に、時価が取得価額まで回復している場合のように、回復の事実が明らかな事象に基づき、飽くまでも限定的に解釈すべきである。

4-5 時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「合理的な基準」

Q 時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するとされていますが、この「合理的な基準」とは具体的にどのようなものですか。

A 時価の下落率が50%未満であっても、状況によっては時価の回復可能性がないとして減損処理を要する場合があることから、時価の著しい下落があったものとして、回復可能性の判定の対象とされることもある。この場合、時価の著しい下落率についての固定的な数値基準を定めることはできないため、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、状況に応じ個々の学校法人において時価が「著しく低くなった」と判断するための合理的な基準を設けて判断することとなる。

この「合理的な基準」は個々の学校法人においてそれぞれ設けることになるため、様々なものが考えられるが、具体的に、どのような場合に「著しく低くなった」と判断するのかを明確にしておくことが必要である。その指標としては、例えば株式については株価の推移、株式の発行会社の財政状態、株式の発行会社の経営成績の推移など、債券については格付け機関による格付け、債券の発行体の財政状態、債券の発行体の経営成績の推移などが考えられる。

なお、恣意性を排除するために、「合理的な基準」については文書をもって設定しておき、毎期継続的に適用することが必要である。

4-6 市場価格のない株式の評価

Q 市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額を時価とみなすとされていますが、実質価額の算出に際して、発行会社の土地の含み損益を把握できる場合、これを考慮する必要がありますか。

A 市場価格のない株式の実質価額は第8号通知に記載のとおり「一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額」であり、これを時価とみなすことになるが、「基礎とした」とあることから、より実態に近い財政状態を算定するため、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、発行会社の保有する資産等を時価評価して算定することも考えられる。したがって、発行会社の財務諸表において資産等の時価評価が行われていない場合は、発行会社の土地の含み損益等、時価評価のための資料が合理的に入手可能であれば、これを考慮して実質価額を算定する。

4-7 市場価格のない株式の回復可能性の判断

Q 市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の実質価額が、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする、とされていますが、ここでいう「十分な証拠」とは具体的に

にどのようなものですか。

- A 市場価格のない株式について、その実質価額が取得価額に比べて 50%以上下落し「時価が著しく低くなった場合」に該当したとしても、例えば学校法人からの出資割合が2分の1以上の出資先会社等であって、事業計画等を入手して回復可能性を判定することが可能なこともあるため、回復することが合理的に裏付けられる場合には、「十分な証拠」と考えることができ、相当の減額をしないことも認められる。

ただし、事業計画等は実行可能で合理的なものでなければならず、その回復可能性の判断は每期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において相当の減額をするか否かについて検討しなければならない。

4-8 外貨建て有価証券の評価換え

Q 外貨建て有価証券の場合、取得価額と比較する時価は外貨ベースと邦貨ベースのどちらですか。また、評価換えを行う場合の当該有価証券の評価差額はどのように計算しますか。

- A 取得価額と時価との比較は外貨ベースで行い、貸借対照表価額は決算時の為替相場により円換算した額によることとなる。

(例) 時価のある外貨建株式A銘柄を1,000株所有している。

取得価額=外国通貨による取得原価(100米ドル/株)×取得時レート(80円/米ドル)
×1,000株
=8,000,000円

決算時の外国通貨による時価(40米ドル/株)、会計年度末レート(110円/米ドル)

(1) 「著しく下落した」かどうかの判定

$(40 \text{ 米ドル} - 100 \text{ 米ドル}) \div 100 \text{ 米ドル} = \Delta 60\%$

著しい下落である。

(2) 会計年度末の評価額

$40 \text{ 米ドル} \times 110 \text{ 円/米ドル} \times 1,000 \text{ 株} = 4,400,000 \text{ 円}$

(3) 評価差額の計算

取得価額 8,000,000円 - 会計年度末の評価額 4,400,000円 = 3,600,000円

4-9 有価証券評価差額の事業活動収支計算書上の表示

Q 事業活動収支計算書上、有価証券の評価換えを行った場合の有価証券評価差額はどの区分に計上しますか。

また小科目としてどのような科目を使うのがよいですか。

- A 有価証券の評価換えによる損失額は、経常的な事業活動を通じて発生する性格のもの

ではなく、時価の著しい下落という特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な資産価額の強制的引下げであって、資産の処分に伴う損失額に準ずる性格のものであると考えられる。

第8号通知では、資産処分差額は事業活動収支計算書の特別収支に含まれることとしていることから、大科目「資産処分差額」、小科目「有価証券評価差額」と表示するのが妥当である。

また、引当特定資産に含まれる有価証券について評価換えによる損失が生じた場合には、一般の有価証券の評価差額とは区分して表示する。

- (例) 事業活動収支計算書の特別収支
 (大科目) 資産処分差額
 (小科目) 有価証券評価差額
 〇〇引当特定資産評価差額

5 注記事項 その他

5-1 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記の記載

Q 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記において、該当する項目に金額がない場合は項目を省略してもよいですか。

A 第8号通知Ⅲ1.(注記例)の脚注において、「(注) 該当する項目のみに数値を記入する。」とされていることから、該当する項目に金額がない場合であっても項目を省略できない。

5-2 有価証券の時価情報に係る注記の記載

Q 有価証券の時価情報に係る注記の明細表において、該当する種類がない場合には、当該種類を省略してもよいですか。

A 当該注記は、学校法人の保有する有価証券を種類別に記載することにより、運用リスクを一層明確に開示することを目的としている。

したがって、債券、株式、投資信託、貸付信託の4種類については、該当する種類がない場合であっても省略できない。

なお、注記の趣旨に鑑みて、この様式にかかわらず、より詳細な種類内容を明細表として記載することを妨げるものではない。

5-3 時価のない有価証券

Q 時価のない有価証券には、何が該当しますか。

A 有価証券のうち、「時価」のないものをいい、「時価」とは、公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定

した場合の取引価額をいい、金融商品会計基準に定める内容と同様である。(4-2参照)。
時価のない有価証券の例示としては、合理的に価額を算定することが困難な非上場株式、私募債等がこれに当たる。

5-4 学校法人間取引の範囲

Q 学校法人間取引として注記する取引については、第8号通知に例示されている取引のほかにはどのようなものが考えられますか。

A 学校法人間取引は、学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、注記が求められているものであり、財政的な支援取引が対象となる。しかし、その取引の範囲については一律に定められない面があるため、重要性があると認められる場合には、原則として有償・無償にかかわらず、明らかに財政的な支援取引ではないものを除き、学校法人間における全ての取引が対象となる。

注記の対象とならない取引としては、例えば、科学研究費補助金により取得した教育研究用機器備品を教員の移籍に伴い移籍元の学校法人から移籍先の学校法人に寄付する場合のように、法令等の要請による取引など明らかに財政的な支援取引ではないものが該当する。

また、取引が無償の場合又は有償であっても取引金額が時価に比して著しく低い金額による場合には、原則として第三者間において通常の実行される取引として行われる場合の金額によって重要性を判断しなければならない。

第8号通知Ⅲ3.(2)に例示されている貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担及び債務保証のほか記載する取引としては、例えば、固定資産等の売買及び賃貸借、学校債の発行・引受、担保提供・受入れ等が該当する。

なお、担保提供・受入れがある場合は「取引の内容」の欄に、その旨、担保資産の種類及び金額(担保の提供を受けている場合には債務の額)を記載する。

5-5 第3号基本金の組入れに係る計画集計表

Q 基金を組入れ済みで、かつ、運用果実を基金として組み入れない場合には、第3号基本金の組入れに係る計画集計表には記載しなくてもよいですか。

A 計画の組入目標額に達した後、基金の運用果実の事業使用残額を基金として充当しない場合等、組入れが行われない場合であっても、貸借対照表上の計上金額の内訳を示す「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」の記載を省略することは適当ではない。

したがって、基金を組入れ済みで、かつ、運用果実を基金として組み入れない場合には、「第3号基本金の組入れに係る計画表」は作成されないが「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」には記載する。

なお、計画が1件のみの場合には、計画集計表の作成は必要ない。

5-6 第4号基本金に相当する資金を有している場合の注記省略の可否

Q 当法人は第4号基本金に相当する資金を有しているため、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対応策の注記は省略してもよいですか。

A 学校法人会計基準第34条により記載するものとされており、学校法人会計基準第7号様式においても示されている注記であり省略はできない。

5-7 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記の記載

Q 第4号基本金に相当する資金の注記に記載した「有価証券」及び「〇〇特定資産」に含み損がある場合は、当該注記の記載金額は貸借対照表計上額を記載するのですか、それとも時価を記載するのですか。

A 当該注記に記載される資金の金額は、支払資金として短期的に決済可能な資金の金額を記載することになる。

「有価証券」に含まれるものには、譲渡性預金やMMF（マネー・マネジメント・ファンド）等の短期的に決済されるものが該当すると考えられ、含み損が生じることは想定していない。

5-8 第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記

Q 第4号基本金の組入れがない知事所轄学校法人において第4号基本金に相当する資金を有していない場合の注記はどのようになりますか。

A 学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れがない場合には、その旨を記載することとなる。

5-9 第4号基本金に対応した特定資産の計上区分

Q 「第4号基本金に相当する資金」を「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」として計上する場合には、貸借対照表上「流動資産」として計上するのですか。

A 「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」は、支払資金としての機能を有している資産であるため、短期的に決済されるものが想定されている。

学校法人では、原則としていわゆるワンイヤールール（1年基準）により、「流動資産」と「固定資産」の区分を行っているが、「学校法人会計基準別表第三 貸借対照表記載科目」備考において、特定資産は「用途が特定された預金等をいう。」とされ、「固定資産」として計上される。

したがって、短期的に決済可能な資金であっても、特定資産であることから「固定資産」として計上することになる。

5-10 部門別の第4号基本金の組入れの可否

Q 第4号基本金の恒常的に保持すべき資金の額の組入れに関して、法人全体で組入額を

計算するのですか、又は部門別に組入額を計算するのですか。

- A 第4号基本金の恒常的に保持すべき資金の額の組入れは、法人全体で計算するのが原則である。ただし、会計単位及び資金が部門別に独立している場合には、第4号基本金の計算を部門別に行うことができる。

以 上

当印刷物の複写については「日本公認会計士協会」の許可を得ております。

テーマ② 会計検査院の实地検査

講師 荒谷 泉 氏
〔日本私立学校振興・共済事業団
助成部補助金課長〕

担当 酒井 伸 委員

会計検査院の实地検査

2017（平成29）年10月31日

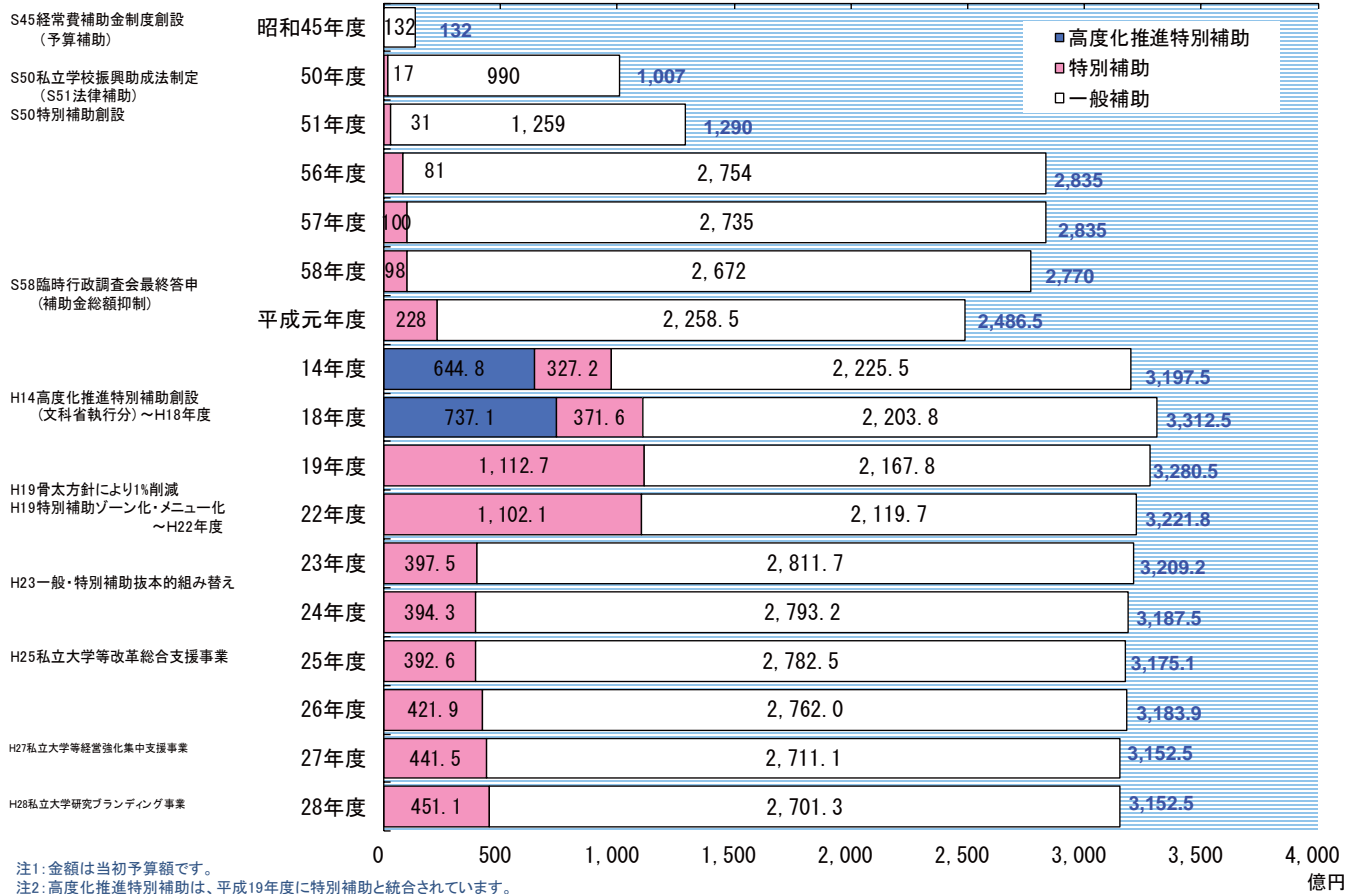
日本私立学校振興・共済事業団
補助金課



本日の内容

- 1 私立大学等経常費補助金の概要
- 2 会計検査院の検査等

一般補助と特別補助 予算額の推移



注1:金額は当初予算額です。
 注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。
 注3:平成24～28年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。



特別補助の交付状況 (設置校種別)

平成28年度 特別補助費目別交付額

(単位:千円)

区分	学校数				補助金額				補助金額(1校当たり)			
	大学	短大	高专	計	大学	短大	高专	計	大学	短大	高专	計
I 成長力強化に貢献する質の高い教育	511	250	1	762	1,145,943	410,294	1,865	1,558,102	2,243	1,641	1,865	2,045
II 社会人の組織的な受入れ	正規学生としての受入れ	395	109	0	504	2,695,414	187,803	0	2,883,217	6,824	1,723	5,721
	多様な形態による受入れ	336	80	0	416	667,419	53,489	0	720,908	1,986	669	1,733
	社会人の受入れ環境整備	397	114	0	511	303,910	83,651	0	387,561	766	734	758
III 大学等の国際交流の基盤整備	504	186	2	692	5,032,286	391,219	7,326	5,430,831	9,985	2,103	3,663	7,848
IV 大学院等の機能の高度化	大学院における研究の充実	385	0	0	385	3,616,076	0	0	3,616,076	9,392	0	9,392
	私立大学研究ブランディング事業	39	1	0	40	1,280,460	32,832	0	1,313,292	32,832	32,832	32,832
	研究施設運営支援	173	4	0	177	4,112,610	4,706	0	4,117,316	23,772	1,177	23,262
	大型設備等運営支援	128	2	0	130	1,074,767	1,154	0	1,075,921	8,397	577	8,276
	戦略的研究基盤形成支援	100	0	0	100	2,784,298	0	0	2,784,298	27,843	0	27,843
	大学間連携等による共同研究	45	5	0	50	353,890	2,841	0	356,731	7,864	568	7,135
	専門職大学院等支援	38	0	0	38	560,150	0	0	560,150	14,741	0	14,741
	法科大学院支援	26	0	0	26	1,687,639	0	0	1,687,639	64,909	0	64,909
V 未来経営戦略推進経費	0	230	3	233	0	172,290	5,329	177,619	0	749	1,776	762
VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	私立大学等経営強化集中支援事業	70	48	0	118	2,261,666	1,443,678	0	3,705,344	32,310	30,077	31,401
	未来経営戦略推進経費(継続分)	22	1	0	23	114,335	6,139	0	120,474	5,197	6,139	5,238
VII 東日本大震災からの復興支援	授業料減免事業等支援	366	175	0	541	6,648,844	472,450	0	7,121,294	18,166	2,700	13,163
	卓越した学生に対する授業料減免等	344	115	2	461	259,186	31,162	1,000	291,348	753	271	632
	特色ある経済的支援方策	76	25	0	101	307,288	27,856	0	335,144	4,043	1,114	3,318
VIII 熊本地震からの復興支援	授業料減免事業等支援(震災分)	15	9	0	24	246,065	92,496	0	338,561	16,404	10,277	14,107
	被災私立大学等復興特別補助	12	5	0	17	801,707	354,130	0	1,155,837	66,809	70,826	67,990
私立大学等改革総合支援事業	教育研究活動復旧費	11	3	0	14	3,411,122	44,226	0	3,455,348	310,102	14,742	246,811
	授業料減免事業等支援(熊本地震)	151	20	0	171	947,376	16,215	0	963,591	6,274	811	5,635
	タイプ1[教育の質的転換]	243	118	1	362	2,712,524	1,322,871	12,570	4,047,965	11,163	11,211	12,570
	タイプ2[地域発展]	125	42	0	167	1,079,763	368,676	0	1,448,439	8,638	8,778	8,673
タイプ3[産業界・他大学等との連携]	75	4	1	80	645,419	33,772	8,443	687,634	8,606	8,443	8,443	
	タイプ4[グローバル化]	77	4	0	81	655,739	30,958	0	686,697	8,516	7,740	8,478
合計	557	297	3	857	45,405,896	5,584,908	36,533	51,027,337	81,519	18,804	12,178	59,542



平成29年度 特別補助項目一覧

NO.	補助項目	※ ◎印の補助項目は改革総合支援事業分
I	成長力強化に貢献する質の高い教育	●地方に貢献する大学等への支援 ●被災地に対する支援の実施 ●医学部入学定員の増員 ◎教育の質的転換(タイプ1) ◎産業界・他大学等との連携(タイプ3) ◎プラットフォーム型(タイプ5)
II	社会人の組織的な受入れ	●正規学生としての受入 ●多様な形態による受入れ ●社会人の受入れ環境整備 ◎地域発展(タイプ2)
III	大学等の国際交流の基盤整備	●海外からの学生の受入れ ●海外からの教員の招へい ●学生の海外派遣 ●教員の海外派遣 ●大学等の教育研究環境の国際化 ◎グローバル化(タイプ4)
IV	大学院等の機能の高度化	●大学院における研究の充実 ●研究施設運営支援 ●大型設備等運営支援 ●私立大学研究ブランディング事業 ●大学間連携等による共同研究 ●専門職大学院等支援 ●法科大学院支援 ●短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
V	経営強化等支援	●経営強化集中支援事業 ●持続的な大学改革を支える職員育成(継続分)
VI	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	●授業料減免事業等支援 ●卓越した学生に対する授業料減免等 ●特色ある経済的支援方策
VII	東日本大震災からの復興支援	●授業料減免事業等支援(震災分) ●被災私立大学等復興特別補助

日本私立学校振興・共済事業団

4

私立大学等改革総合支援事業

平成29年度予算額
176億円(167億円)

- 高等教育全体の質の向上、特色化には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務であり、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援。
- 平成29年度から、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設。

基本スキーム(イメージ)

タイプ5「プラットフォーム形成」(5~10グループ)【新設】

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援

<要件(イメージ)>

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき、採択



タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件:国際化推進に関するビジョン・方針の策定。

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換を支援

<評価する取組(例)>

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用 等

※上記の他、活性化設備費(13億円)、施設・装置費(3億円)を一体的に支援(タイプ1~4は新規採択校のみ)

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

<評価する取組(例)>

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィスの組織改善など、入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

日本私立学校振興・共済事業団

5

■ 平成28年度 改革総合支援事業 選定状況 (総表)

※()内は昨年度[27年度]

	大学			短大			高专		申請校数計	選定校数計	選定率	平均点(点)	選定ライン(点)
	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)					
タイプ1 【教育の質的転換】	458 (479)	243 (219)	53% (46%)	217 (233)	118 (100)	54% (43%)	3 (2)	1 (1)	678 (714)	362 (320)	53% (45%)	73.53 (80.81)	77 (88)
タイプ2 【地域発展】	294 (316)	125 (120)	43% (38%)	112 (132)	42 (33)	38% (25%)	1 (1)	0 (0)	407 (449)	167 (153)	41% (34%)	34.88 (33.07)	40 (40)
タイプ3 【産業界・他大学との連携】	207 (225)	75 (71)	36% (32%)	44 (51)	4 (3)	9% (6%)	2 (1)	1 (1)	253 (277)	80 (75)	32% (27%)	25.20 (20.33)	34 (29)
タイプ4 【グローバル化】	191 (204)	77 (75)	40% (37%)	32 (40)	4 (3)	13% (8%)	1 (0)	0 (0)	224 (244)	81 (78)	36% (32%)	52.01 (50.96)	60 (59)
延べ計	1,150 (1,224)	520 (485)	45% (40%)	405 (456)	168 (139)	41% (30%)	7 (4)	2 (2)	1,562 (1,684)	690 (626)	44% (37%)	—	—
実数計	487 (502)	325 (308)	67% (61%)	226 (242)	130 (111)	58% (46%)	3 (2)	2 (2)	716 (746)	457 (421)	64% (56%)	—	—

◆ 平成28年度 短期大学の選定状況

- 短大の採択率は年々上昇
26年度39% (92校/238校) → 27年度46% (111校/242校) → 28年度58% (130校/226校)

- **3タイプ (タイプ1・2・3) に採択された短大数**
H27: 3校 → H28: 3校

- **3タイプ (タイプ1・2・4) に採択された短大数**
H27: 2校 → H28: 1校

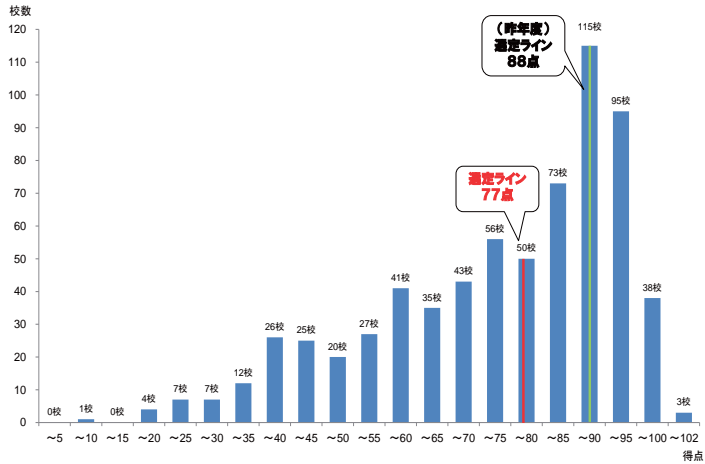
- **2タイプ (タイプ1・2) に採択された短大数**
H27: 17校 → H28: 26校

- **2タイプ (タイプ1・4) に採択された短大数**
H27: 1校 → H28: 3校

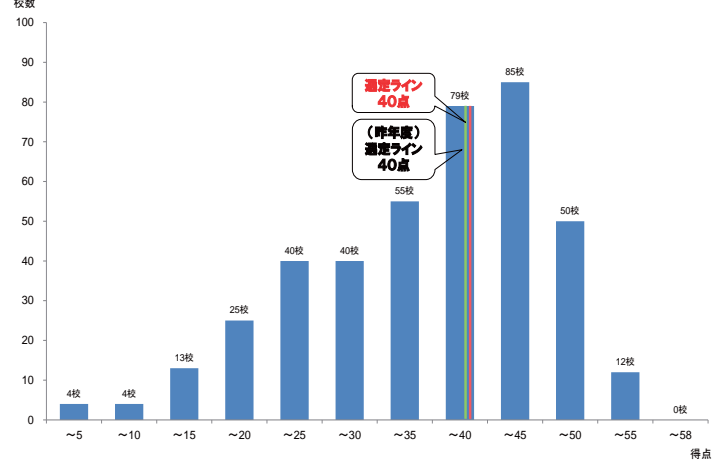
- **1タイプのみ採択された短大数**
タイプ1 = H27: 77校 → H28: 85校
タイプ2 = H27: 11校 → H28: 12校

改革総合支援事業 タイプ別得点

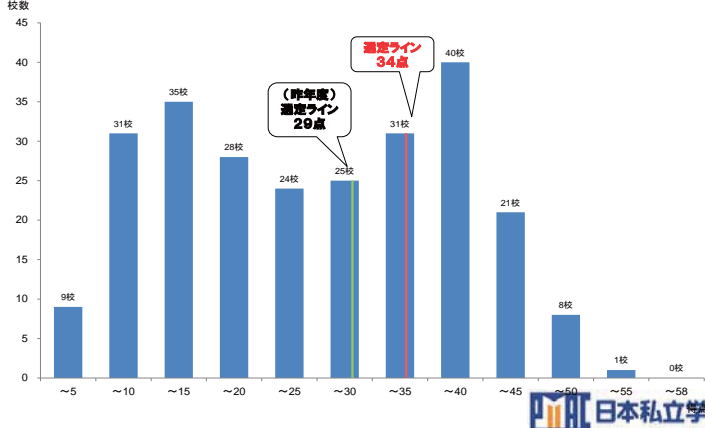
タイプ1 (教育の質的転換) 得点分布



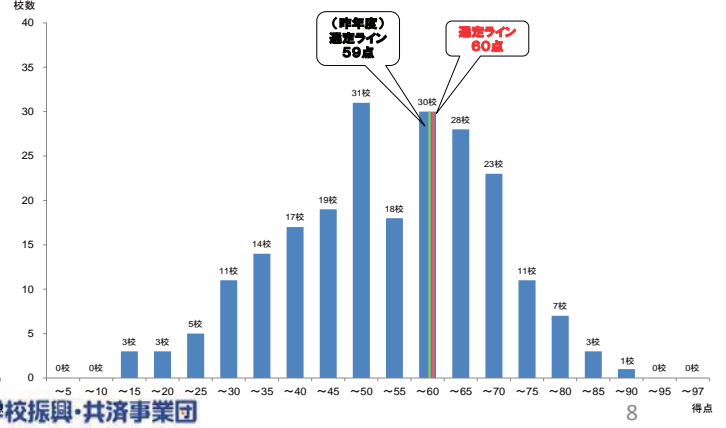
タイプ2 (地域発展) 得点分布



タイプ3 (産業界・他大学等との連携) 得点分布



タイプ4 (グローバル化) 得点分布



日本私立学校振興・共済事業団

改革総合支援事業の設問毎・回答毎「選定」経年比較

※各質問事項の内容・選択・配点は、「平成28年度 私立大学等改革総合支援事業調査」を参照。

(単位:校)

タイプ1		タイプ2		タイプ3		タイプ4																																					
1 (CAP, OP, CP)	2 (教育実践)	3 (IB)	4 (FD)	5 (産業界等との連携)	6 (国際化)	7 (国際化)	8 (国際化)																																				
1	320	100%	320	100%	363	100%	103	32%	144	40%	318	99%	337	93%	317	99%	350	98%	284	89%	338	93%	314	98%	361	99%	288	90%	336	93%	226	71%	297	87%	320	100%	280	77%					
2	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
3	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	320	363	363	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	320	363	

次ページに解説

タイプ2		タイプ3		タイプ4																																						
1 (国際化)	2 (地域発展)	3 (産業界等との連携)	4 (国際化)	5 (産業界等との連携)	6 (国際化)																																					
1	152	99%	164	99%	136	90%	153	93%	100	69%	131	79%	69	45%	70	42	39	25%	51	31%	68	44%	110	67%	148	97%	160	100%	27	100%	70	42%	153	100%	152	87%	80	90%	92	95%		
2	1	1%	152	100%	12	8%	20	13%	28	18%	70	44%	62	40%	65	40%	65	40%	85	50%	152	99%	152	99%	152	100%	152	100%	152	100%	152	100%	152	100%	152	100%	152	100%	152	100%	152	100%
3	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	153	160	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	

タイプ3		タイプ4																																								
1 (産業界等との連携)	2 (産業界等との連携)	3 (産業界等との連携)	4 (産業界等との連携)																																							
1	127	83%	134	81%	32	21%	42	26%	21	14%	31	19%	146	90%	78	47%	55	36%	63	38%	66	43%	101	61%	131	86%	152	95%	2	100%	7	100%	2	100%	2	100%	2	100%				
2	20	17%	31	19%	121	78%	123	77%	152	96%	134	81%	8	5%	80	48%	58	36%	102	62%	87	57%	64	39%	122	79%	153	96%	153	100%	153	100%	153	100%	153	100%	153	100%	153	100%		
3	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	153	160	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	153	160	

タイプ4		タイプ1																																						
1 (国際化)	2 (地域発展)	3 (産業界等との連携)	4 (国際化)																																					
1	57	79%	64	79%	34	44%	30	37%	14	18%	20	25%	11	14%	11	14%	74	96%	69	88%	30	38%	41	51%	60	77%	72	89%	15	19%	14	17%	40	51%	38	47%	35	44%	41	51%
2	21	27%	17	21%	22	28%	48	60%	61	78%	62	78%	44	56%	43	54%	4	5%	11%	14%	31	39%	31	39%	8	10%	7	9%	2	3%	1	1%	12	15%	14	17%	31	39%	28	35%
3	0	0%	0	0%	2	3%	3	4%	3	4%	1	1%	23	29%	27	34%	3	4%	12	15%	11	14%	10	13%	2	3%	4	5%	6	8%	13	17%	16	20%	12	15%	12	15%		
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81	79	81

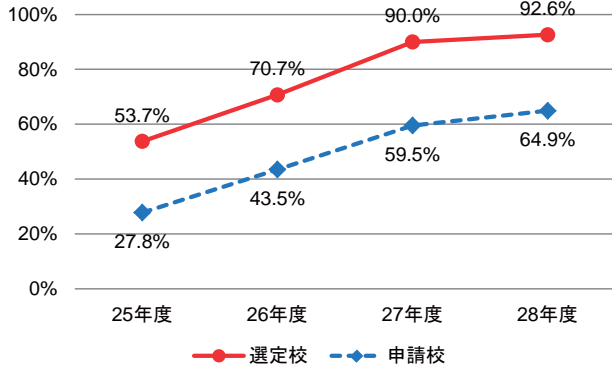
日本私立学校振興・共済事業団

私立大学等改革総合支援事業の成果(4カ年の推移 タイプ1)

タイプ1

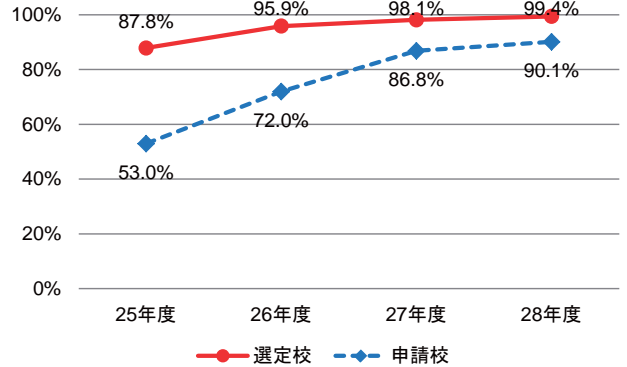
学生による授業評価の結果の活用

※全学部等で授業改善の制度的取組を実施している



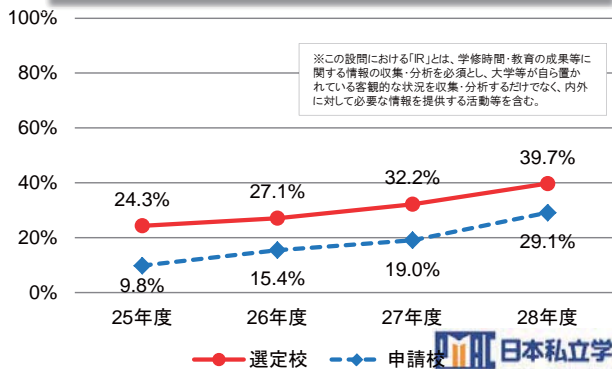
学生の学修時間や学修行動の組織的な把握

※全学部等かつ複数の学年で実施している



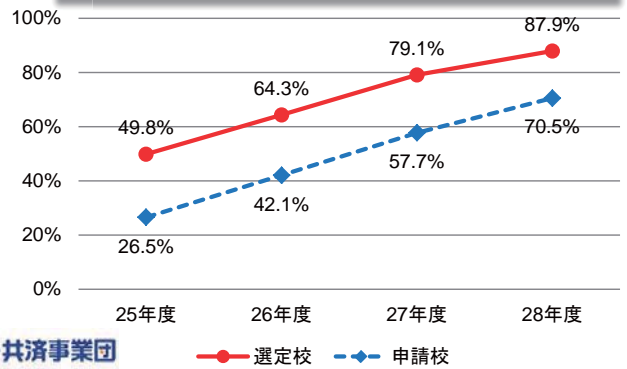
I R担当部署の設置及び担任教職員の配置

※この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。



履修系統図又はナンバリングの実施

※全学部等で実施している

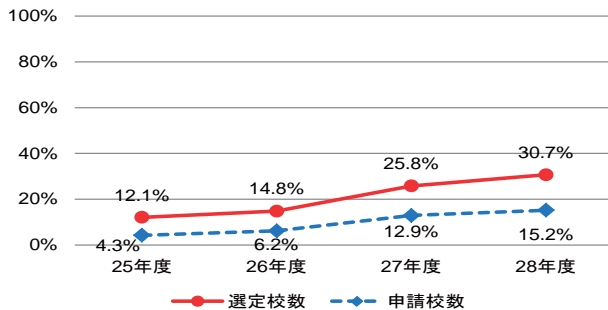


改革総合支援事業の成果(4ヶ年の推移 タイプ2)

タイプ2

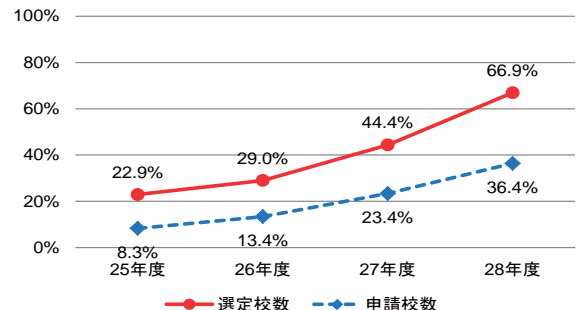
地域を対象とした学生主体の授業の必修化

※8単位以上を必修としている

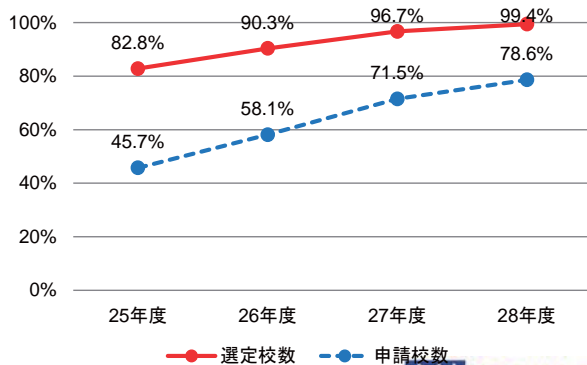


教育課程編成時の自治体等からの意見聴取

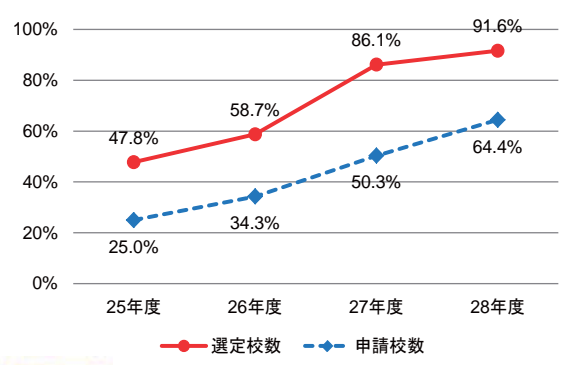
※全学部等・研究科で聴取している



地域課題解決を目的とした研究の実施



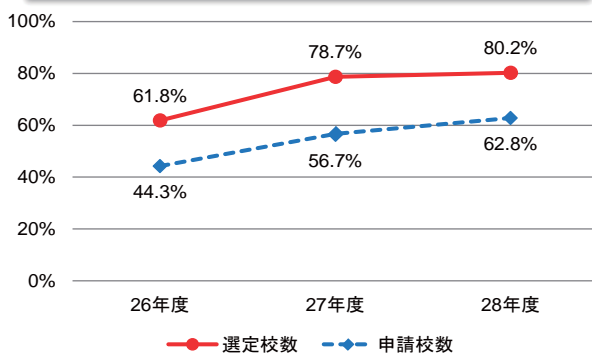
高齢者向けの生涯学習事業等の実施



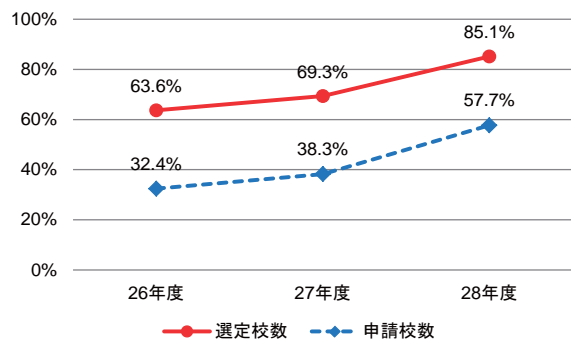
改革総合支援事業の成果（3ヶ年の推移 タイプ3・4）

タイプ3

複数企業との長期インターシップ受入の協定締結

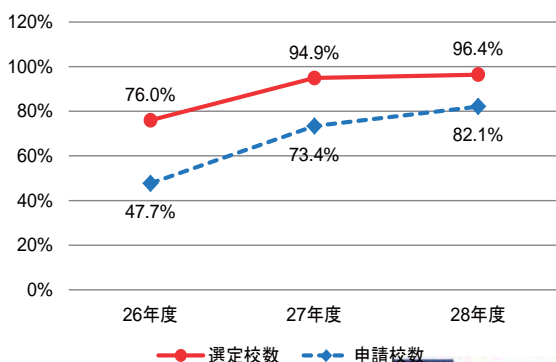


他大学等と共同でFD又はSDの実施

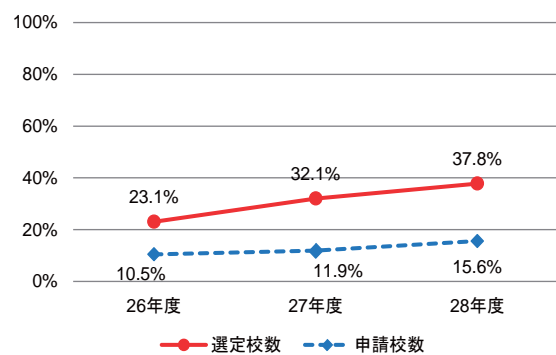


タイプ4

グローバル化対応のためのSDの実施



外国語のみでの履修による卒業又は課程の修了



日本私立学校振興・共済事業団

私立大学等経営強化集中支援事業

平成29年度予算額
40億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム(イメージ)

対象期間：平成27～32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち最大150校程度

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

主な評価項目例

- ◆経営状況の把握・分析
 - ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
 - ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

- ◆中長期計画の策定等
 - ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
 - ・中長期計画策定への教職員の参画状況

- ◆他大学等との連携
 - ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
 - ・他大学との学内施設等の共同利用

- ◆組織運営体制の強化
 - ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
 - ・監査体制の強化

- ※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

- ◆地域・産業界との連携等
 - ・地域経済への波及効果の分析
 - ・地方公共団体・企業からの資金提供

- ◆学生募集・組織改編
 - ・地域における入学志願動向調査の実施
 - ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

- ◆人事政策・経費節減等
 - ・人事考課の導入
 - ・経費節減目標の設定

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加算する。(Bのみ)

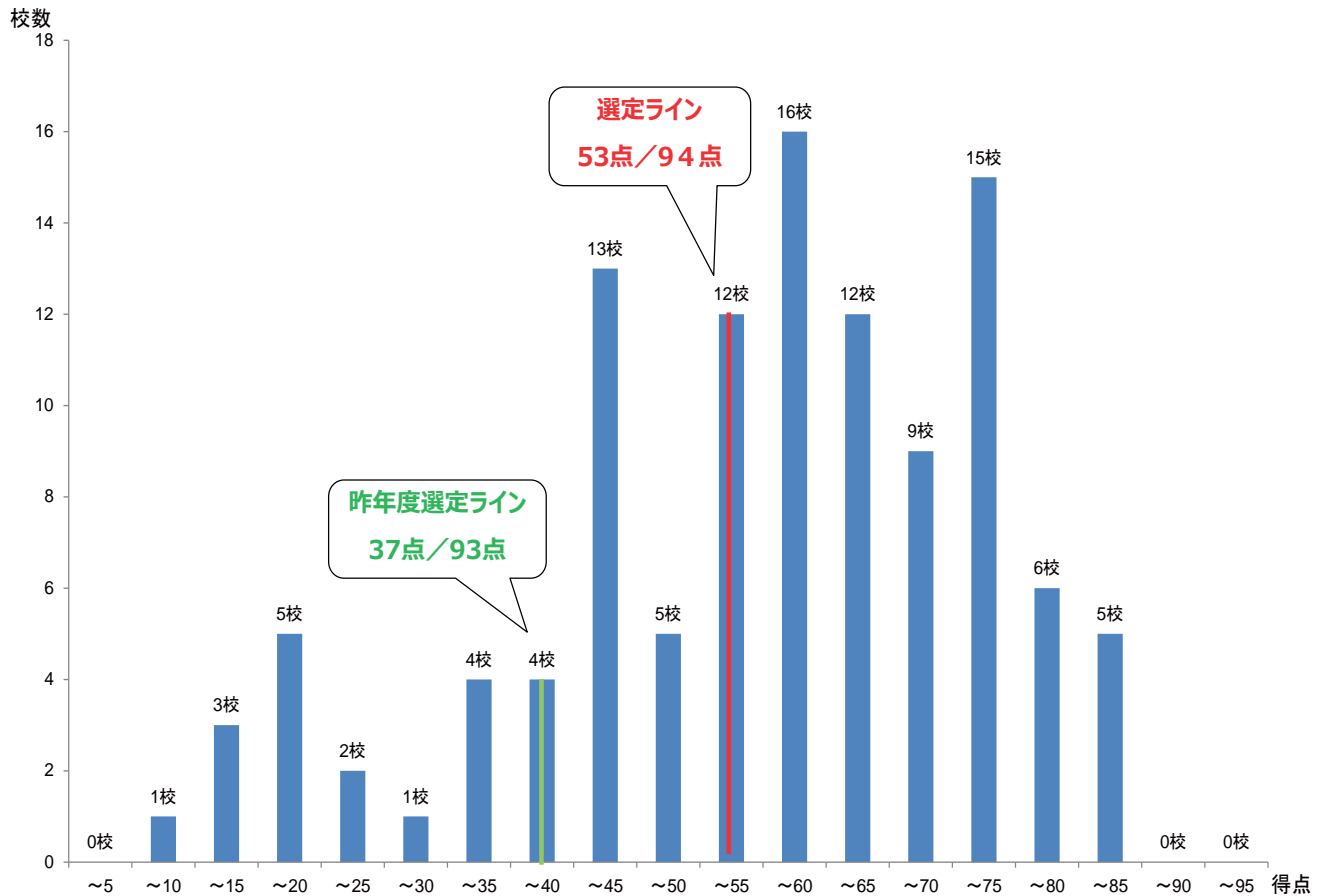
日本私立学校振興・共済事業団

私立大学等経営強化集中支援事業 選定状況（総表）

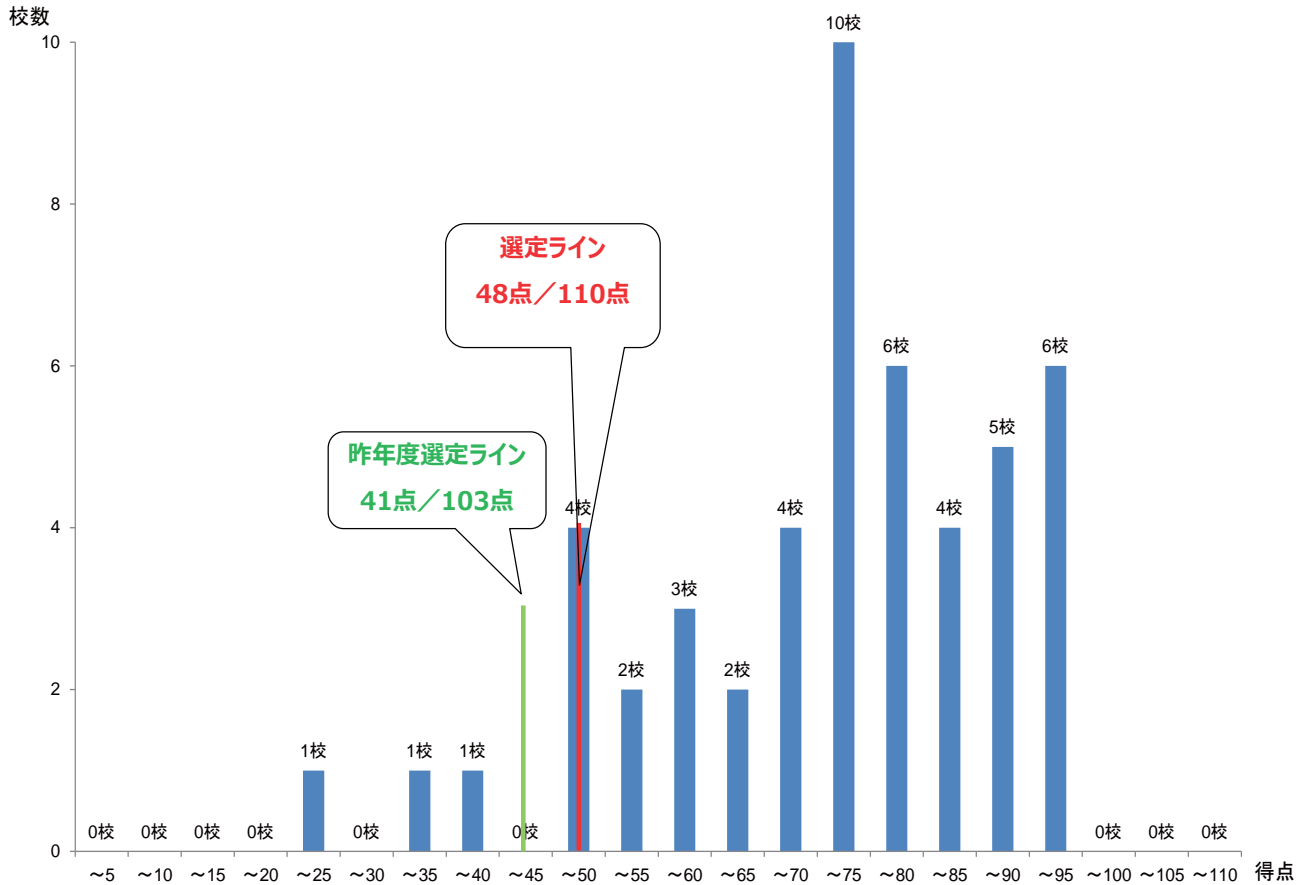
※()内は昨年度〔27年度〕

区分	大学				短期大学				高等専門学校				対象校数計	申請校数計	申請率	選定校数計	選定率	平均(点)	選定ライン(点)
	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率							
タイプA 【経営強化型】 94点満点	84 (68)	58 (51)	42 (35)	72% (69%)	84 (75)	54 (45)	30 (23)	56% (51%)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0% —	170 (145)	113 (96)	66% (66%)	72 (58)	64% (60%)	54.9 (44.7)	53 (37)
タイプB 【経営改善型】 110点満点	47 (44)	29 (24)	28 (20)	97% (83%)	43 (36)	20 (15)	18 (12)	90% (80%)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— —	90 (80)	49 (39)	54% (49%)	46 (32)	94% (82%)	71.2 (61.3)	48 (41)
合計	131 (112)	87 (75)	70 (55)	80% (73%)	127 (111)	74 (60)	48 (35)	65% (58%)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0% —	260 (225)	162 (135)	62% (60%)	118 (90)	73% (67%)	— —	— —

タイプA（経営強化型） 得点分布



タイプB (経営改善型) 得点分布



日本私立学校振興・共済事業団

16

経営強化集中支援事業 設問毎・回答毎の該当件数 (タイプA)

タイプA「経営強化型」全46問 94点満点

(単位:校)

	1 経営状況の把握・分析										2 (1) 組織運営体制/ガバナンス体制										2 (2) 組織運営体制/監査体制																							
	① (SWOT分析)		② (経営上の財務分析)		③ (経営財務の把握分析S/D)		④ (大学等の現状・課題分析)		⑤ (経営企画立案等) ①		⑥ (企画立案への教員参画)		⑦ (決裁状況説明会)		⑧ (財務担当理事)		⑨ (外部人材登用理事)		⑩ (常勤監事)																									
27甲請校	46	48%	64	57%	64	67%	98	87%	56	58%	87	77%	50	52%	85	75%	51	53%	62	55%	55	57%	71	63%	47	49%	75	66%	55	57%	74	66%	15	16%	23	20%	10	10%	12	11%				
28甲請校	11	12%	17	15%	4	4%	5	4%	5	5%	5	4%	46	48%	28	25%	23	24%	35	31%	18	19%	27	24%	12	13%	11	10%	41	43%	39	35%	81	84%	90	80%	86	90%	101	89%				
3	39	41%	32	28%	28	29%	10	9%	35	37%	21	19%					22	23%	16	14%	23	24%	15	13%	37	39%	27	24%																
合計	96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113	
	2 (2) 組織運営体制/監査体制				3 中長期計画				4 (1) 経営改善内容/学生募集				4 (2) 経営改善内容/組織改編				4 (3) 経営改善内容/人事政策				4 (4) 経営改善内容/経費削減・外部資金獲得等																							
	① (定期的な内部監査)		② (監査計画立案)		③ (中長期計画に係る監査)		④ (中長期計画の策定)		⑤ (進捗管理)		⑥ (教職員参加)		⑦ (計画に基づく予算)		⑧ (学内説明会)		⑨ (地域への入学志願動向調査)		⑩ (卒業生等から意見聴取機会)																									
27甲請校	61	64%	88	78%	69	72%	100	89%	51	53%	82	73%	65	68%	82	73%	52	54%	73	65%	54	56%	70	62%	56	58%	74	66%	43	45%	67	59%	51	53%	76	67%	60	63%	87	77%				
28甲請校	35	37%	25	22%	27	28%	13	12%	45	47%	31	27%	2	2%	6	5%	6	6%	10	9%	10	10%	24	21%	4	4%	9	8%	13	14%	11	10%	5	5%	6	5%	9	9%	6	5%				
3													29	30%	25	22%	38	40%	30	27%	32	33%	19	17%	36	38%	30	27%	40	42%	35	31%	40	42%	31	27%	27	28%	20	18%				
合計	96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113	
	4 (1) 経営改善内容/学生募集				4 (2) 経営改善内容/組織改編				4 (3) 経営改善内容/人事政策				4 (4) 経営改善内容/経費削減・外部資金獲得等				5 他大学等との連携																											
	① (企業への二重調査)		② (学生生活満足度調査)		③ (社会人受入状況)		④ (留学生受入状況)		⑤ (ネットワーク参加者状況)		⑥ (中途退学者対策)		⑦ (定員確保見直し)		⑧ (人事政策の策定)		⑨ (教職員人事考課) *		⑩ (教員研修設定)																									
27甲請校	52	54%	85	75%	80	83%	98	87%	21	22%	34	30%	12	13%	25	22%	55	57%	66	58%	64	67%	99	88%	46	48%	46	41%	46	48%	63	56%	39	41%	46	41%	41	43%	57	50%				
28甲請校	7	7%	8	7%	5	5%	5	4%	6	6%	12	11%	3	3%	4	4%	11	12%	12	11%	2	2%	2	2%	50	52%	67	59%	50	52%	50	44%	10	10%	22	20%	14	15%	11	10%				
3	37	39%	20	18%	11	12%	10	9%	69	72%	67	59%	81	84%	84	74%	30	31%	35	31%	30	31%	12	11%									47	49%	45	40%	41	43%	45	40%				
合計	96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113	
	4 (4) 経営改善内容/経費削減・外部資金獲得等				5 他大学等との連携				6 地域・産業界との連携等																																			
	① (外部資金獲得の専門部署)		② (寄付金受入状況)		③ (再推薦の申請状況)		④ (受託研究による収入状況)		⑤ (共同研究による収入状況)		⑥ (共同IR)		⑦ (共同学生募集活動)		⑧ (共同S/D)		⑨ (教職員人事交流) *		⑩ (共同IT/IT支援・教育IT/IT)																									
27甲請校	14	15%	24	21%	31	32%	30	27%	20	21%	30	27%	17	18%	27	24%	10	10%	13	12%	17	18%	20	18%	28	29%	35	31%	33	34%	47	42%	6	6%	4	4%	32	33%	37	33%				
28甲請校	27	28%	37	33%	65	68%	83	74%	21	22%	83	74%	79	82%	86	76%	86	90%	100	89%	79	82%	93	82%	68	71%	78	69%	63	66%	66	58%	90	94%	6	5%	64	67%	76	67%				
3	55	57%	52	46%					55	57%	0	0%																																
合計	96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113	
	5 他大学等との連携				6 地域・産業界との連携等																																							
	① (施設設備共同利用)		② (地域団体の情報発信) *		③ (地元自治体との包括連携協定)		④ (企業等との包括連携協定)		⑤ (教育活動に係る委員会・人的交流)		⑥ (地域住民との意見交換)																																	
27甲請校	6	6%	8	7%	11	12%	99	88%	55	57%	77	68%	45	47%	66	58%	19	20%	30	27%	38	40%	51	45%																				
28甲請校	90	94%	105	93%	5	5%	14	12%	13	14%	11	10%	51	53%	47	42%	28	29%	34	30%	5	5%	12	11%																				
3					80	83%			28	29%	25	22%					49	51%	49	43%	53	55%	50	44%																				
合計	96		113		96		113		96		113		96		113		96		113		96		113																					

※赤字の設問は、重点項目である。 ※緑色セルは昨年年度より完全実施率が低い項目である。 ※項目の後ろに*印があるものは、新設設問もしくは設問内容が変更された項目である。

※校数割合 (%) は、小数点以下第1位を四捨五入している。

日本私立学校振興・共済事業団

17

経営強化集中支援事業 設問毎・回答毎の該当件数 (タイプB)

タイプ B 「経営改善型」全49問 110点満点 (ほか別枠加点10点~1点)

(単位:校)

27申請校	1 経営状況の把握・分析								2 (1) 組織運営体制/ガバナンス体制								2 (2) 組織運営体制/監査体制																							
	① (SWOT分析)		② (経営上の財務分析)		③ (経営財務の把握分析SD)		④ (大学等の現状・課題分析)		① (経営企画/企画推進)		② (企画立案への教員参画)		③ (決算状況説明会)		④ (財務担当理事)		⑤ (外部人材登用理事)		① (常勤監事)																					
	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校	27申請校	28申請校																				
1	26	67%	36	74%	35	90%	44	90%	27	69%	43	88%	24	62%	25	51%	28	72%	33	67%	31	80%	44	90%	27	69%	37	76%	11	28%	9	18%	2	5%	4	8%				
2	6	15%	8	16%	0	0%	2	4%	5	13%	2	4%	9	23%	6	12%	11	28%	17	35%	8	21%	10	20%	2	5%	3	6%	12	31%	12	25%	28	72%	40	82%	37	95%	45	92%
3	7	18%	5	10%	4	10%	3	6%	7	18%	4	8%					4	10%	7	14%	3	8%	6	12%	6	15%	2	4%												
合計	39		49		39		49		39		49		39		49		39		49		39		49		39		49		39		49		39		49		39		49	

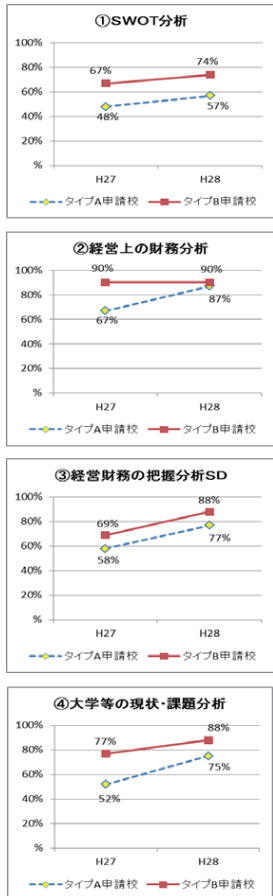
※数字の設問は、重点項目である。
※校数割合 (%) は、小数点以下第1位を四捨五入している。

※黄色セルは昨年年度より完全実施率が低い項目である。
※項目の後ろに★印があるものは、新設若しくは設問内容が変更された項目である。

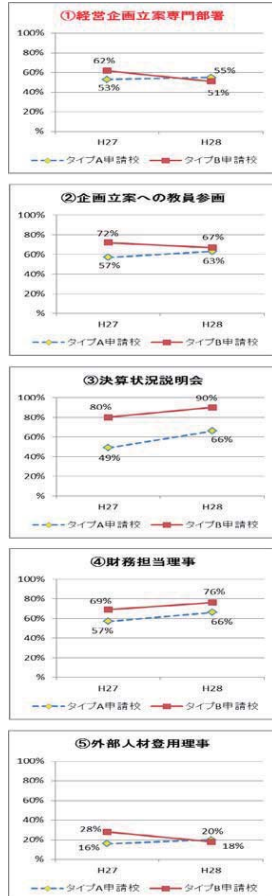


設問ごとの実施率 (申請校) その1

1 経営状況の把握・分析



2 組織運営 (1) ガバナンス体制

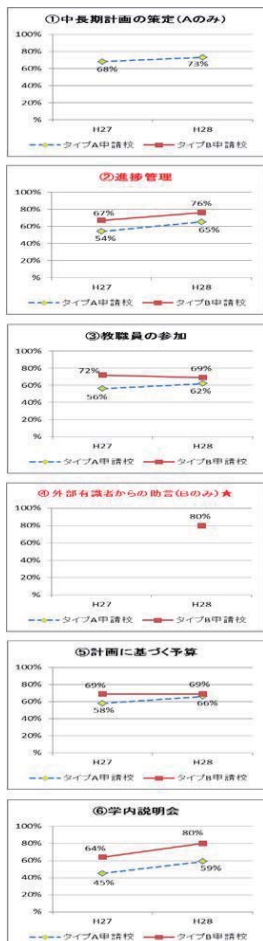


2 組織運営 (2) 監査体制

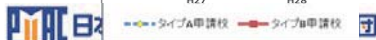
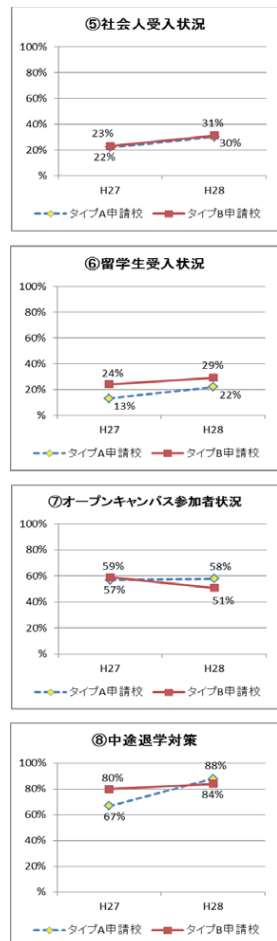
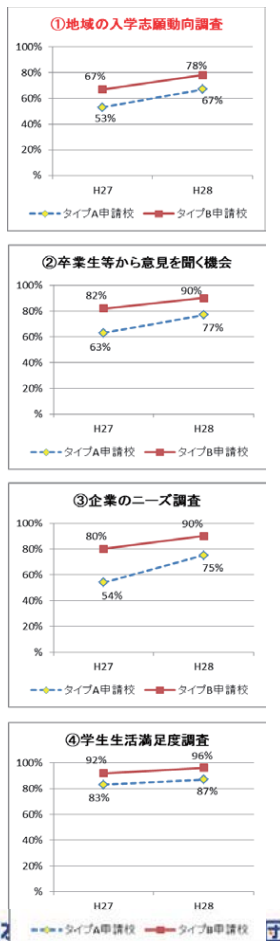


■ 設問ごとの実施率 (申請校) その2

3 中長期計画 (タイプA) ・ 経営改善計画 (タイプB)

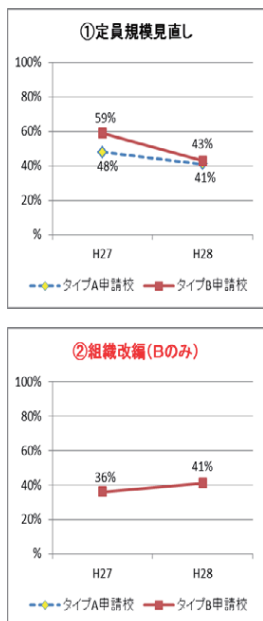


4 経営改善内容 (1) 学生募集

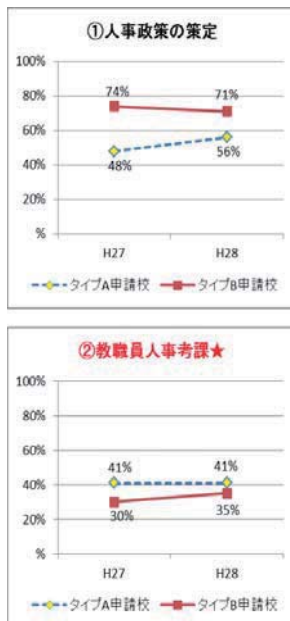


■ 設問ごとの実施率 (申請校) その3

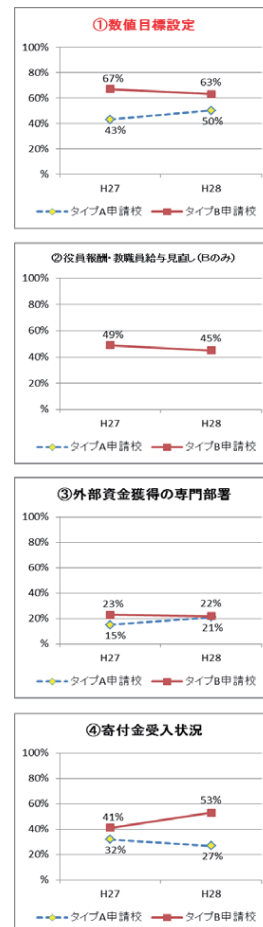
4 経営改善内容 (2) 組織改編



4 経営改善内容 (3) 人事政策

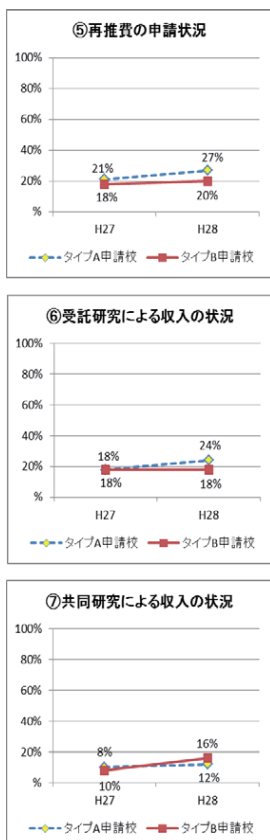


4 経営改善内容 (4) 経費削減・外部資金の獲得等

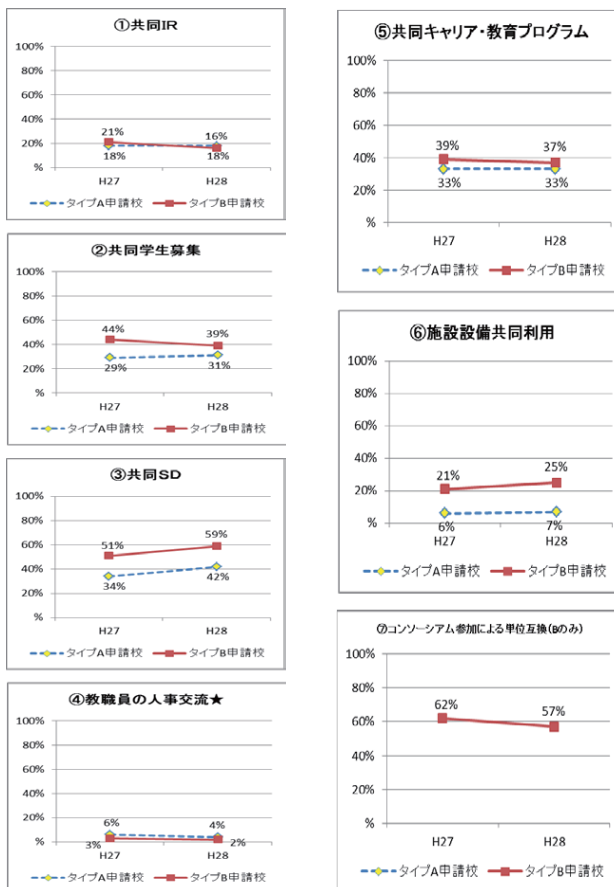


■ 設問ごとの実施率（申請校） その4

4 経営改善内容 (4) 経費削減・外部資金の獲得等

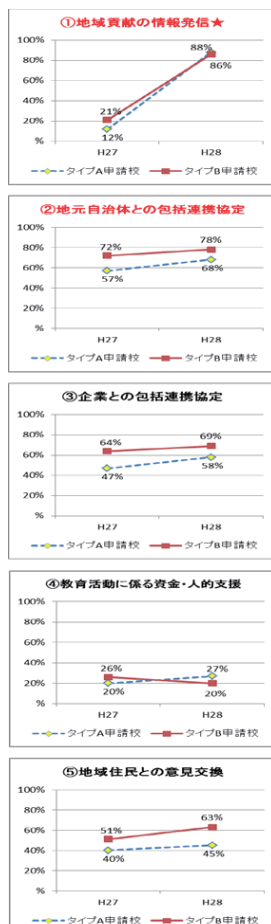


5 他大学等との連携

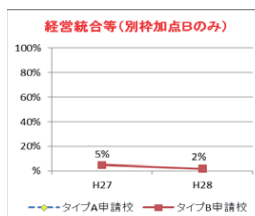


■ 設問ごとの実施率（申請校） その5

6 地域・産業界との連携等



7 別枠加点項目



私立大学研究ブランディング事業

平成29年度予算額 79億円

[施設・装置：11億円 設備：13億円 経常費：55億円]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

平成28年度予算額 72.5億円 [施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

【事業イメージ】

地域で輝く大学等への支援

タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

タイプB【世界展開型】

先進的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

選定方法と審査の観点

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：50～60校程度（前年度より10～20校増）

【事業体制】

- ▶ 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- ▶ 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ▶ ブランディングに向けた検討状況（学内データ・外部意見を踏まえた検討）等

【事業内容】

- ▶ 事業目的（現状・課題の分析、分析内容に照らしたテーマ設定の適切性）
- ▶ 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ▶ ブランディングの取組（打ち出そうとする独自色、広報、大学運営へ反映する展望）等

補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000～3,000万円程度）
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円

日本私立学校振興・共済事業団

24

不交付又は減額の事由（私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋）

法令違反等

- ア 補助金を他の用途へ使用、法令違反、所轄庁処分違反、不正手段による補助金受給
- イ 学校法人の財産を不正に使用
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべきものを記載しなかった又は虚偽記載
- エ 上記ウの書類の備付け及び閲覧義務（私立学校法41条）違反
- オ 事業団又は地方公共団体からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間の訴訟や紛争あり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- コ 理事会又は評議員会が長期間開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- サ 教職員間の争議行為等又は学生による施設占拠、授業放棄等正常でない行為により、教育その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- シ ア～サに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合が必要であると認められるもの
 - 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
 - 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合が必要であると認められるもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

日本私立学校振興・共済事業団

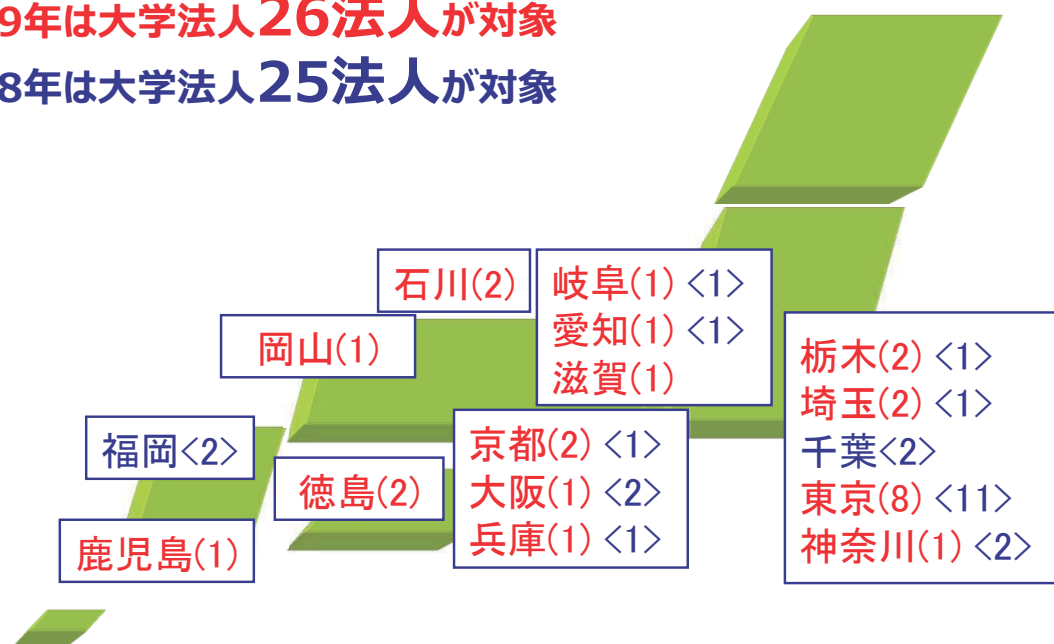
25

■ 経常費補助金が不交付又は減額となる例

- 理事長による不適切な支出
- 簿外経理
- 役員の不祥事
- 認可に関する虚偽申請 など

◆ 29年調査対象法人数

- ・29年は大学法人**26法人**が対象
- ・28年は大学法人**25法人**が対象



※ ()内は29年 < >は28年

◆ 検査対象と検査の流れ

➡ 検査対象の年度

会計検査院からの通知文書では、検査対象年度は**原則過去5か年で指定**

⇒ ただし、実際の検査は主に**前年度と前々年度の2か年**が対象として行われ、問題となる事項が発生した場合、さらに**その前の3か年**について問題がないか、検査の対象となり得る。

また、特定項目が**テーマ検査**となる場合、**過去5か年**が検査の対象となり得る。

➡ 検査対象の範囲

会計検査院からの通知文書では、個別大学等ではなく**学校法人全体で指定**

⇒ ただし、実際には検査の対象となる**大学等を特定**し、当該検査において問題となる事項が発生した場合、**他の設置大学等**について問題がないか、検査の対象となり得る。

➡ 検査の流れ

平成29年検査（平成29年中の国会報告に向けた検査）の例では・・・

⇒ 平成28年11月～平成29年5月まで検査（これを「**平成29年検査**」という）

⇒ 平成29年11月に上記結果を「**平成28年度決算報告**」として内閣に提出

平成29年検査の特徴は

✓ 検査対象数は横ばい

⇒ 検査法人数は前年とほぼ同じ

✓ 重要項目に目を向けた検査

⇒ 改革総合支援事業など国の重要な政策に対する補助

✓ テーマ検査の実施

⇒ 29年検査では特別補助「大型設備等運営支援」がテーマ（28年は特別補助「社会人の組織的な受入れ」等がテーマ）

⇒ 実地検査の前に調書の提出を求められることも

⇒ 補助制度の設計の妥当性など補助制度自体に着目

⇒ 補助金の交付による補助効果はどのようなものか

実地検査の観点とは（会計検査院法第20条第3項）



中でも、「合規性」

合規性等の観点から、一般補助における専任教員等の数は適切に算定されているか、総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額は適切に行われているかなどに着眼して、事業団が25、26両年度に補助金を交付している640学校法人のうち25学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。（平成27年度決算検査報告から引用）

合規性に関する検査の着眼点とは （経常費補助金検査）

改革総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額は適切に行われているか

私立大学等経常費補助金の合規性の根拠

- ◆ 私立大学等経常費補助金 取扱要領・配分基準
- ◆ 各種調査票の入力要領・記入要領、チェックリスト
- ◆ 補助金事務担当者資料、月報私学 等

補助金の交付申請に係る算定資料

- ◆ 学校法人から提出される各種調査票
- ◆ 学校法人が保管している各種根拠資料

検査院はすべて確認

◆検査の連絡から実施まで

会計検査院から事業団へ検査対象校の提示(概ね検査の2~3か月前)
(会計検査院法第23条第1項第3号)



事業団から学校法人へ検査指定の旨連絡
会計検査院から事業団と学校法人へ検査決定の正式通知
(会計検査院法第23条第2項)



申請書類の再点検、事業団と適宜打合わせ



会計実地検査(平成29年検査では2~3日間)

◆検査の結果どうなるか

過大交付が認められると「**不当事項**」として
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<http://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → **事業団**

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

事業団 → **学校法人**

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額
(私立大学等経常費補助金取扱要領4(3))

◆不当事項項目（一般補助）

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
教員	1週間の割当授業時間数が基準未滿	1	1			1	
教員	特例区分コードの記載の誤り						1
学生	留年者数の控除要件の不備					1	
学生	基準日以降に退学決定の学生を除外			1			
学生	基準日以前に除籍の学生を算入		1				
学生	基準日現在の休学者を除外		1				
情報	情報の積極的な提供の不備	1					
一般補助 計		2	3	1	0	2	1

◆不当事項項目（特別補助①）

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
人数	教育研究拠点大学院重点経費(大学院基盤分)	4	2				
人数	大学院教育の実質化の推進		4				
人数	外国人留学生の受入れ	1					
人数	学生の海外派遣	1					
人数	大学等の国際化に向けた取組み		1				
人数	インターンシップの推進	1					
人数	看護師養成	1					
人数	専門職大学院等支援			1			
人数	短大・高専の教育組織の高度化(専攻科)支援	1					
人数	教員の異動に伴う教育研究環境整備	1					
人数	海外からの学生の受入れ				1		
人数	海外からの教員の招へい				1		

◆不当事項項目（特別補助②）

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
経費	教育・学習方法等改善支援		1				
経費	戦略的研究基盤形成支援事業 (旧ハイテク・リサーチ、社会連携)		1	3			
経費	地域共同研究支援			1			
経費	研究施設		1				
経費	研究科特別経費(研究科分)		1				
経費	授業料減免事業等支援経費				1	1	
取組	学生と地域の協働企画	1					
取組	大学教育の質向上への一体的な取組支援		2	1			
特別補助 計		11	13	6	3	1	0

◆不当事項項目（改革総合支援事業）

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
取組	25年度(タイプ1③) 大学等内にIRを専門で担当する部署の設置					1	
取組	26年度(タイプ1⑮) オフィスアワーの設定						1
取組	26年度(タイプ2④) 地方自治体からの経済的支援						1
取組	25年度(タイプ2⑤) 地域を対象とした課題解決型学習等の必修化					1	
取組	25年度(タイプ2⑥) 地方自治体・地元産業界等からの意見聴取						1
取組	25年度(タイプ3A⑨) 協定等に基づく学生の派遣・受入の実施					2	
改革総合支援事業 計		0	0	0	0	4	3

◆指摘事項のポイント①（一般補助）

事 例

補助金算定の基礎となる専任教員として、1週間の割当授業時間数が6時間未満の者を含めて申請してしまった。

補助要件等

1週当たりの授業時間数が6時間以上であること。
※ただし、1週間の割当授業時間が6時間未満の者も特例に該当する場合は対象となる。

原因と対策

【原因】

「実習指導の授業時間数は直接指導する時間数を年間総時間数に含めることができる」という条件を理解していなかった。

【対策】

関係部署間の連携を強化し、変更点や留意事項等の周知徹底・情報の共有を図る。

●実習指導のカウントについて

平成29年度事務担当者資料 第七章 補助金関係基本例題集「教職員関係」 P152より

Q8 実習指導のカウントについて
実習指導の時間数は授業時間としてカウントすることはできるか。



回答 調査基準日である5月1日時点のシラバス・時間割等で、担当教員名及び直接指導する時間が明確に確認できる場合は、その時間数は年間総時間としてカウントすることができる。
根拠資料で時間数が確認できないものは含められない。

◆指摘事項のポイント②（一般補助）

事 例

1週間の割当授業時間数が6時間未満の専任教員を、附属研究所に勤務していることから、**特例区分コード12（附属研究所勤務者）に該当する者**として申請していたが、当該教員は**附属研究所の発令を受けていなかった**。

補助要件等

1週当たりの授業時間数が6時間以上であること。
 ※ただし、1週間の割当授業時間が6時間未満の者も**特例に該当する場合は対象**となる。

原因と対策

【原因】

「特例区分コード12の該当者として対象となるためには、専任教員としての発令のほかに附属研究所勤務の発令が必要である」という条件の理解が不十分であった。

【対策】

関係部署間のチェック体制を強化し、関係資料（補助金事務担当者資料等）による申請上の留意点等の再確認・情報の共有を図る。

◆指摘事項のポイント③（一般補助）

事 例

留年者の有無について「有」と申請していたが、一部の講義について、シラバス等で成績評価基準等が明示されていなかった。

補助要件等

シラバス等において、**すべての講義等ごとに**その担当教員が定めた学習目標や目標達成のための授業方法及び授業計画並びに、成績評価基準が明示されていること。

原因と対策

【原因】

授業方法等が異なるいくつかの科目を例外として考えていた。

【対策】

学長より教職員に対し、シラバス作成について十分注意するよう周知した。また、補助金申請の際は、取扱要領等を十分確認し、管理者及び複数の事務職員によるチェックの実施を徹底する。

◆指摘事項のポイント④（特別補助）

事 例

「授業料減免事業等支援」において、主たる家計支持者の収入が、配分基準で示す家計基準以上の学生のものが含まれていた。

補助要件等

- ① 事業に係る**規程等が整備**されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な学生の授業料等減免等に係る選考基準が明記されていること。
- ② 学内において、**選考委員会等が設置**されていること。
- ③ 次の**ア又はイの家計基準に該当**する学生に対する事業であること。
ア. 給与所得者 841万円以下 **イ. 給与所得者以外 355万円以下**

原因と対策

【原因】

申請する際に、記入要領にある家計基準の確認が不十分であり、申請内容と記入要領との確認を怠っていた。

【対策】

担当者任せとなっていた部分があったが、業務に関わる全ての職員が記入要領等の内容について正しく理解し、チェック体制の強化を図る。

◆指摘事項のポイント⑤（改革総合支援事業）

事 例

(25年度) タイプ2：地域特色型 (2) 貢献内容 ⑤

地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークなど、学生が主体的に地域と関わる正課の授業を必修科目として実施していますか。

- 1) 8単位以上を必修としている。 3点
- 2) 必修としているが8単位未満である。 2点
- 3) 必修科目とはしていない。 0点

該当の授業科目が3・4年次の前期・後期で計8単位（2単位×4）あるとして「8単位以上を必修としている」と回答していたが、この授業科目は当該年度からの新しい授業科目であり、年次進行上、3年次のみが開講（4年次は未開講）であったため8単位未満となる。

補助要件等

当該年度に使用するシラバス等において確認できること。

原因と対策

【原因】

担当課において記入要領等きちんと把握せず、また思い込みで判断し処理していた。

【対策】

補助金の制度・記入要領等についての理解と確認を学校全体として実施し、担当者任せではなく、各課において二重三重のチェック体制を構築してミスを防ぐ。

◆指摘事項のポイント⑥（改革総合支援事業）

事 例

(25年度) タイプ3：多様な連携型 A (2) 他の国内大学等との連携 ⑨
他の国内大学等との交流協定等に基づく学生の派遣・受入を実施していますか。

- 1) 実施している。 3点
- 2) 実施していない。 0点

[事例1]

派遣先が国内大学等（大学・短期大学・高等専門学校）ではなかった。

[事例2]

受入実績はあったが、派遣実績がなかった。

補助要件等

- ・本設問における「国内大学等」とは「国内の大学、短期大学、高等専門学校」。
民間の研究所等は含まない。
- ・本設問では、基準時点期間内に派遣及び受入れの両方の実績があることが必要。

原因と対策

【原因】

派遣先の組織が「他の国内大学等」に該当すると誤って認識していた。
受入実績だけでもあれば基準を満たしていると誤った判断をしていた。

【対策】

Q&A等、詳細にチェックしたのは回答内容をまとめた担当者のみであったことが原因のひとつと考えられるため、担当者を複数配置し、事務体制・チェック体制の強化を行う。

◆指摘事項のポイント⑦（改革総合支援事業）

事 例

(26年度) タイプ1：教育の質的転換 2.多様な取組に関する評価 ⑮

オフィスアワーを設定していますか。

- 1) 全教員について設定している。 3点
- 2) 一部の教員について設定している。 2点
- 3) オフィスアワーについて、全学的な方針はなく、個々の教員の判断に委ねている。 0点

全教員について設定していると回答していたが、一部の教員についてオフィスアワーが設定されていなかった。

補助要件等

- ・選択肢「1」を選択する場合は、授業を担当する全教員（非常勤教員及び通信教育課程の教員を含む）に設定している必要がある。
- ・全教員が、特定の時間帯（曜日と時間設定）を学生に示す必要がある。

原因と対策

【原因】

オフィスアワーについて、「全教員が特定の時間帯（曜日と時間設定）を学生に示す必要がある」という補助要件の理解が不十分であった。

【対策】

担当者が補助要件を十分に確認していなかったこと、または思い込みが原因と考えられるため、チェックリスト、Q&A等を十分に活用し、補助要件を理解する。

◆ 指摘事項のポイント⑧（改革総合支援事業）

事 例

(26年度) タイプ2：地域発展 1.実施体制 ④

地方自治体から経済的支援（補助金、土地廉価使用又は社会人学生に対する支援）を受けていますか。

- | | |
|--|----|
| 1) 平成21年度から25年度まで継続的に、「土地廉価使用」「経常費助成」「社会人学生に対する支援」のいずれかの経済的支援を受けている。 | 5点 |
| 2) 1には該当しないが、平成21年度から25年度までの5カ年度のうち3カ年度以上、何らかの経済的支援を受けている。 | 3点 |
| 3) 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

「経常費助成」と回答していたが、地方自治体補助は特定の教育研究活動に対する補助であった。

補助要件等

地方自治体からの「経常費助成」とは、特定の事業を対象とするものではなく、広く経常的経費について補助するものであるため、「1」ではなく、「2」の「何らかの経済的支援」に該当する。

原因と対策

【原因】

地方自治体からの「経常費助成」に該当する場合は、事業を特定していない補助金が対象となるという補助要件の理解が不十分であった。

【対策】

担当者が補助要件を十分に理解していなかったことが原因と考えられるため、担当者の理解を深めるための事務研修の実施及び各部署で事務のチェック体制を強化し、設問趣旨の確認を行う。

◆ 指摘事項のポイント⑨（改革総合支援事業）

事 例

(25年度) タイプ2：地域特色型 (2) 貢献内容 ⑥

学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、地方自治体・地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。

- | | |
|--------------------------|----|
| 1) 全学部等・研究科に設け、聴取している。 | 3点 |
| 2) 一部の学部等・研究科に設け、聴取している。 | 2点 |
| 3) 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

全学部等・研究科に設け、聴取していると回答していたが、大学院の研究科において意見聴取を行っていなかった。

補助要件等

「全学部等・研究科で実施」となっているものについては、当該大学等の全ての学部等（大学にあっては学部、短期大学及び高等専門学校にあっては学科。）及び全ての大学院研究科において実施している場合が該当する。

原因と対策

【原因】

各設問の共通要件である「全学部等・研究科で実施」についての理解が不十分であった。

【対策】

担当者が記入要領、チェックリストを十分に理解していなかったことが原因と考えられるため、各担当者・部署間での連携を密にし、ダブルチェックの徹底を図り、ミスを防ぐ。

◆私立大学等改革総合支援事業

➡ 平成26年より検査対象項目

➡ 事業団も現地調査を実施 (平成28年度全国85校を現地調査)

⚠ 根拠資料が未整備の学校を散見、必ず再点検を

⇒ チェックリストを用いて根拠資料の組織的な整備を

⚠ 要件の誤った解釈、要件の見落としに注意

⇒ 判断がつかない場合は事業団に問い合わせを
⇒ 「統合版」を用いて調査項目について関係部署と共通認識を

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 1

タイプ1		「建学の精神を生かした大学教育の質向上」
1. (1)	①	アドミッションポリシー、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し、ホームページで公表していますか。 →「全学部等・研究科で策定し、かつ、大学等のホームページで公表している。」と回答していたが、大学院研究科について、基準時点現在にHPで公表していなかった。
	②	学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制が構築されていますか。 →「構築されている。」と回答していたが、全学的な教学マネジメント体制のメンバーにはすべての学部長が入っていないところ、3つある学部の学部長のうち、学部長1名がメンバーに入っていなかった。
	③	大学等内にIRを担当する部署を設置し、専任教員又は専任職員を配置していますか。 →「専門の担当部署を設置し、専従する専任教員又は専任職員を配置している。」と回答していたが、IR業務に年間を通じて専従する部署とは言えなかった。
	④	教育課程の形成・編成にあたり、職員が参加する仕組みを全学的に設けていますか。 →「～仕組みを設けている。」と回答していたが、職員は委員会の委員（構成員）ではなく、事務局として参加していた。
1. (2)	⑥	シラバスの作成要領等により、準備学習(予習・復習等)に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容をシラバスに明記することを全教員に求めていますか。 →「全学部等・研究科かつ全学年で実施している。」と回答していたが、大学院の研究科については、実施していることを示せなかった。

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 2

タイプ1		「建学の精神を生かした大学教育の質向上」
1. (2)	⑧	シラバスの記載内容が適正か否かについて、担当教員以外の第三者がチェックしていますか。 →「～実施している。」と回答していたが、第三者によるチェックが行われたことがわかる資料の確認ができなかった。 →第三者としての職務内容を確認できなかった。
	⑨	学生の学修時間の実態や学修行動の把握を組織的に行っていますか。 →「全学部等かつ複数の学年について行っている。」と回答していたが、学生に対するアンケート形式で学修時間の把握を行っていたものの、集計・分析している資料を示せなかった。
	⑬	以下の要件に該当するアクティブ・ラーニングの授業を行っていますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【要件】 学外の特定の組織等（例：企業、非営利団体、商店街等）と連携し、当該組織等の課題解決（例：新商品・サービス・経営戦略・地域振興方策の企画立案等）に学生を主体的に関与させることを目的とした授業であること。なお、必修か否かは問わない（一部のゼミで実施する場合を含む。）こととする。</p> </div> →「～で行っている。」と回答していたが、協定書等に基づくものではなかった。 →協定書等は確認できたが、当該組織等の課題解決に学生を主体的に関与させることを目的とした授業であることを示す資料を確認できなかった。

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 3

タイプ1		「建学の精神を生かした大学教育の質向上」
2.	⑮	オフィスアワーを設定していますか。 →「全教員について設定している。」と回答していたが、非常勤教員について設定していなかった。 →「全教員について設定している。」と回答していたが、一部の教員について特定の時間帯（曜日と時間設定）が示されていなかった。
	⑯	成績評価においてGPA制度を導入するとともに、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いていますか。 →「全学部等かつ全学年でGPA制度を導入し、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。」と回答していたが、GPA制度を基準時点において教員及び学生に周知していることを示せなかった。
	⑰	課程を通じた学生の学修成果の把握を、単位認定、学位授与、卒業判定等とは別に、次のいずれかの手法で行っていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定(アセスメント・テスト) ・学生の学修経験を問うアンケート調査(学修行動調査等) ・学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用 ・学修ポートフォリオの活用 →「全学部等かつ複数の学年について行っている。」と回答していたが、2年次生・4年次生を対象に行うと決めたことを示せる資料が確認できなかった。 →「全学部等かつ複数の学年について行っている。」と回答していたが、一部の学部については行っていなかった。

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 4

タイプ1		「建学の精神を生かした大学教育の質向上」
2.	⑩	<p>学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数について、上限を設定していますか。</p> <p>→「全学部等かつ全学年で設けている。」と回答していたが、一部の学部について上限を設定していなかった。</p>
	⑪	<p>学内の教育改革に取り組む教員又は組織(学部等)を財政的に支援するための予算(いわゆる学長裁量経費等)を設けていますか。</p> <p>→「設けている。」と回答していたが、当該予算は教育改革に特化したものでなかった。</p> <p>→教育改革に特化した公募をしていなかった。</p> <p>→別枠の予算が確保されていることを示せなかった。</p>

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 5

タイプ2		「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」
(1)	①	<p>大学等の所在する都道府県又は市区町村等と、大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結していますか。</p> <p>→「包括連携協定を締結しており、かつ、定期的に(年1回以上)、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議を行っている。」と回答していたが、定期的に協議を行っていることの確認ができなかった。</p>
	②	<p>外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のためのセンター(委員会等)を設置していますか。</p> <p>→「設置しており、専任教員又は専任職員を配置している。」と回答していたが、当該職員は他部署と併任しており、全体の業務量の50パーセント超が当該部署の業務であることの確認ができなかった。</p>
	③	<p>地域の課題解決に向けて、関係機関等とのネットワーク作り、目標設定、成果の地域へのフィードバック、地域連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施していますか。</p> <p>→「～継続的に協議を実施している。」と回答していたが、継続的に協議を実施していることの確認ができなかった。</p> <p>→地域の課題解決に向けた一連の取組が、関係機関の間で合意されていること(構造化)を示す資料の確認ができなかった。</p>
	④	<p>地方自治体から経済的支援を受けていますか。</p> <p>→「平成22年度から26年度まで継続的に「経常費助成」の経済的支援を受けている。」と回答していたが、地方自治体の補助の内容は、特定の教育研究活動に対する補助であった。</p>

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 6

タイプ2		「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」
(2)	⑦	学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、地方自治体・地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。 →「～聴取している。」と回答していたが、正規の教育課程の編成全般であることの確認ができず、教育課程の一部である「特定の科目」について聴取したことの確認しかなかった。
	⑧	地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。 →「実施している。」と回答していたが、基準時点よりあとに研究を実施していた。
	⑬	昨年度又は本年度に、科目等履修生制度に基づき、社会人学生を受け入れていますか。 →「受け入れている。」と回答していたが、社会人の定義に該当しない科目等履修生を含めていた。

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 7

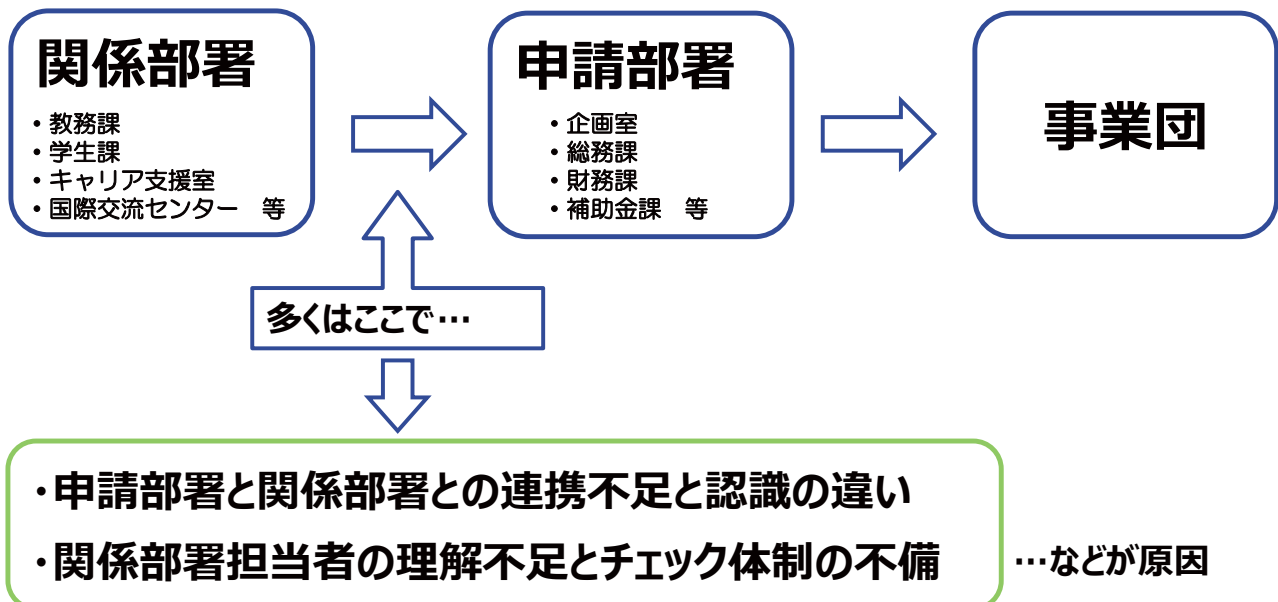
タイプ3		「産業界など多様な主体、国内の大学等と連携した教育研究」
(1)	①	産学連携のための部署(委員会等)を設置し、専任教員又は専任職員を配置していますか。 →「部署を設置するとともに、専任教員又は専任職員を配置している。」と回答していたが、複数の業務を担当している部署について、その部署が産学連携を主たる目的とし、企業との連携を行う組織であることが確認できなかった。
	③	業界別団体又は企業から実務家教員を迎え、単発の講義ではなく、一学期又は一年を通じた体系的な授業科目を実施していますか。 →「実施している。」と回答していたが、実務家教員については当該大学等の教員として発令されていなければならないところ、教員としての発令はなく、ゲストスピーカーであった。 →教員について、業界別団体、企業から迎えたことが確認できなかった。
	⑦	昨年度、企業からの受託研究を実施しましたか。 →「実施した(受入総額200万円以上)。」と回答していたが、収入総額が200万円未満であった。
(2)	⑩	他の国内大学等との交流協定に基づく学生の派遣・受入を実施していますか。 →「ある大学等には派遣のみを、他のある大学等からは受入のみを実施している。」と回答していたが、近隣への大学に単位互換制度に基づいて学生が派遣されていた。
	⑮	他の国内大学等との協定等に基づく、教員の人事交流を実施していますか。 →「実施している。」と回答していたが、交流先が国内大学等ではなかった。 →協定に基づく交流ではなく、出張として国内大学等に派遣していた。

◆平成27年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 8

タイプ4		「グローバル化への対応」
(1)	①	(ア)国際化の推進のための全学的な体制(例:国際交流委員会)、(イ)国際化の企画・実施を担う常設の担当部署(例:国際室)を整備していますか。 →「いずれも整備している。」と回答していたが、(ア)国際化の推進のための全学的な体制のメンバーにはすべての学部長が入っていないところ、一部含まれていなかった。
(4)	②	海外の大学と教員又は研究者の人事交流に関する大学間交流協定を締結していますか。 →「締結しており、～」と回答していたが、協定は受入れに関するものであり、派遣についての協定がなかった。

III 申請上の留意点

◆申請誤りの要因と対応策



申請時の要件、数値の十分な確認がポイント！

関係部署との連携と情報共有が大事

→ 中間資料・オリジナルチェックリストの作成、内部研修の実施等

◆申請時の対策①（補助金関連資料の確認）

- ・私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準
- ・各種調査票の入力要領・記入要領
- ・事務担当者資料、月報私学などの関係書類の活用

中でも、入力要領・記入要領の理解・確認



検査時の指摘、疑問の提示の多くは、調査票の
入力要領・記入要領との照合からされる。
（「合規性」の観点）

◆申請時の対策②（根拠資料の整備）

二次的資料（中間資料）の整備

- 要件の確認や円滑な説明につながる
特に特別補助や改革総合では・・・
 - ・人数系 → 申請基礎となった教員、学生等の一覧表
 - ・取組系 → 学部等ごとの各取組状況を整理した表など



まず、これらを用いて説明し、適宜台帳等（一次資料）を提示

申請の調査票と根拠資料の綴り方

- 特に私立大学等改革総合支援事業の申請においては、一つひとつの設問に対して対応する根拠資料を必ず綴っておく



「チェックリスト」に基づき根拠資料を整理する

●二次的資料（中間資料）について

中間資料のイメージ

- 根拠資料と提出する調査票をつなぐ中間資料の作成
- 根拠資料を用意するのは関連部署（教務・キャリア支援等）、調査票を提出するのは補助金担当課
中間資料の作成により、両部署で補助要件を共通理解し、効率的でミスのない申請に役立てる。



◆見直し時の対策①（確定報告・実績報告等）

配分上のルールに照らし合せ、適正な申請となっているか？



1. 計算の仕組みの理解
2. 要件の確認、数値の確認
3. 根拠資料の整備

検査指定されてからでは、調査票の誤りは修正できない



まずは申請時の要件、数値等の確認

次に確定報告・実績報告での修正

◆見直し時の対策②（効率的なチェック方法）

- 自校において、申請要件（教職員の認定基準、対象学生の要件）に該当しない事例を把握
 - オリジナルチェックリストの作成
- 増減率が下がる人数・金額を把握（増減率分岐点）
 - 学生定員現員調査票は、僅かな人数の誤りで、増減率が下がる学部を優先的に見直し
 - 収入支出調査票は、増減率が下がる金額の規模を勘案し見直し
- その他
 - 按分表や業務量等による職員の割り振りは現状にマッチしているか確認するなど

●増減率分岐点とは（例） （学部等ごとの学生定員に対する在籍学生数の割合）

○計算表4-2

学部等名	〈定員除編〉 学生定員	〈現員除編〉 学生現員	〈留年除編〉 留年含編	〈現員除編〉 現員含編	割合	増減率
外国語学部	人 < 195 > 200	人 < 199 > 206	人 < 3 > 3	人 < 196 > 203	% 100 101	6%

※割合は小数点以下切捨てとします。

○配分基準 別表2

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表

定員超過

区 分	増減率 9%	6%	3%	...
学 部 等 (医歯学部を除く)	% 100	% 101~102	% 103~104	...

【解説】

外国語学部は、留年者控除の対象となる要件を満たすこととします。その場合、増減率の計算における学生現員数は留年者控除後の人数（206人－3人＝203人）を使用します。
外国語学部の学生定員に対する在籍学生数の割合は、計算表4-2によると、編入学を除いた場合は196人÷195人＝100%、編入学を含めた場合は203人÷200人＝101%となりました（小数点以下切捨て）。
増減率が低い方の「6%（101～102%）」を使用します。

学生定員

1つ下のランク
[率]内で最も低い数値

学生現員

影響がある人数から、影響がない人数（許容人数）にするために「1人」を引く

学生現員が増加しても補助金額に影響ない

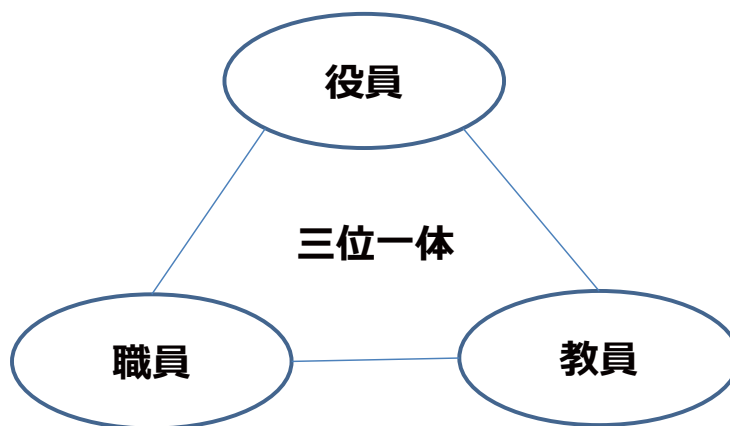
$$200人 \times 103\% - 203人 - 1人 = 2人$$

◆協働体制について

- ・「関係部署間での情報共有」
- ・「自分が報告する内容が補助金に影響する」
という意識
- ・「申請担当部署だけではなく、学校全体で申請をする」という意識



◆補助金獲得のために



方針・体制・協力

まとめ

- 政策（補助金）をうまく利用する
- 検査・調査は “説明責任” を果たす場
- 大学改革は、誰のため？ 何のため？

組織の価値を高める

テーマ③ 財務分析

担当 秋元雅則 委員
井山信康 委員

財 務 分 析

目 次

はじめに	120
I 計算書類の分析	120
1. 比率分析の見方	121
2. 構成比率と関係比率	122
(1) 構成比率	122
(2) 関係比率	122
一. 事業活動収支計算書関係	122
二. 貸借対照表関係	124
II キャッシュフロー分析	129
1. キャッシュフローとは	129
2. キャッシュフロー分析の見方	129
3. 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分について	129

財務分析について

はじめに

私立大学、私立短期大学の経営が厳しさを増すなか、学校経営者のみならず私たち事務職員も自校の置かれている状況をできるだけ正確に把握する必要があります。

自校の建学の精神や教育理念、教育の特色、地域や社会における役割などを知るとともに、最近では第三者評価などの外部からの判定・評価もあり経営基盤、財務内容の健全度も理解しておかなければなりません。

学校法人は、教育研究活動を目的とし、その経費の大半は学生・保護者の納付金、国・自治体からの補助金、あるいは寄付金によって賄われている公共性の高い法人です。したがって健全で永続的な発展を期待されています。つきましては客観的な指標により分析を行い、自校の位置（ポジション）を認識する必要があります。又、第三者評価機関による認証評価においても財務分析の指標が評価の資料として採用されています。例えば、短大基準協会の短期大学評価基準の基準ⅢのD財的資源の項では…計算書類に基づき、財的資源を把握し、分析している。…となっており、提出資料としての「財務状況調べ」があり、いくつかの財務比率を記載することとなっています。

本研修会では、これらの財務比率を演習で行い、加えて平成19年8月に日本私立学校振興・共済事業団の学校法人活性化・再生研究会から「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分について」が提示されましたが、その後会計基準の変更等を経て新しい区分へと変化しています。この区分も短期大学基準協会の基準に表示されており、参加者とともに見て行きたいと思います。

構成比率や関係比率分析その他の分析手法を用い自校の健全性、又は問題点や課題を見つけ改善していくことに役立てていただきたいと思います。

I 計算書類の分析

財務分析は計算書類をもとにおこないます。事業活動収支計算書は企業の損益計算書の学校法人版といえる計算書です。区分経理の考え方が取り入れられ、活動区分ごとの収支状況が明確化され、「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」「基本金組入前当年度収支差額」「当年度収支差額」の段階的な収支差額が明示されました。一年間の区分経理の健全性を分析します。

資金収支計算書は教育研究活動やこれに付随する当年度の活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにし、また現預金の一年間の動きを表しています。一年間の資金繰りの状況を分析します。活動区分資金収支計算書は資金収支計算書の付表であり、資金収支計算書の決算額を「教育活動」、「施設整備等活動」、「その他の活動」の活動区分に分けて、学校法人の活動区分ごとに資金の流れを把握しています。

貸借対照表は年度末における財政状態を表します。分析は経営基盤の安定性を計ることになります。

この研修会での演習はこの計算書類の科目での比率を求め各校の位置づけを確認していきます。

1. 比率分析の見方

学校法人の目的を短い言葉で表現するには大変難しいところですが、あえて表現するならば良い教育を永続的に提供することであるといえるでしょう。

教育の永続性を財務数値の上で取り扱うことは大変難しく、よって、教育を永続に提供することは、その提供の本体である学校法人を永続的に維持することに繋がることです。

学校法人という組織は人と物から構成され、それが旨く絡みあって、良い教育ができるのですが、良い教育を提供するという学校の目的を達成させるためには、人的組織と物的組織の維持が重要となってきます。両者のうち、物的組織の維持に應えるのが会計ですが、分析の前提として①資料の正確性②資料の統一性③資料の継続性は最も重要なこととなります。

財務分析での「良否」の判定は、どの項目によればよいかは学業成績のように簡単ではありません。学校法人の財務分析では、その教育効果の高低をもって「良否」を考えるべきですが、教育効果という価値基準は、分析項目として数値化できるものが得にくいので、最初から行き詰ることになります。例えば、教育効果としての上級校への進学率、有名企業への就職率とかが、この場合の尺度とはならないと思います。

一般企業であれば、利益率の大小を分析結果の判断基準とできます。また、学校でも教科別の評価などは、成績の高低をもってその尺度とすることができます。しかしながら学校法人の財務分析を行う時には、そのような判断を行うことが単純にできないことは確認しておく必要があります。

例えば、「事業活動収支差額比率」を取り上げます。「事業活動収支差額比率」とは次のことを示します。

$$\text{事業活動収支差額比率} = \frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$$

事業活動収入に対する基本金組入前の当年度収支差額が占める割合であり、この比率がプラスで大きいほど自己資金が充実しているとされ、経営に余裕があるとされます。

このプラスの範囲内で基本金組入額が収まっていれば、当年度の収支差額は収入超過となり、逆に、プラス分を超えた場合は支出超過となる。この比率がマイナスになる場合は当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄う事ができないことを示し、基本金組入前の段階で既に事業活動支出超過の状況にある。マイナス要因が臨時的なものによる場合は別として、一般的にマイナス幅が大きくなるほど経営が圧迫されます。

この比率は事業活動収支計算書の分析の中心となり、重要な比率といえます。

分析の判断に難しい比率もあります、例えば教育研究比率は低いほど財政的には良いと考えますが、教育内容の充実という点からは、教育研究経費には多くの金をかけるべきとも考えられます。

この研修会での評価は関係比率を中心に分析をします。構成比率については特異な事情によりずれが生じることも多々ありますので、分析に注意が必要です。

2. 構成比率と関係比率

「分析表」の項目は構成比率と関係比率から成り立っています。分析にあたって特に注意を要する点をいくつか指摘しておきます。

(1) 構成比率

「分析表」に出てくる構成比率は、貸借対照表のもので、他計算書のものではありません。貸借対照表では、資産総額(借方合計)と、負債・基本金・繰越収支差額の合計額(貸方合計)とが同様となり、100%として表されています

構成比率のなかにも、重要な項目がないわけではありません。例えば、「借入金等利息」は金融機関への資金の流出を示すものです。この資金の流出は、直接には学生にも教職員にも還元されるものではなく、低いほうが好ましいといえます。さらに、資金運用の状況によっては「受取利息・配当金」とともに「借入金等利息」も増えることがあるので、一概には判断できません。

(2) 関係比率

関係比率は財務分析を目的とした比率ですから当然判定がしやすくなります。判定基準は、マニュアルや私学事業団の見解を参考にしています。貸借対照表に関する関係比率は、企業経営分析その他の定説も参考にしています。

資金収支計算書関係の比率では、個々の法人により、年度によって分子又は分母の科目が非常に小さく(時にはゼロになる)なることが多く、変動係数は大きくなりがちです。

判定の材料としては次のようなものがあります。

一. 事業活動収支計算書関係

$$(1) \text{人件費率} = \frac{\text{人 件 費}}{\text{経 常 収 入}}$$

人件費問題は学校財務のなかで最も重要な項目の一つです。他の事業活動支出科目をまとめても、その金額は人件費には及びません。しかも、事業活動支出の膨張の最大の要因になっています。その意味でのこの人件費比率は、分析上、十分に注意して取扱われるべきです。学校法人のグレードが上がるにつれて、人件費比率は下がり、他の項目がふえる傾向になります。例えば、大学法人は短大法人より人件費比率は低くなっています。

〈私学事業団28年〉「医歯系法人を除く」では、大学法人が平成27年度は、53.7%に対して、短大法人では平成27年度60.6%になります。

〈私学事業団28年〉では、低い値が良い、としています。

資金収支内訳表や事業活動収支内訳表では、人件費以外の経費が各学校部門に配分されるのに対して、人件費は個々の教職員を各学校に張り付けて、部門ごとの人件費の額を計算することになっています。したがって、法人全体の人件費比率に比べ、複数

学科や複数校にまたがって業務を行っている教職員（例えば、学長、専務局長）の人件費が各部門に配分されず特定の部門だけに計上されます。その結果、各部門の人件費比率はその部門の業務に応じた人件費の状況を必ずしも適性に反映していないので、人件費を含む比率の判断には注意を要します。

$$(2) \text{ 教育研究経費比率} = \frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$$

経費を教育研究経費と管理経費とに分ける方法が、学校法人によってかなり違うようです。教育研究経費のほうが受益者である学生に直接還元される経費なので、管理経費よりも重視されるべきものです。

分子には減価償却額という、資金の支出を伴わない、理論上の経費が含まれていることに留意する必要があります。

教育研究活動の維持・発展のためには、事業活動収支を圧迫しない限り、この比率が高いことが望ましい、としています。

〈私学事業団 28 年〉では、大学法人が平成 27 年度は 33.2%に対し、短大法人は 27.3%になります。

$$(3) \text{ 管理経費比率} = \frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$$

学生に対する間接経費なので、低い方が好ましいのですが、実態としては低すぎて教育に支障をきたすこともあります。〈私学事業団 28 年〉では、低い値が良い、としています。

〈私学事業団 28 年〉では、大学法人が平成 27 年度は 9.3%に対し、短大法人は 10.9%になります。

$$(4) \text{ 事業活動支出比率} = \frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入}}$$

事業活動収入の何割が消費されたかを示す比率です。この比率が 100%を越えると、過去の蓄積である純財産を食いつぶした経営が行われていることを示します。

$$(5) \text{ 事業活動収支差額比率} = \frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$$

事業活動支出比率の裏返しの比率で、事業活動支出比率が 100%未満ならこの比率は当然プラスになります。

二. 貸借対照表関係

$$(6) \text{ 固定資産構成比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$$

有形固定資産と特定資産とその他の固定資産を合計した固定資産の総資産に占める構成割合です。

この比率が高いことは流動性が低いということですが、その他の固定資産に金融資産が入っている場合は一概に高いから好ましくないとの判断はできません。〈私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度 86.5%に対し、短大法人は 84.1%となっています。

$$(7) \text{ 有形固定資産構成比率} = \frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$$

固定資産の内、有形固定資産のみの構成割合です。この比率は、土地・建物・教育研究機器備品等の有形固定のバランスを示します。学校規模に対して過剰な設備は財務状況を悪化させる原因となります。

$$(8) \text{ 特定資産構成比率} = \frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$$

固定資産の内、特定資産のみの構成割合です。この比率は、引当資産を中長期に渡って固定的に保有する資産の比率を表示しています。この比率は高いほど財政基盤が安定しており、例えば二号基本金の積立てなど中長期計画に基づいた資金の確保は学校法人として良好な指標となります。

$$(9) \text{ 流動資産構成比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$$

主に現預金や短期有価証券等で構成される流動資産の比率です。この比率が低いと現預金が少なく資金繰りに苦しいと判断できます。私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度において、13.5%台に対し、短大法人は 15.9%となっています。

$$(10) \text{ 固定負債構成比率} = \frac{\text{固定負債}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$$

固定負債の総負債および純資産の合計額に占める割合です。この比率は、流動負債構成比

率とともに負債構成のバランスを示す指標です。この比率は学校法人の総資金の内、長期の債務の割合を示しています。高い値は好ましくないとされます。〈私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度において、7.2%に対し、短大法人は 6.1%となっています。

$$(11) \text{ 流動負債構成比率} = \frac{\text{流動負債}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$$

流動負債の総負債および純資産の合計額に占める割合です。この比率は、固定負債構成比率とともに負債構成のバランスを示す指標です。この比率は短期の債務の割合を示しています。高い値は好ましくないとされます。但し、前受金は翌年度の新入生の納付金であり、分析する上で注意すべきことです。〈私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度において、5.3%に対し、短大法人は 5.3%となっています。

$$(12) \text{ 内部留保資産比率} = \frac{\text{運用資産} - \text{総負債}}{\text{総資産}}$$

特定資産（各種引当資産）と有価証券（固定資産と流動資産）と現金預金を合計した運用資産から総負債を引いた金額の総資産に対する比率です。この比率がプラスですと、特定運用資産で総負債をすべてカバーすることができ、余裕のある学校経営ができることとなります。〈私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度において、23.9%に対し、短大法人は 25.5%となっています。

$$(13) \text{ 運用資産余裕比率} = \frac{\text{運用資産} - \text{外部負債}}{\text{経常支出}}$$

※運用資産＝現金預金＋有価証券＋特定資産

外部負債＝借入金＋学校債＋未払金＋手形債務

この比率は、総資産のうち特定資産、有価証券、現金預金などの運用可能な資産から、総負債のうち外部に返済を求められる借入金、学校債、未払金などの外部負債を差し引いた金額が、法人の一年間の支出に対して、どの程度蓄積されているかを示しています。〈私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度において、1.8%に対し、短大法人も 1.8%となっています。この比率は単位(年)である。

$$(14) \text{ 純資産構成比率} = \frac{\text{純資産}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$$

※自己資金＝基本金＋繰越収支差額

総資金＝負債＋基本金＋繰越収支差額

この比率は、自己資金の総資金に占める割合です。学校法人の資金の調達源泉を分析する指標です。〈私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度において、87.5%に対し、短大法人は 88.6%となっています。

$$(15) \text{ 繰越収支差額構成比率} = \frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$$

※総資金＝負債＋基本金＋繰越収支差額

この比率は、繰越収支差額の総負債および純資産の合計額に占める割合です。繰越収支差額は各年度の収支差額の累計であります。一般的に支出超過であるよりも収入超過であることが理想的である。〈私学事業団 28 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 27 年度において、△13.6%に対し、短大法人は△14.9%となっています。

$$(16) \text{ 固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}}$$

※自己資金＝基本金＋繰越収支差額

総資産のうち固定資産の比率が目立って高いのが、学校法人の特徴です。この比率はその固定資産がどの程度まで自己資金すなわち純資産でカバーされているかを示します。〈私学事業団 28 年〉では低い値であれば好ましいとされていますが、実際はそれよりも高くなっています。

「固定比率が 100%以下」ということは、学校の施設設備は借入金によることなく自己資金で調達するという設置基準の原則になっています。

固定資産が自己資金だけでなく他人資金にも依存している傾向が、徐々に健全な方向に向かってきています。

$$(17) \text{ 固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{純資産} + \text{固定負債}}$$

分母は長期安定的な資金という性格をもち、その資金にどの程度固定資産が依存しているかを示します。固定比率が 100%以下にならなくても、この固定長期適合率は 100%以下にする必要があります。そうでないと、長期に使用する固定資産が短期の他人資金すなわち流動負債にその一部を依存することになり、財政的に不安定になるからです。

$$(18) \text{ 流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$

分子の「流動資産」には、学校法人の場合、企業のように多額の「棚卸資産」を持っていないことに注意する必要があります。この「棚卸資産」を無視すると、「流動資産」は「当座資産」になります。したがって、流動比率は、学校法人の場合、この比率は「当座比率」として考えるほうが妥当です。企業では、一般的に流動比率を200%以上とし、当座比率を100%以上としています。

〈私学事業団28年〉では、流動比率200%以上が維持されれば信用度は高いとされている、と説明しています。ただし、この比率が100%を大幅に割っている場合には資金繰りの点で苦しい法人も見受けられる、としています。

分母の「流動負債」には、学校法人の特徴としての「前受金」を含んでいます。前受金は流動負債の一部ですが、弁財の対照となる他の外部負債とはその性質を異にしています。

$$(19) \text{ 総負債比率} = \frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$$

自己資金構成比率と対応する比率で、総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な比率です。

〈私学事業団28年〉では、低い値が良いとされています。特に、50%を越えると負債総額が自己資金を上回り、100%以上だと総資産をも上回る、いわゆる「債務超過」となります。

$$(20) \text{ 負債比率} = \frac{\text{総負債}}{\text{純資産}}$$

分母の「純資産」は、一般に「自己資本」として表示されていますが、「資本」概念が学校法人になじまないため、「資金」の用語になったものと思われる。

〈私学事業団28年〉では、100%以下で低いほうが望ましいとしています。

自己資金が小さくなるとこの比率はプラスで大きくなり、自己資金がマイナスすなわち債務超過になるとマイナスで大きい比率になります。自己資金マイナスの法人があると、この比率の平均は余り意味がなくなります。

$$(21) \text{ 前受金保有率} = \frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$$

前受金の保有状況を示し、これが 100%を割ると翌年度に支出すべき資金を当年度中にすでに一部使ってしまったことを意味します。100%を下回っている場合、主な原因は前受金として収受した資金を現金預金以外の形で保有し、運用を行っている場合があります。

$$(22) \text{ 基本金比率} = \frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$$

基本金組入対象資産額である要組入額に対する組入済基本金の割合である。この比率は 100%が上限であり、100%に近いほど未組入額が少ないことを示している。

$$(23) \text{ 積立率} = \frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$$

※運用資産＝現金預金+特定資産+有価証券

要積立額＝減価償却累計額+退職給与引当金+2号基本金+3号基本金

学校法人の経営を持続的かつ安定的に継続するために必要となる運用資産の保有状況を表す。減価償却累計額等、要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。

II キャッシュフロー分析

1. キャッシュフローとは

キャッシュフローとはひとことで言えば資金の増加または減少を意味します。キャッシュフロー計算書は期末の現金および現金同等物の算出過程を表します。

その目的は、資金獲得能力、投資状況、債務返済能力、資金の調達と運用状況などの情報を得ることにあります。

一会計期間の経営活動について資金増減の「原因」や「流れ」を分析しますが、そのために経営活動を3分類に分けて計算します。

経常的な活動による資金の増減を表すものとして「教育研究活動のキャッシュフロー」施設・設備の購入や不動産の購入・売却などの投資活動による「施設等整備活動のキャッシュフロー」これらをあわせて「事業活動のキャッシュフロー」と言います。もうひとつは有価証券の購入・売却や借入金の調達・返済などの「その他の活動によるキャッシュフロー」です

2. キャッシュフロー分析の見方

教育研究活動のキャッシュフローと施設等整備活動のキャッシュフローの合計である事業活動のキャッシュフローがプラスであることが健全であることの一番の指標です。施設等整備活動のキャッシュフローは将来の発展のための投資をするものですからマイナスであってもいいですが、教育研究活動のキャッシュフローのプラスの範囲内でカバーされていることが必要です。たとえカバーされなくても適切な借入れ等がなされておれば健全といえます。財務活動のキャッシュフローは事業活動のキャッシュフローがプラスのときは借入金を返済したり資金を運用したりします。またマイナスのときは借入金を調達したり、有価証券を売却したことの結果を表します。

以上3つのキャッシュフローの合計がプラスであれば次年度繰越支払資金は前年度繰越支払資金より多くなります。

3. 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分について

平成24年3月に提示された経営判断指標の区分は以下です。

① 「教育研究キャッシュフローが2年連続で赤字であるか」

直近3年度（一昨年度、昨年度及び今年度決算見込み）のうち2年度が赤字の場合となっていますが、ここでは、過去2年度として見て行きます。

② 「外部負債と運用資産を比較して外部負債が超過しているか」

運用資産とは現金預金、有価証券、特定資産

外部負債とは借入金、学校債、未払金及び手形債務

直近の決算年度の外部負債と運用資産を比較する。

③ 「耐久年数により3つに区分（ア：4年未満、イ：4年～10年、ウ：10年以上）」

あと何年で資金ショートするか、教育研究活動キャッシュフローは直近決算と

同じにし、施設設備活動キャッシュフローは0円とし、財務活動キャッシュフローは借入金の金額を返済スケジュールに合わせて計算します。このキャッシュが残る年数を求めます。

- ④「外部負債を約定年数又は10年以内に返済できないか」

教育研究キャッシュフローの黒字を全て外部負債の返済にあてた場合、約定年数又は10年以内に返済できるか。

- ⑤「修正前受金保有率が100%未満か」

運用資産が前受金より多いか。

- ⑥「帰属収支差額が2年連続赤字であるか」

- ⑦「黒字幅が10%未満か」

- ⑧「積立率が100%未満か」

2. 経営判断指標について

経営判断指標とは、

「経営破綻を**予防**するための指標」である

- 平成19年8月 私学事業団 学校法人活性化・再生研究会にて公表
- 平成24年3月 経営判断指標を見直し(精緻化)
 - ・ 経営状態を示す指標を7区分→14区分
 - ・ 学校単位の指標を創設

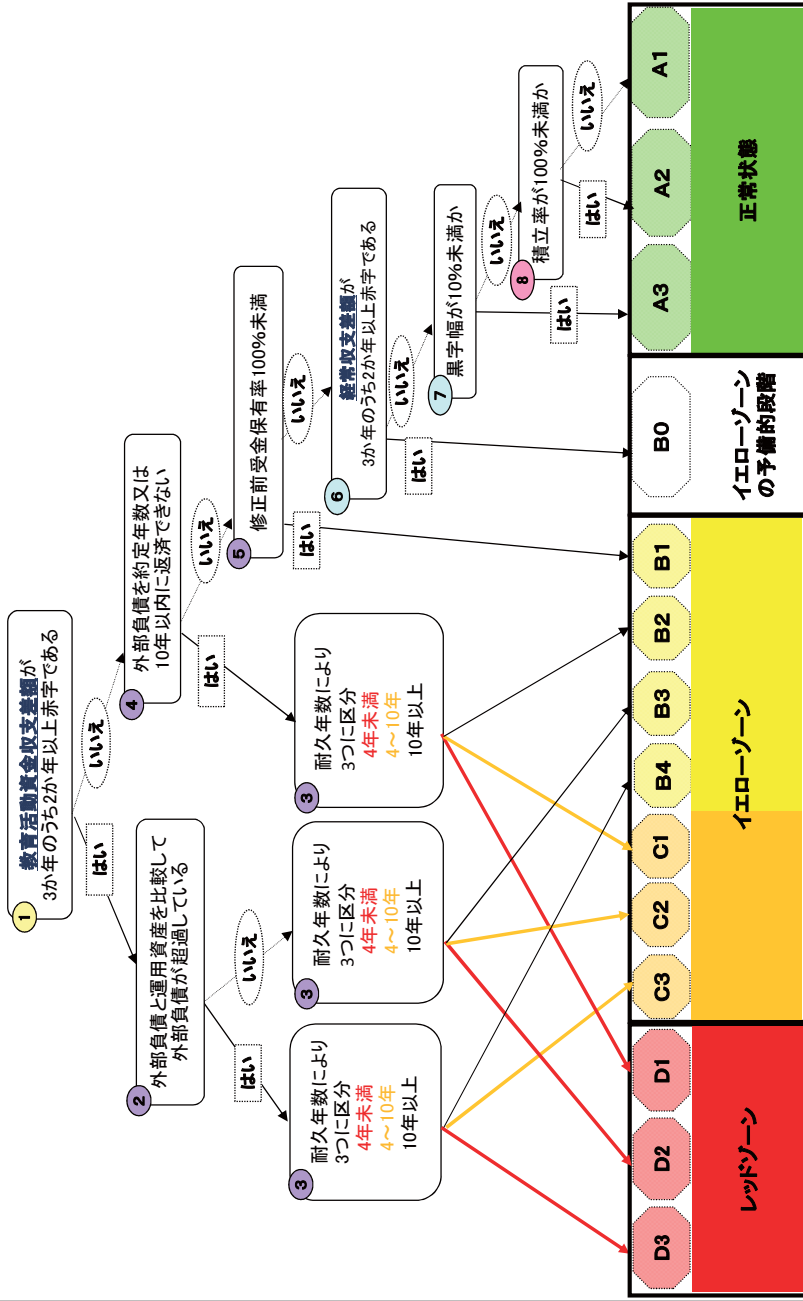
特徴

1. 教育研究活動にかかるキャッシュフローの状況により判定
2. 外部負債、運用資産の状況を加味して経営継続（可能）年数を算出
3. 定量的な絶対評価である
4. 法人の個別事情に応じた修正が必要な場合も多々ある

経営状態を把握した結果、改善が必要であれば…

経営改善計画を作成して経営の安定化を図る

○定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) 平成27年度～

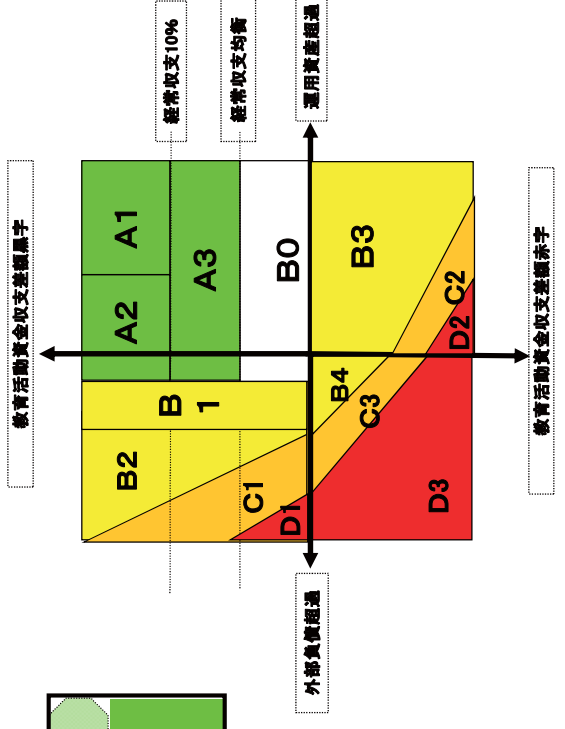


1 教育活動資金収支差額
一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

2 **3** **4** **5** 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か
教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題にある。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

6 **7** 経常収支差額
経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

8 積立率
減価却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分にされているか。



●教育活動資金収支差額

【教育活動資金収入】

$$\text{学納金収入} + \text{手数料収入} + \text{特別寄付金収入(施設整備除く)} + \text{一般寄付金収入} + \text{経常費等補助金収入(施設設備除く)} + \text{付随事業収入} + \text{雑収入}$$

【教育活動資金支出】

$$\text{人件費支出} + \text{教育研究経費支出} + \text{管理経費支出}$$

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度、前年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産とは現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とはあと何年で資金ショートするかを裏わし、原則として修業年限を基準に設定(大学法人4年未満、短大法人2年未満、高校法人3年未満)
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動外支出計)**
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金)

テーマ④ 情報公開と学校法人のガバナンス

担当 藤野 富士夫 委員

E分科会テーマ④「情報公開と学校法人のガバナンス」

I 私立学校法の内容

1. 概要

(1) 学校法人における管理運営制度の確立

→理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の制度を整備し、権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の確立を図る。

(2) 財務情報の公開

→学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるようにしていく観点から、財産目録等の関係者への公開を義務付ける。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

→委員の構成等の見直し

2. 管理運営制度

(1) 理事制度

- ・理事会の法定化（第36条関係）
- ・代表権の原則理事長付与（第37条、49条関係）
- ・任期、選任・解任手続きの明確化（第30条関係）
- ・外部理事の選任（第38条関係）

(2) 監事制度

- ・監査報告書の作成、理事会等への提出（第37条関係）
- ・外部監事の選任（第38条関係）
- ・評議員会の同意を得ての理事長選任、及び任期・解任等手続きの明確化（第30条、38条関係）
- ・評議員との兼職禁止（第39条関係）

(3) 評議員会制度

- ・事業計画及び事業の実績を報告（第42条、46条関係）

II 財務情報等の公開

1. 公開を義務付ける資料

- ①財産目録
- ②貸借対照表
- ③収支計算書
- ④事業報告書
- ⑤監事の監査報告書
(第47条、66条関係)

2. 事業報告書

- (1)法人の概要
→設置校、学生数、役職員の概要 等

- (2)事業の概要
→主な事業の目的・計画及び進捗状況 等

- (3)財務の概要
→経年比較 等

3. 閲覧の対象者

- 「利害関係人」とは
→在学生のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者
具体的には、例えば
- ①学生生徒やその保護者
 - ②雇用契約にある者
 - ③債権者、抵当権者

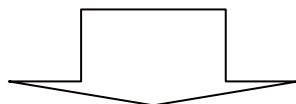
4. 正当な理由

- 「正当な理由がある場合」とは
具体的には、例えば
- ①就業時間外や休業日に請求がなされた場合等、請求権の濫用にあたる場合
 - ②誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法、不当な目的である場合
 - ③公開すべきでない個人情報が含まれる場合

5. 積極的な情報提供

(閲覧)

- ・全学校法人に共通に義務付けられた最低限の内容を規定



(公開)

- ・インターネット等の活用 等

6. 小規模法人への配慮

- ・学校法人の規模や実情等が様々であることに鑑み、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されるべき。

7. 短期大学評価基準における取扱い

- ・評価基準では、「学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開しているか」とされている。

8. 私立大学等経常費補助金の算定方法

- ・29年度では、

1. 教育研究上の基礎的な情報の公表：公表の状況に応じ▲15%～0%
2. 修学上の情報等の公表：公表の状況に応じ▲15%～0%
3. 財務情報の公表：公表の状況に応じ▲15%～0%
4. 上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工
：0%or+1%

9. まとめ

- ・私立学校法の意図は、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校が責任ある学校経営を行っていくための基本的な条件整備を行うというもの。
- ・今後、各学校が益々特色ある教育研究活動を展開、健全に発展していくことを期待。

Ⅲ 教育情報の公開

(大学教育の質の保証の観点から)

「学校教育法施行規則の改正」(平成 23 年 4 月施行)

1. 公的な教育機関として公表が求められる情報
⇒公表を義務付ける。
2. 教育力の向上の観点から公表が求められる情報
⇒法令により努力義務化
3. 大学教育の国際競争力の向上の観点から求められる情報
⇒各大学の方針にゆだねる。
(「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」より)

学校教育法施行規則の改正 (平成 23 年 4 月施行)

公表内容

- (1) 大学が、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
- ①大学の教育研究上の目的に関すること
 - ②教育研究上の基本組織に関すること
 - ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (2) 大学が、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする
- (3) (1) の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする

	旧制度	現状
理事	<p>○理事5人以上(寄附行為で決定)</p> <p>○理事のうち1名が理事長になる。</p> <p>○学校法人の業務は理事の過半数で決する。</p> <p>○原則としてすべての理事が代表権を有する。(寄附行為で制限可能)</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○学校法人の業務は理事会で決する。</p> <p>○代表権は原則として理事長が有し、寄附行為の定めにより他の理事にも代表権を付与することができる。</p> <p>○理事のうち少なくとも1名は、選任の際に現に当該学校法人の役員または職員でない者を選任する。(再任は可)</p>
監事	<p>○監事2名以上</p> <p>○理事の業務執行の状況および法人の財産の状況を監査する。</p> <p>○理事および職員との兼職禁止。</p>	<p>○同左</p> <p>○学校法人の業務および財産の状況を監査する。</p> <p>○監査報告書の作成、理事会および評議員会への提出、外部への公開を行う。</p> <p>○監事のうち少なくとも1名は、選任の際に現に当該学校法人の役員または職員でない者を選任する。(再任は可)</p> <p>○監事は評議員会の同意を得て理事長が選任する。</p> <p>○理事、評議員および職員との兼職禁止。</p>
評議員会	<p>○評議員会は理事の定数の2倍を超える人数で構成。</p> <p>○原則として学校法人の業務の重要事項に関する諮問機関。</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○理事長は、毎年度、事業計画および事業の状況を評議員会に報告する。</p>
情報公開	<p>○財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、各事務所に備付ける。</p>	<p>○財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を作成し、監事が作成した監査報告書と併せて各事務所に備付け、利害関係人の閲覧を認める。</p>
私学審議会	<p>○私立学校の設置認可その他の重要事項について審議。</p> <p>○委員の3/4は私学関係者。</p> <p>○委員候補者の推薦について、詳細な手続きを規定。</p>	<p>○同左</p> <p>○教育に関し学識経験を有する者から都道府県知事が任命。(構成割合、手続きに関する規定は削除)</p>



文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事

殿

文部科学事務次官
御手洗 康

(印影印刷)

私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）」、「私立学校法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第226号）」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）」が公布され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令改正の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

学校法人が公教育の担い手として今後とも健全な発展を続けていくためには、少子化等社会経済情勢の変化をはじめ、法人諸制度の改革、規制緩和の進展など学校法人をめぐる近年の状況等に適切に対応するとともに、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制にしていくことが重要である。このため、私立学校の公共性を高めるとともにその自主性を最大限尊重する現行制度の基本に立ちつつ、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県における私学行政の一層適切な執行に資するため、その実情に即して私立学校審議会を構成することができるよう、所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）
 - (1) 学校法人の管理運営制度の改善

①理事制度の改善

- ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条関係)
- イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)
- ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条関係)
- エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)
- オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

②監事制度の改善

- ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)
- イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。こと。(第38条第4項及び第39条関係)
- ウ 監事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部監事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部監事として選任された監事が再任される際には、外部監事とみなすこととしたこと。(第38条第5項及び第6項関係)
- エ 監事の定数、任期、選任及び解任の方法を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

③評議員会制度の改善

- ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)
- イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

(2) 財務情報の公開

- ① 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととしたこと。(第47条第1項関係)
- ② 学校法人は、上記①の書類及び監事の作成する監査報告書(以下「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない

いこととしたこと。(第47条第2項関係)

- ③ 学校法人の理事等が、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書及び監査報告書の備付けを怠り、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、二十万円以下の過料に処することとしたこと。(第66条関係)

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

私立学校審議会の委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命することとするほか、委員の資格、構成割合、推薦手続等は、都道府県知事の判断にゆだねることとしたこと。(第10条及び第11条関係)

(4) 施行期日等

- ① この法律は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行すること。ただし、施行日前に設立された学校法人の寄附行為に対する下記③の規定については、公布の日から施行すること。(附則第1条関係)
- ② 私立学校審議会の委員の任命並びに外部理事又は外部監事の選任及び評議員会の同意を得て行う監事の選任に係る改正規定は、施行日以後に行われる委員の任命及び役員を選任について適用すること。(附則第2条及び第5条関係)
- ③ 施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に上記(1)の①のオ又は②のエについての定めのないものは、平成18年3月31日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならないこととしたこと。(附則第3条関係)
- ④ 評議員会に対する事業の実績の報告、事業報告書及び監査報告書の作成及び事務所への備付け並びに財産目録等の閲覧に係る改正規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る事業の実績及び財産目録等について適用すること。(附則第4条、第7条及び第8条関係)
- ⑤ 事業計画に関する評議員会からの意見聴取に係る改正規定は、施行日以後の期日を期間の始期とする事業計画について適用すること。(附則第6条関係)
- ⑥ 私立学校法の一部改正に伴い、地方自治法の一部を改正したこと。(附則第9条関係)
- ⑦ その他関係規定の整備を行ったこと。

2. 私立学校法施行令等の一部を改正する政令(平成16年政令第226号)

- (1) 都道府県知事を所轄庁とする学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の都道府県知事への届出事項に関し、登記内容の変更に伴う規定の整備を行ったこと。(私立学校法施行令第1条第2項関係)
- (2) 登記事項として、新たに「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を加えることとしたこと。(組合等登記令別表1関係)
- (3) 私立学校法の一部改正に伴う規定の整備を行ったこと。(私立学校法施行令第1条第2項及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第49条関係)
- (4) この政令は、平成17年4月1日から施行すること。

3. 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）
 - (1) 寄附行為（変更）認可申請手続等に係る提出書類について見直しを行ったこと。（第2条関係）
 - (2) 学校法人等の寄附行為変更の届出事項として、私立専修学校及び私立各種学校の設置廃止を伴わない名称変更等を追加したこと。（第4条の3関係）
 - (3) 私立学校法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行ったこと。（第13条第1項関係）
 - (4) 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の文部科学大臣への届出事項等に関し、登記内容の変更に伴う規定の整備を行ったこと。（第13条第3項及び第4項関係）
 - (5) その他関係規定の整備を行ったこと。
 - (6) この省令は、平成17年4月1日から施行すること。

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

①理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

②監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた

適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

ウ 外部監事の導入及び評議員との兼職禁止については、監事の専門性及び独立性を高める観点から行うこととしたものであること。このため外部監事については、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、財務管理、事業の経営管理その他法人が行う業務の運営に優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 監事の定数、任期、選任及び解任の方法については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。

オ 監事が評議員を兼ねている場合は、平成17年4月1日以降は兼職できなくなるものであること。

カ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁又は理事会及び評議員会への報告については、監事において当該内容や状況等に応じて適切に判断すべきであるが、仮に理事会及び評議員会に報告した場合に理事会又は評議員会において適切な対応がなされない場合には、所轄庁に報告されたいこと。

キ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取組が期待されること。

③評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

(2) 財務情報の公開

- ① 今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より義務付けられている財務書類の作成及び事務所への備え置きに加えて、新たに一定の書類を関係者への閲覧に供することを義務付けたものであること。
- ② 今回の改正内容は、設置する学校の種類や数、規模等、学校法人の多様な実態を踏まえつつ、法律によりすべての学校法人に共通に義務付けるべき最低限の内容を規定したものであること。したがって、各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば学内広報やインターネット等の活用など、より積極的な対応が期待されること。
- ③ 各都道府県知事所轄の学校法人については、一般に小規模な学校法人が多いことにかんがみ、各都道府県において指導等を行うに際しては、これらの小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

今回の改正は、都道府県における私学行政を過度に規制しないよう、私立学校審議会の委員の資格や構成割合、推薦手続に関する詳細な規定を見直すものであり、今後は、各都道府県において、それぞれの地域の実情を勘案しつつ、都道府県知事の私立学校における行政の適正を期するために置かれている私立学校審議会の目的を踏まえた適切な人選を行われたいこと。

2. 私立学校法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第226号）

- (1) 都道府県知事への届出事項に係る改正については、今回の私立学校法の改正により今後は理事長及び代表権を有する理事のみを登記することとなったことに伴い、改正後も引き続きすべての理事の就任・退任の状況等について把握できるようにするための改正であること。また、理事就任と同時に理事長に就任する場合等私立学校法施行令第1条第1項に基づく届出と同条第2項に基づく届出が同時に行われる場合の提出書類については、重複することのないよう各都道府県において配慮されたいこと。
- (2) 寄附行為の定めにより代表権を付与された理事について、特定の事項についてのみ代表権を有することとする等代表権の範囲に限定がある場合については、今後は当該代表権の範囲について登記することが必要となること。

3. 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）

- (1) 第2条第1項の改正については、役員が欠格事由のすべてに該当していないことの確認を行うための改正であること。

(2) 文部科学大臣への届出事項に係る改正については、上記2.(1)と同様の趣旨で行ったものであること。なお、理事就任と同時に理事長に就任する場合等第13条第2項に基づく届出と同条第3項に基づく届出が同時に行われる場合の提出書類については、重複する書類は省略可能であること。

16文科高第304号
平成16年7月23日



文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
金 森 越 哉

(印影印刷)

私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う
財務情報の公開等について（通知）

「私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）」等の施行については、平成16年7月23日付け16文科高第305号により、その趣旨、概要及び留意すべき事項について通知したところですが、改正後の私立学校法（以下「法」という。）第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願いします。

また、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び法第64条第4項の法人に対して周知を図るとともに、指導に当たっては、各学校法人の設置する学校の種類や規模等に応じ、十分に配慮されるようお願いいたします。

記

1. 財務情報の公開について

(1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書

イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。

なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添1～3のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。

なお、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。

エ 法第26条第3項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となるものであること。これらの財務書類については、その事業に応じて適宜作成されたいこと。

オ 今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者に容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること。

事業報告書については、法人の概要、事業の概要及び財務の概要に区分し作成することが適当であり、別添4のとおり記載する事項の例示を記載例として定めたので、各学校法人におかれては、これを参考としつつ適宜作成されたいこと。

カ 監事による監査報告書の内容については、各学校法人の規模や実情等に応じ各監事において適切に判断し作成されたいこと。

キ 法第47条第2項の規定に違反して、ア①～⑤の書類の備付けを怠り、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、法第66条第4号の規定により罰則の対象になること。

ク 次官通知（平成16年7月23日付け16文科高第305号）第三（2）②のとおり、法律による義務付けの内容に加えて積極的に外部へ情報提供を行う場合の財務書類の記載内容については、各学校法人において適宜判断されたいこと。

（2）閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。

ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

- ① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者
- ② 当該学校法人と雇用契約にある者
- ③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ま

しいこと。

イ 閲覧請求があった場合でも、「正当な理由がある場合」には、閲覧を拒むことができること。

この「正当な理由がある場合」とは、具体的には、例えば、

- ① 就業時間外や休業日に請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
- ② 当該学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
- ③ 公開すべきでない個人情報が含まれる場合

等が考えられること。

この「正当な理由がある場合」に該当するか否かは、個別の事例に応じ、各学校法人において適切に判断すべきものであるが、積極的な情報公開の観点から慎重に判断することが望ましいこと。

なお、「正当な理由がある場合」に該当する場合であっても、例えば個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと考えられる場合には、当該部分を除いて閲覧に供するなど、積極的な対応を工夫すべきであること。

(3) 小規模法人への配慮等について

各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校や法人の規模等それぞれの実情に応じ、より積極的な情報提供に自主的に取り組むことが期待されること。

また、学校法人の規模や実情等が様々であることにかんがみ、各都道府県において所轄の学校法人に対して指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。

(4) その他

ア 文部科学省としては、今後とも、大臣所轄学校法人の財務情報の公開状況を継続的に調査し、その結果を公表する予定であること。

イ 学校法人会計基準の見直しについては、本年3月31日の「今後の学校法人会計基準の在り方について（検討のまとめ）」（学校法人会計基準の在り方に関する検討会）を踏まえ、改正について検討中であり、これについては別途通知する予定であること。

2. 登記について

ア 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。したがって、例えば、従前は特段寄附行為による代表権の制限を行わず理事全員が代表権を有していた学校法人が、改正後も引き続き理事全員に代表権を付与したい場合には、寄附行為に理事全員に代表権を付与する旨の定めを設ける必要があること。

なお、理事長以外の理事の代表権の在り方については、各学校法人においてそ

れぞれの実情等に応じて適切に判断されたいこと。

イ 登記については、従前は代表権の有無にかかわらず理事全員を登記することとされていたが、今後は理事長及び代表権を有する理事のみを登記することとなること。

また、代表権を有する理事についてその代表権の範囲に限定がある場合には、その範囲についても登記することとなること。

ウ 具体的な登記事項の変更に当たっての参考に資するよう変更例を添付(別添5)しているので適宜参照されたいこと。

本件担当

・財務情報の公開について

私学部参事官付財務調査係

03-5253-4111 (3328)

・登記について

私学部私学行政課企画係

03-5253-4111 (2533)

財 産 目 録

科 目	年 度 末	
一 資産額		
(一) 基本財産		
1 土地 (団地)		
校地	〇〇 m ²	円
2 建物		
(1) 校舎	〇〇 m ²	円
3 図書	〇〇 冊	円
4 教具・校具・備品	〇〇 点	円
. . .		円
(二) 運用財産		
1 預金、現金		円
現金 現金手許有高		円
普通預金		円
2 積立金		円
3 有価証券		円
利付国債		円
. . .		円
(三) 収益事業用財産		
. . .		円
合 計		円
二 負債額		
1 固定負債		円
(1) 長期借入金		円
日本私立学校振興・共済事業団		円
. . .		円
(3) 学校債		円
(4) 未払金		円
(5) 退職給与引当金		円
. . .		円
2 流動負債		円
(1) 短期借入金		円
(2) 前受金		円
(3) 未払金		円
. . .		円
合 計		円

(注) 1. 実際の作成に当たっては、各学校法人の規模等に応じて学校法人が判断することが適当である。

2. (1) 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金

(2) 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産

(3) 収益事業用財産：収益を目的とする事業に必要な財産

事業報告書

1 法人の概要

(例 示)

- ・ 設置する学校・学部・学科等
- ・ 当該学校・学部・学科等の入学定員，学生数の状況
- ・ 役員・教職員の概要 等

2 事業の概要

(例 示)

- ・ 当該年度の事業の概要
- ・ 当該年度の主な事業の目的・計画
- ・ 当該計画の進捗状況 等

3 財務の概要

(例 示)

- ・ 経年比較 等

私立学校法及び組合等登記令改正による登記事項の変更（例）

○ 法人の代表に関する寄附行為の定め

1. 理事長及び副理事長は、この法人の全ての業務について、この法人を代表する。
2. 常務理事は、〇県〇市〇町〇番地の従たる事務所の業務についてのみ、この法人を代表する。
3. 理事長、副理事長及び常務理事以外の理事は、この法人を代表しない。

（理事長：文部太郎、副理事長：科学次郎、常務理事：文部三郎とする。）

○ 改正前（理事全員を登記）

役員に関する事項	東京都千代田区〇〇番地 理事 文部太郎	平成16年 4月 1日就任 平成16年 4月12日登記
	東京都千代田区〇〇番地 理事 科学次郎	平成16年 4月 1日重任
⋮	⋮	⋮
	東京都千代田区〇〇番地 理事 文部五郎	平成16年 4月 1日重任 平成16年 4月12日登記

○ 改正後（理事長及び寄附行為で定めた代表権を有する理事を登記）

役員に関する事項	東京都千代田区〇〇番地 理事長 文部太郎	平成16年 4月 1日就任 平成16年 4月12日登記
	東京都千代田区〇〇番地 理事 科学次郎	平成16年 4月 1日重任
	東京都千代田区〇〇番地 理事 文部三郎	平成16年 4月 1日重任 平成16年 4月12日登記
	代表権の範囲 理事科学次郎はこの法人の全ての業務 についてこの法人を代表する。	平成 年 月 日
	代表権の範囲 理事文部三郎は〇県〇市〇町〇番地の 従たる事務所の業務についてのみこの 法人を代表する。	平成 年 月 日

写

25文科高第616号
平成25年11月27日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
小松 親次郎

(印影印刷)

学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく
財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について（通知）

平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が公布され、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。

これに伴い、私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等について定めた平成16年7月23日付け16文科高第304号「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）（以下「16年通知」という。）」のうち、1.（1）イ及びウに定める様式参考例等を改正することとしました。

新たな様式参考例等は下記のとおりですので、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以降の会計年度に係る計算書類の公開に当たっては、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いします。

記

- 16年通知中1.（1）イに定める「収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。」を「収支計算書は、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書がこれに該当するものであること。ただし、都道府県知事を所轄庁とする学校法人で活動区分資金収支計算書を作成していない場合には、収支計算書は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書がこれに該当するものであること。」に改める。
- 16年通知中1.（1）ウに定める様式参考例のうち、貸借対照表及び収支計算書については、別添2～3-3に改める。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係
電話 03-5253-4111（内線2539）

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
. . .			
特定資産			
. . .			
その他の固定資産			
. . .			
流動資産			
現金預金			
. . .			
資産の部合計			
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
. . .			
流動負債			
短期借入金			
. . .			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
・・・				
手数料収入				
・・・				
寄付金収入				
・・・				
補助金収入				
・・・				
資産売却収入				
・・・				
付随事業・収益事業収入				
・・・				
受取利息・配当金収入				
・・・				
雑収入				
・・・				
借入金等収入				
・・・				
前受金収入				
・・・				
その他の収入				
・・・				
資金収入調整勘定				
・・・				
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				
支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出				
・・・				
教育研究経費支出				
・・・				
管理経費支出				
・・・				
借入金等利息支出				
・・・				
借入金等返済支出				
・・・				
施設関係支出				
・・・				
設備関係支出				
・・・				
資産運用支出				
・・・				
その他の支出				
・・・				
[予備費]				
資金支出調整勘定				
・・・				
翌年度繰越支払資金				
支出の部合計				

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
			差引
		調整勘定等	
		教育活動資金収支差額	
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
			差引
		調整勘定等	
		施設整備等活動資金収支差額	
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			

		科 目	金 額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計	
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		収益事業元入金支出	
		(何)	
		小計	
		借入金等利息支出	
		(何)	
		その他の活動資金支出計	
	差引		
調整勘定等			
その他の活動資金収支差額			
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

教育活動収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金			
		・・・			
		手数料			
		・・・			
		寄付金			
		・・・			
		経常費等補助金			
		・・・			
		付随事業収入			
		・・・			
	雑収入				
	・・・				
	教育活動収入計				
事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
	人件費				
	・・・				
	教育研究経費				
	・・・				
	管理経費				
	・・・				
	徴収不能額等				
・・・					
教育活動支出計					
教育活動収支差額					
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金			
		・・・			
		その他の教育活動外収入			
	・・・				
	教育活動外収入計				
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息			
		・・・			
		その他の教育活動外支出			
・・・					
教育活動外支出計					
教育活動外収支差額					
経常収支差額					

特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額			
		・・・			
		その他の特別収入			
	・・・				
	特別収入計				
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			
		・・・			
		その他の特別支出			
・・・					
特別支出計					
特別収支差額					
〔予備費〕					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計					
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
(参考)					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

文字サイズの変更

[お知らせ](#) [政策について](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省について](#) [教育](#) [科学技術・学術](#) [スポーツ](#) [文化](#)

[トップ](#) > [政策について](#) > [告示・通達](#) > [告示・通達\(か行\)](#) > [学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について\(通知\)](#)

● 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)

22文科高第236号

平成22年6月16日

各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長 殿

文部科学大臣政務官
高井 美穂

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の改正の概要と留意点

(1)大学(短期大学, 大学院を含む。)は, 次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。(第172条の2第1項関係)

【1】大学の教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)

これは, 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条(本省令による改正前の第2条の2)等に規定されているものであること。その際, 大学であれば学部, 学科又は課程等ごとに, 大学院であれば研究科又は専攻ごとに, 短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに, それぞれ定めた目的を公表することや, 平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

【2】教育研究上の基本組織に関すること。(第2号関係)

その際, 大学であれば学部, 学科又は課程等の, 大学院であれば研究科又は専攻等の, 短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

【3】教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。(第3号関係)

その際, 教員組織に関する情報については, 組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし, 効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については, 学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また, 法令上必要な専任教員数を確保していることや, 男女別, 職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については, 研究業績等にとどまらず, 各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより, 教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など, 当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

【4】入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。(第4号関係)

その際, これらの情報は, 学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については, 働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を, 各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には, 大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ, 編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

【5】授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)

これらは, 大学設置基準第25条の2第1項等において, 学生に明示することとされているものであること。その際, 教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画につい

ては、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

【6】学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)

これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

【7】校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

【8】授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

その際、寄宿舍や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

【9】大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

(2)大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)

(3)(1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)

(4)大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

第二 大学設置基準、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の改正の概要

教育情報の公表に関する規定が学校教育法施行規則上整備されることに伴い、情報の積極的な提供に関する規定の削除など、所要の整理を行うこと。

第三 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平

成16年文部科学省令第7号)の改正の概要

大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に、教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することが含まれるものとする。その際、上記第一の改正を踏まえ、大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。(第1条第1項第1号及び同条第2項関係)

第四 施行について

平成23年4月1日施行とすること。

.....

.....

.....

.....

テーマ⑤ 私学における法律上の問題と対応策

講師 植村礼大氏
(俵法律事務所 弁護士)

担当 白鳥 仁 委員
景山 峰 司 委員

労働契約法改正

1

1 ①有期労働契約の期間の定めのない契約への転換

下の要件を満たす場合で、有期雇用労働者が転換の申込みがあると、無期雇用契約が成立することになる。

- ①契約の更新、再締結が1回以上行われていること
- ②通算契約期間が5年を超えていること
- ③6ヶ月以上（原則）の空白期間がないこと
- ④契約期間満了までに転換の申込みがなされること

3

第1 労働契約法改正の概要

1 改正の内容

- ① 有期労働契約の期間の定めのない契約への転換
 - ② 雇止め法理の法定化
 - ③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
- ### 2 改正時期
- ②については、平成24年8月10日の交付と同時に施行。①、③については、平成25年4月1日から施行。

2

②通算契約期間が5年を超えていること

Q 5年のカウントはいつから始まるのか？

既に5年以上雇用している職員については、労働契約法改正施行と同時に、申し入れがあれば無期雇用にしななければならないのか？

A 労働契約法施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めある労働契約について適用し、当該施行の日の前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、同条第1項の通算契約期間には算入しない（平成24年8月10日付基発0810第2号）

4

③6ヶ月以上の空白期間がないこと

Q 空白期間をおけば有期雇用ができるのであれば、何度でも空白期間をおけばずっと期限付で雇用できるのではないか？

A 雇用期間満了によって、いったん雇用契約を終了させ、6ヶ月の空白期間を置けば、確かにおっしやるよつなことも可能です。ただし、雇用期間満了によって雇用契約を終了させる際に、労働者からは、雇用継続への合理的な期待が生じていたので、雇用を終了させるためには解雇相当の理由が必要である、解雇権濫用法理が適用されるとの主張はあり得るところです。

5

法的効果

- ・期間の定めのない契約が成立する
- ・労働条件は、有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件(当該労働条件について別段の定めある部分を除く)とする。
- ←申込みにより、期間の定めのない雇用契約となる者についての規定を作るかどうか。なお、職務の内容が変わらないのに労働条件を下げることが好ましいとはいえないとの通達あり。

7

※通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間があればそれ以前の有期労働契約は通算契約期間に含められない(詳細は厚生労働省令)

←非常勤講師について、1年未満の契約を締結することを検討することの是非。

6

対応策

- ・空白期間を置く契約にする
- 特に非常勤講師については、期間を短く区切り、空白期間を置くことができないか。
- ・学校法人間の人事交流を活性化する

8

W大学とO大学での出来事

9

→平成25年12月13日25文科科第399号通知

4条1項に該当することが必要, また, 5条2項に基づき規則を定めていることが必要。

→4条1項1号 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。

→教育研究組織としての規則を定めておくことが望ましい

→同意も必要(4条2項)

11

※非常勤講師に10年ルールが適用されるか

ア 任期法(大学の教員等の任期に関する法律)

① 任期法7条は, 同法5条1項の規定による労働契約を締結した教員について10年ルールを定めしており, 同法5条1項は, 同法4条1項に該当するときとなっている。10年ルールが適用されるためには, 同法4条1項に該当する場合に限られるのか。

10

第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。

一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。

二 助教の職に就けるとき。

三 (略)

12

2 任命権者は、前項の規定により任期を定め、教員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

13

第七条 第五条第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等の当該労働契約に係る労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

15

第五条 国立大学法人、公立大学法人又は学校法人は、当該国立大学法人、公立大学法人又は学校法人の設置する大学の教員について、前条第一項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる。

2 国立大学法人、公立大学法人又は学校法人は、前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない。

14

イ 強化法(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律)

→15条の2の1号

「科学技術に関する研究者又は技術者に非常勤講師が該当するか

→学校教育法上講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する(学校教育法92条10項)とされているため、学生の研究を指導し、又は研究に従事するとなっており、そのため非常勤講師についても、必ずしも研究者に該当しないとはいえない、個別判断だとする意見あり。

16

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）[第十八条第一項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一 科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。）であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「**有期労働契約**」という。）を締結したもの

17

各学校法人の主な対応（大学非常勤講師）

- 1 10年ルールを作成して様子見
少なくとも今年度中に規則作成し、来年度の契約では同意ももらう必要あり
- 2 5年（又は10年）で無期化を認めてしまふ
- 3 雇止めを行う
- 4 今いる方々については5年又は10年で無期化やむなし、新たに雇用する方々については雇用上限を定める

19

各学校法人の主な対応

- 1 雇止めを行う
- 2 現状の教職員は無期化やむなし、規程改正後新たに雇用する教職員は雇用条件を定める
- 3 問わず無期化やむなし（地方の大学等）

18

無期化に備えて行っておくべきこと

- ・就業規則の改正
今まで無期化された有期雇用教員の就業規則がなく、
定年もない状態
昇給も退職金も不明

←有期が無期になるだけだとしても、定年がないことになる

20

2 雇止め法理の法定化

従来から裁判所で確立されていた考え方を法律で定めたものの。

- ① 有期労働契約が回復更新されたことにより、契約が期間の定めのないものと同視できるような状態になっている場合（改正法19条1項）
- ② 契約更新について合理的な期待がある場合（改正法19条2項）

これらの場合で、労働者から契約更新の申込み等があった場合には、当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は従前の有期労働契約の条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなされる（解雇権濫用法理）。

21

東京高裁平成24年2月22日判決（労判1049号27頁）
25年勤務した高校非常勤職員，17年勤務した高校非常勤職員について

- ・非常勤講師は，クラス担任及び生活指導等は行わず，校務分掌にも入っておらず，兼職も禁止されないこと，
- ・非常勤講師は，専任教員の持ち時数を超える授業時数が発生した場合に採用されるものであり，担当させるべき授業時数がないにもかかわらず，これを捻出して非常勤講師を採用しなければならぬものではなく，非常勤講師が担当する授業があるかどうかはカリキュラムの編成によって変動するものであること，

23

毎年話をして、契約書を締結していれば、期間の定めのない契約と同視されることは少ないが、契約更新への合理的な期待が生じているという判断は比較的多くなされる。判断要素としては、

- ① 専任教職員との職務内容の異同
- ② 契約締結時の状況（説明内容等）
- ③ 他の労働者の契約更新状況
- ④ 更新の回数，勤続年数
- ⑤ 更新手続の態様
- ⑥ 雇用継続を期待させる上司，人事権者の言動等が考慮される。

22

・平成15年度までの更新手続は厳格なものではなかったが，その後手続が厳格化され，平成18年度には，学級数や生徒数が不透明であるため，雇用を確約できる状況ではない旨の文書が送付されているところ，平成19年度以降には雇用継続への合理的な期待が生じていたとはいえないこと

・意に反して非常勤講師の雇止めがされた例がなかったとしても，そのことによって非常勤講師が希望すれば必ず更新されることになると期待することが合理的になるわけではないこと
等から雇用継続への合理的な期待が生じているとはいえない，とした。

24

対応策

- ・労働者の納得を得ておくことが余計な紛争を防止する
 - ← 契約毎に説明しておく
- ・説明内容を文書で交付する, 又は文書で予め用意しておき, 2名以上の担当者で面談し, 1名が説明する等, きちんと説明内容を再現できるようにしておくこと
- ← せめてあと1年といった話があれば, その内容を反映した契約書にしておく。

25

- ・例外を作らない
 - 例外を作らないことは, それなら私も・・という状況, 納得できない, という状況を生む。一律的に扱うことが合理的な期待を減少させる。
- ・更新の回数, 勤続年数
 - 一般的には更新回数や勤続年数が短い方が合理的な期待は生じにくい。
 - ← ある時期に, 上限があることを示す, あと何年で, と示すことは基本的には雇用継続への期待をなくす方向に働く。その旨の契約書を締結してしまう。

27

- ・専任教職員との職務内容との差異をもうける
 - ← 現場ではついつい仕事を任せがちだけれど, 任期も給与形態も違う(多くの場合期限の定めのない人の方が給与が高い)以上, 不合理な差異と言われないうよう, 管理職の方できちんとコントロールする必要。有期雇用の人にメリットを与えるイメージ。

26

- ・更新手続の様態
 - ← 契約更新毎に面談や, 判定会議等, 契約更新を検討していることが望ましい
- ・雇用継続を期待させる上司, 人事権者の言動
 - ← 人情として述べてしまうことに注意。上司の一言がトラブルの元になることもある。

28

試用期間的な有期雇用に対する裁判所の考え方

試用期間→解雇権濫用法理が類推適用され、当然には試用期間満了に伴う本採用拒否には合理的な理由が必要
有期雇用→合理的な期待がなければ保護されない

どちらを採用すべきか

Cf 高等学校の常勤講師

29

- 「労働条件」とは、給与、諸手当、労働時間に加えて、服務規律、教育訓練、災害補償、福利厚生等一切の待遇が含まれる。

←職務との関連性がうすい安全管理等について差を設けることは、不合理だと判断される可能性が高い

31

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

改正法20条

有期の労働者と期間の定めのない労働者の労働条件が異なる場合、労働者の業務の内容、責任の程度、配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

30

不合理だと判断された場合

←条文上法的効果は明示されていないが

32

Cf 外部委託

外部委託していれば労働契約の問題は生じないか

→指揮命令しているような場合、「偽装請負」にあたるとの主張

→実質的な「使用者」であるとして団体交渉に応じるよう要求される

Cf 神戸刑務所管理栄養士事件(神戸地方裁判所平成24年1月18日判決)

33

労働契約法20条を武器とした訴訟として、司法の分野においても現実的な紛争となってきた(過去では明確に否定した裁判例すらある)

35

同一労働同一賃金の原則

34

無事故手当, 作業手当, 給食手当及び通勤手当の不支給について不合理と認定し, 損害賠償請求を認容した事例として, 大阪高裁平成28年7月26日判決(ハマキョウレックス事件控訴審。第一審は大津地裁彦根支部平成27年9月16日判決)。

36

定年後再雇用の社員の労働条件について、正社員と同じ規定が適用されることの確認請求と、差額賃金の支払請求を認容した事例として、東京地裁平成28年5月13日判決（長澤運輸事件第一審）。ただし、控訴審は原判決取消・請求棄却（東京高裁平成28年11月2日判決）。

37

・年功序列の給与に本当に合理性があるのか
←不利益変更の壁

39

・定年は絶対的な正義か？
←年齢による差別ではないか？
←年金引上の不満を減らすために定年制度を無くせ、少なくとも定年後再雇用にも全額支給せよといった方向性にならない保証があるか

38

長期雇用を前提とした正社員に対する福利厚生を手厚くし、有為な人材の確保・定着を図る目的をもって制度設計をすることは、不合理とはいえないとして、本給、賞与、住居手当、退職金等の相違を適法としつつ、時間外労働の割合増率の相違は違法として慰謝料等の支払いを命じた事例として、東京地裁平成29年3月23日判決（メトロコマース事件）。

40

仙台地裁平成29年3月30日判決(ヤマト運輸事
件)(労判1158号18頁以下)

マネージ社員(無期雇用)とキャリア社員(有
期雇用)の賞与の支給方法の差は労働契約法
20条に反しないとされた

41

東京地裁平成29年9月14日判決

TKCローライブラリー文献番号25546920

手当等の労働条件において正社員と差異が
あることが労働契約法20条に違反すると的主
張が一部認容された

43

上記のとおり、マネージ社員とキャリア社員との
間には、ともに運行乗業務に従事している場合、
その内容及び当該業務に伴う責任の程度は同一
といえる(略)が、マネージ社員に期待される役割、
職務遂行能力の評価や教育訓練等を通じた人材
の育成等による等級・役職への格付等を踏まえた
転勤、職務内容の変更、昇進、人材登用の可能性
といった人材活用の仕組みの有無に基づく相違が
あり、職務の内容及び配置の変更の範囲には違
いがあり、その違いは小さいものとはいえない。

42

以上の諸事情を総合考慮すると、正社員のう
ち旧一般職及び地域基幹職と時給制契約社員
との間には、職務の内容及び配置の変更の範
囲に大きな相違があり、新一般職と時給制契
約社員との間にも、一定の相違があると認めら
れる。

44

年末年始の期間における労働の対価として一律額を基本給とは別枠で支払うという年末年始勤務手当の性格等に照らせば、長期雇用を前提とした正社員に対してのみ、年末年始という最繁忙時期の勤務の労働に対する対価として特別の手当を支払い、同じ年末年始の期間に労働に従事した時給制契約社員に対し、当該手当を全く支払わないことに合理的な理由があるということとはできない。

45

夏期冬期休暇は、その時期や日数については、とりわけ職務の内容や繁忙期による影響を受けると考えられるものの、職務の内容等の違いにより、制度としての夏期冬期休暇の有無について差異を設けるべき特段の事情がない限り、時給制契約社員についてだけ、制度として夏期冬期休暇を設けないことは、不合理な相違というべきである。

47

新一般職に対しては、転居を伴う可能性のある人事異動等が予定されていないにもかかわらず、住居手当が支給されているところ、同じく転居を伴う配置転換等のない時給制契約社員に対して住居手当が全く支給されないことは、先に述べた人事施策上の合理性等の事情を考慮に入れても、合理的な理由のある相違ということとはできない。

46

手当，給与の差についての見直し

特に

- ・有期と無期
- ・フルタイムとパート

の間において、例えば非常勤講師と専任教員、定年後再雇用者と専任教職員との間において、

48

- ・各種手当の差異
- ・給与の差

についての検討, 一定説明できるだけの業務
内容や責任の差を設けることが望ましい

→雇用継続の期待の話とも関連する